

平成24年3月6日
三重県環境森林部

四日市市内山町地内産業廃棄物不適正処理事案に係る 特定支障除去等事業実施計画(案)の概要

I 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要があると認められる事案

1 事案の概要

(1) 不適正処理が行われた場所等

ア 所在地 四日市市内山町字高砂 8810-4 他

イ 面積/容量：約 20,000m²/約 340,000m³

内訳

- ・ 成豊株式会社 最終処分場 約 15,000m²/277,000m³
(許可面積等： 7,942m²/81,098m³)
 - ・ 有限会社功進 自社処分場 約 3,400m²、約 48,000m³
(自社処分場届出面積等： 2,322m²/20,400m³)
- 中間処理施設：約 1,300m²、約 15,000m³

(2) 不適正処理を行った者等

ア 名称

- ・ 成豊株式会社 (平成13年7月株式会社シーマコーポレーションに改称、平成19年10月清算終了)
- ・ 有限会社功進 (平成15年10月清算終了)

イ 不適正処理に関与した役員等

- ・ 朝岡隆之 (不適正処分を行った当時の代表者)

(3) 不適正処理の内容等

ア 許可品目外の廃棄物(木くず、紙くず)の埋立

イ 許可面積・容量、届出面積・容量を超える廃棄物の埋立

2 事案の経緯

四日市市内山町地内の産業廃棄物安定型最終処分場等において、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われました。

県が平成16～17年度に実施した安全性確認調査の結果、廃棄物層内部で高濃度(5,000ppm)の硫化水素ガス及びメタンガスの発生が判明し、これらの物質による悪臭や火災発生など、生活環境保全上の支障が生じるおそれがありました。

このため、原因者に対して措置命令を発出しましたが、着手期限を過ぎても原因者による措置命令の履行が見込めず、また、依然として高濃度の硫化水素ガス等が発生していることから、緊急対策として、平成19年2月、ガスの回収処理等の行政代執行に着手しました。

しかし、恒久対策として検討していた雨水浸透防止対策や廃棄物の飛散流出防止対策等については、一部廃棄物の掘削を伴うことも考えられるため、高濃度の硫化水素

ガス等が発生している現状では周辺環境への影響等が懸念されたことから実施を留保しました。

3 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等事業実施の必要性

行政代執行に着手したことにより、最大 32,000ppm で検出された硫化水素は 1,000ppm まで低下したものの、現在でも依然として致死濃度レベル (1,000ppm) で推移しています。

また、廃棄物層内部には硫化水素ガスの原因物質である有機物や硫酸イオンが多く含まれる部分を確認されるとともに、原因の一つである雨水の浸透が防止されていないことから、このままガスの回収処理を行ったとしても継続して致死濃度レベルの硫化水素ガスの発生が予想されます。さらに、メタンガスについても、行政代執行着手後もほとんど濃度の低下は見られず、30～60%程度と高い濃度で推移しています。

このため、三重県では廃棄物の早期安定化技術の一つであるドライフォグ適用性試験を実施したところ、硫化水素ガス濃度の低下が確認されたことから、当該技術を活用することにより、掘削工事等を伴う恒久対策につなげることができると考えられました。

その他、現地では、廃棄物の間隙から周辺へ硫化水素ガスやメタンガスが漏洩することが懸念されるとともに、現場南側及び西側の法面は急勾配となっている部分があり、法面の崩落が起きた場合には、廃棄物層に滞留している硫化水素ガス等が漏洩し、以下のとおり生活環境保全上の支障のおそれがあることから、支障の除去を行う必要があります。

- (1) 有害ガス：有害ガスである硫化水素については、近隣に民家や事業所が存在し、周辺道路は通学路として利用されていることなどから、低濃度であっても生活環境保全上の支障が発生するおそれがあります。
- (2) 悪臭：硫化水素ガスが漏洩した場合には、周辺において悪臭による生活環境保全上の支障が発生するおそれがあります。
- (3) 火災：メタンガスが漏洩し、空気と混合された状態で、何らかの火源があった場合、火災を引き起こすなど、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあります。

II 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向

1 技術検討専門委員会における検討

県は、当該不適正処理事案に関し、支障の除去対策の技術的な調査及び検討を行うため、平成23年8月に「四日市市内山事案技術検討専門委員会」を設置し、これまで2回の委員会を開催して支障除去の基本方針や硫化水素ガス対策工法等について検討を行いました。

2 支障除去等の基本的な考え方

(1) 支障除去等の考え方

支障除去等の対策は、雨水浸透防止、掘削整形覆土等を実施するなどの抜本的な支障除去等を行う「恒久対策」の実施を最終目標としますが、現状では、恒久対策として廃棄物の掘削等の作業を行った場合、硫化水素ガスによる周辺環境への影響

や作業に危険を伴うことなどが懸念されます。

また、廃棄物の間隙から周辺へ硫化水素ガスやメタンガスが漏洩することが懸念されるとともに、現場南側及び西側の法面は急勾配となっている部分があり、法面の崩落が起きた場合には、廃棄物層に滞留している硫化水素ガス等が漏洩し、①有害ガス②悪臭③火災発生による生活環境保全上の支障のおそれがあると判断されます。

このため、第1段階として硫化水素ガスの発生を抑制し、第2段階で恒久的な対策を実施するなど段階的に対策を進める必要があります。

(2) 生活環境保全上達成すべき目標

第1段階の硫化水素ガス対策の目標としては、掘削整形工事を行った場合等に敷地境界の硫化水素ガス濃度が悪臭防止法に基づく敷地境界基準(0.02ppm)を満足することとします。

恒久対策の目標としては、「将来にわたって悪臭防止法に基づく敷地境界基準である0.02ppmを超える硫化水素が観測されず、また、高濃度のメタンガスが滞留して火災のおそれがない状態が保たれること」とする。「将来にわたって」とは、法面の崩壊のおそれがなく、廃棄物の間隙等から周辺へ漏洩して悪臭や火災発生等のおそれがない状態とします。

(3) 支障除去等の工法検討

ア 対策範囲

硫化水素ガスの高濃度発生範囲、廃棄物層内の高温(推測)範囲及び有機物の高濃度範囲の3つを合成し、第1段階の対策範囲として設定しました。

イ 工法

硫化水素ガス等の発生を抑制するため、廃棄物層内に空気と一緒に酸化剤を霧状に噴霧する「霧状酸化剤注入法」が現場で効果が確認されているなど最も効果的で経済的と考えられることから、第1段階の硫化水素ガス対策工法として選定しました。

III 特定産業廃棄物に起因する支障除去等事業の内容に関する事項

1 特定支障除去等事業の実施に関する計画

対策範囲に井戸を設置し、霧状酸化剤注入による廃棄物中の有機物の分解を行って硫化水素ガスの発生を抑制します。

2 特定支障除去等事業の実施予定期間

平成24年度

3 特定支障除去等事業に要する費用等

100,000千円

IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し県が講じた措置及び講じようとする措置内容

1 県が講じた措置

(1) 措置命令の発出

(株)シーマコーポレーション(旧成豊(株))及び朝岡隆之(当時の代表者)

に対して、平成18年3月14日に措置命令を発出しました。

(2) 行政代執行に要した費用の徴収

ア 原因者に対する徴収

平成22年度末までに県が行った行政代執行の費用の総額は、維持管理に必要な費用を含めて75,716,178円となっています。

措置命令を発出した(株)シーマコーポレーション(事業者)及び朝岡隆之(当時の代表者)のうち、事業者については、平成19年10月3日に清算終了登記を行い、法人は消滅しています。

当時の代表者についても費用を支払えるだけの資力はありませんが、強く納付を要請し、平成21年2月から月々わずかですが分納させています。平成22年度末時点の納付金額は、130,000円です。

イ 排出事業者の責任追求

過去の本県の監視指導資料から把握した排出事業者及び産業廃棄物処理・処分実績報告書から判明した排出事業者に対して廃棄物処理法第18条に基づき報告徴収を行いました。

現在、提出資料の整理を行っており、違法性等が確認された場合には、措置命令を発出するなど厳しく対応することとしています。

2 今後講じようとする措置等

関係者に対しては、次のとおり措置を講じてその責任を追及していきます。

(1) 排出事業者への責任追及

今後、新たに排出事業者が判明した場合には、廃棄物処理法第18条に基づき報告徴収を行い、違法性等が確認された場合には、措置命令を発出するなど責任を追及します。

(2) 費用求償

原因者に対しては、今後実施する行政代執行に要する費用についても、これまでに要した費用と合わせ、厳しく求償を行っていきます。

また、排出事業者など、不適正処分に関与した者の調査を継続して行い、違法な行為等が確認できた場合は、措置命令の発出や公告に基づく費用求償を行うなど、厳しく責任追及を行っていきます。

V 県における対応状況の検証、不適正処分の再発防止対策

行政対応については、別途、「特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会」で調査・検討を頂き、平成24年2月29日に答申が出されました。

VI その他特定産業廃棄物に起因する支障除去等の実施に際し配慮すべき事項

1 特定支障除去等事業の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項

特定支障除去事業の実施にあたっては、事業実施に伴う周辺環境への影響及び対策効果を把握し、適切に対応するため、発生ガス及び水質調査等のモニタリングを行います。

モニタリング調査結果については、四日市市や関係自治会に対し、ホームページや説明会等を通じて積極的に情報提供に努めるとともに、必要に応じ専門家に助言を求

める等、適宜モニタリング調査内容の見直しを図ります。

2 作業安全の確保及び緊急時の連絡体制の整備

対策井戸の設置時においては、硫化水素ガスやメタンガスが発生するなど作業者に悪影響を及ぼすおそれがあるため、作業環境対策等を実施します。

3 住民の意見等が反映される必要な措置

これまで関係自治会代表者に対し、行政代執行施設の運転管理状況及び定期モニタリングデータを毎月報告しています。

また、学識経験者等で構成する「四日市市内山事案技術検討専門委員会」を公開で実施し、委員会の内容をホームページに掲載する等積極的に情報公開を行うとともに、専門委員と住民との意見交換の場を設けることや現地見学会を開催する等、地元住民の意見を反映しやすい環境づくりに取り組んできました。

今後とも関係者との情報共有を図るため、必要に応じて工事実施状況やモニタリングデータ等の情報提供や説明会、現地見学会を実施することとしています。

三重県四日市市内山町地内不適正処理事案
に係る特定支障除去等事業実施計画（案）

平成24年3月

三重県

目次

I	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要があると認められる事案	
1	事案の概要	1
	(1) 事案の名称	
	(2) 不適正処分が行われた場所	
	(3) 不適正処分を行った者	
	(4) 不適正処分が行われた施設概要	
	(5) 不適正処分の内容等	
2	事案の主な経緯	7
3	調査、措置命令及び行政代執行の経緯	8
	(1) 安全性確認調査の概要	
	(2) 措置命令の概要	
	(3) 行政代執行の概要	
	(4) 補完的調査（グリーンニューディール基金活用調査）、モニタリング調査の概要	
4	特定産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障を除去する必要性	25
II	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向	
1	四日市市内山町地内不適正処理事案における技術検討専門委員会による対策検討	26
	(1) 不適正処理された廃棄物に起因する生活環境保全上の支障	
	(2) 支障等除去の方法	
2	支障除去等の基本的な考え方	29
	2.1 支障除去等の考え方	
	2.2 支障除去等の実施範囲	
	2.3 生活環境保全上達成すべき目標	
	2.4 支障除去対策の検討	
	2.5 支障除去等の実施方法	
III	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の内容に関する事項	
1	特定支障除去等事業の実施に関する計画	40
	(1) 井戸の設置及び発生ガスの発生原因物質の抑制	
	(2) 硫化水素ガス発生抑制の判断、及び対策工事中の周辺への影響を防止するためのモニタリング	
2	特定支障除去等事業の実施予定期間	43
3	特定支障除去等事業に要する費用等	44

IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し、県が講じた措置および講じようとする措置の内容

- 1 県が講じた措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
 - (1) 処分を行った者への法的措置等
 - (2) 行政代執行
- 2 今後講じようとする措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
 - (1) 排出事業者への責任追及（廃棄物処理法第19条の5及び第19条の6の対象者に対する措置命令）
 - (2) 費用求償

V 県の対応状況の調査と不適正処分の再発防止策

- 1 四日市市内山町地内不適正処理事案の対応に関する調査委員会の設置・・・・・・・・ 49
- 2 調査検討委員会による検証及び再発防止策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - 2.1 調査検討の方法
 - 2.2 県の対応の問題点
 - 2.3 結論
 - 2.4 再発防止策
- 3 検証を踏まえた県の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

VI その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に際し、配慮すべき重要事項

- 1 支障の除去等の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項・・・・・・・・ 72
 - (1) モニタリング実施計画
 - (2) 施工中の作業基準及び作業環境対策
- 2 緊急時の連絡体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 3 実施計画策定に当たって住民の意見等が反映される必要な措置・・・・・・・・ 75
- 4 実施計画に対する三重県環境審議会の意見・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
- 5 四日市市の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

I 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要があると認められる事案

1 事案の概要

(1) 事案の名称

三重県四日市市内山町地内不適正処理事案

(2) 不適正処分が行われた場所 (図 I-1、2)

- ・ 四日市市内山町字高砂 8 8 1 0 番地の 4 他 8 筆 (成豊(株)最終処分場)
- ・ 四日市市内山町字高砂 8 8 1 6 番地の 1 ((有)功進中間処理施設)
- ・ 四日市市内山町字高砂 8 8 0 9 番地 ((有)功進最終処分場)

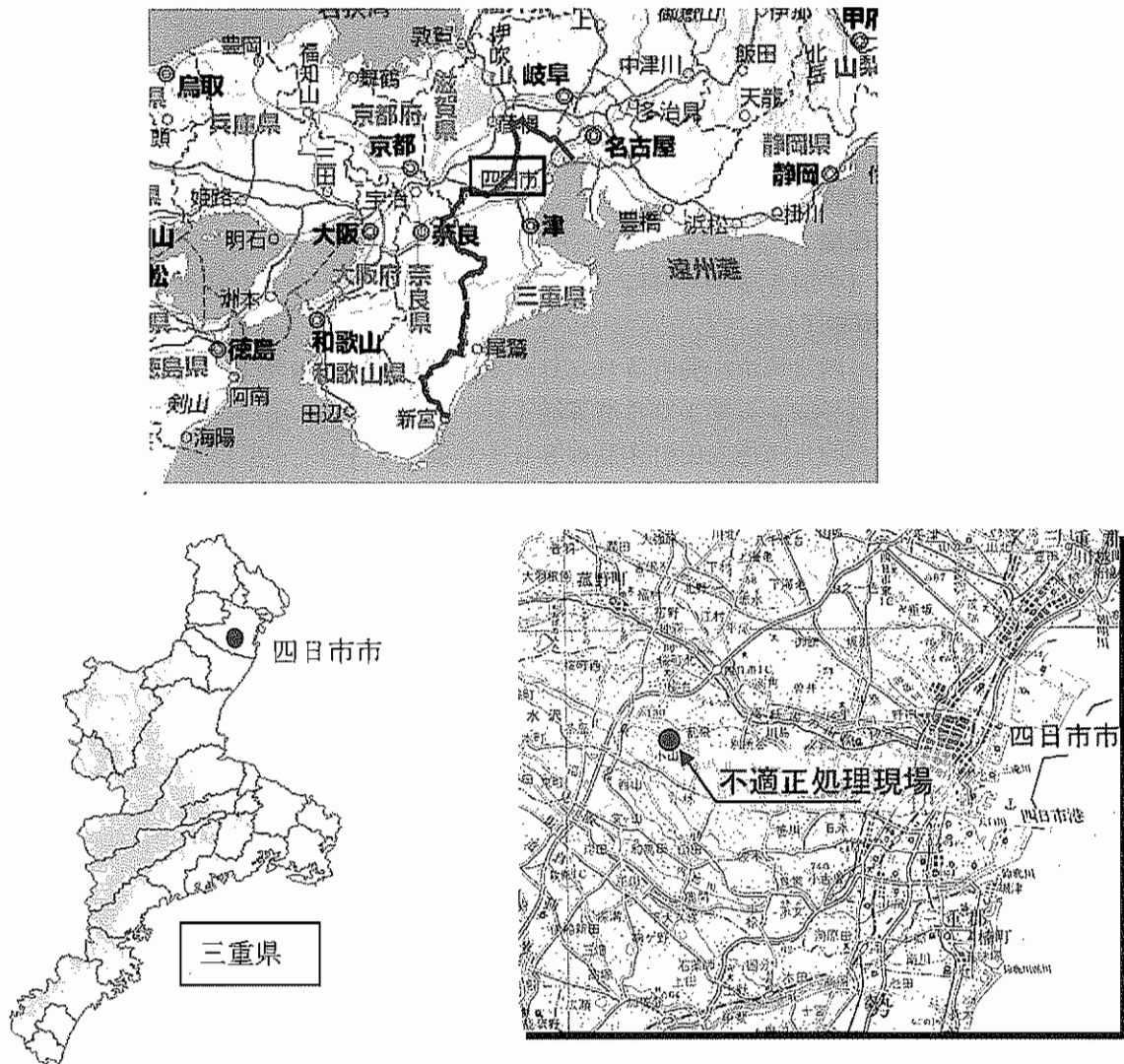


図 I-1 位置図

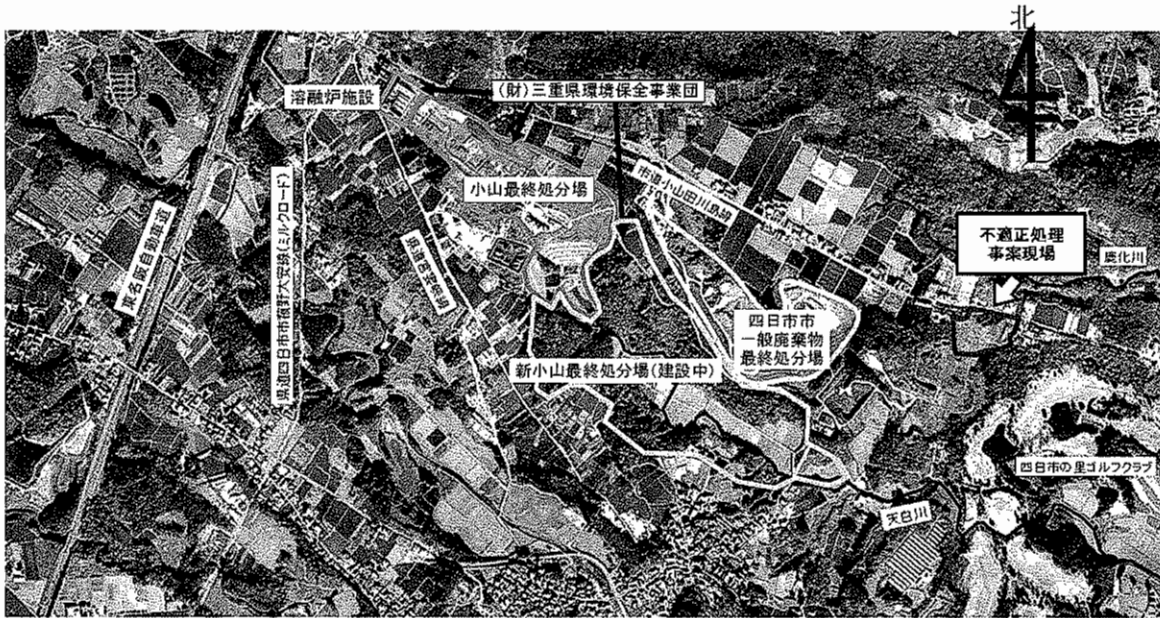


図 I - 2 周辺の状況 (航空写真)

(3) 不適正処分を行った者

ア 名称及び所在地

- ・成豊(株) (平成13年7月に(株)シーマコーポレーションに社名変更、平成19年10月清算終了)

所在地：四日市市川島町5930-102 (平成14年3月以降)

- ・(有)功進 (平成15年10月清算終了)

所在地：四日市市内山町字高砂8810番地11

イ 不適正処分に関与した役員

- ・朝岡隆之 (不適正処分を行った当時の代表者)

(4) 不適正処分が行われた施設概要 (表 I-1、図 I-3)

表 I-1 処理施設に係る概要

原因会社名	成豊 (株)	(有) 功進
施設 (3つの施設が隣接)	安定型最終処分場	中間処理施設 規模未満自社安定型最終処分場
設置場所	四日市市内山町字高砂 8810-4 他 8 筆	四日市市内山町字高砂 8816-1 (中間処理施設) 四日市市内山町字高砂 8809 (最終処分場)
許可期間	平成元年 3 月 31 日 ~ 平成 10 年 11 月 6 日 (処分業の許可 取消)	平成 9 年 1 月 31 日 ~ 平成 11 年 9 月 1 日 (中間処理業 (破碎) 許可取消)
許可品目	廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、コンクリート破片等	廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、コンクリート破片等 (平成 9 年 11 月 20 日に木くず、紙くずを追加)
面積	15,036 m ² (許可 7,942m ²)	自社処分場 : 3,431 m ² (届出 2,322 m ²) 中間処理施設 : 1,317 m ²
容量	277,000 m ³ (許可 81,098 m ³)	自社処分場 : 48,000 m ³ (届出 20,000m ³) 中間処理施設 : 15,000 m ³
主な埋立廃棄物	廃プラスチック類、建設廃材、木くず等	廃プラスチック類、建設廃材、木くず等

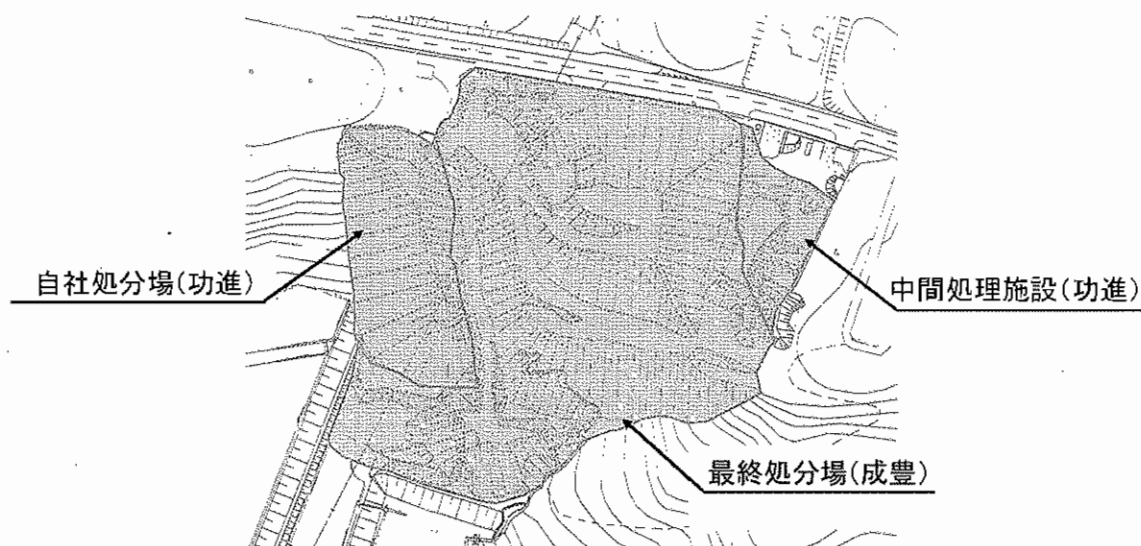


図 I-3 不適正処理事案施設位置図

(5) 不適正処分の内容等

ア 概要

本事案は、事業者の安定型産業廃棄物最終処分場等において、産業廃棄物処理基準に違反し、許可容量及び許可区域を超えた埋立てが行われたこと、また、許可外（安定型産業廃棄物以外）の廃棄物の埋立処分が行われたこと等により、高濃度の硫化水素やメタンガスが発生し、これらの物質による悪臭や火災発生のおそれなどの生活環境保全上の支障等を生じさせたものである。

イ 不適正処分の経緯

① 第1期（昭和62年5月から平成5年4月）

【成豊（株）】

成豊（株）は、昭和62年5月21日、県予備審査要領に基づき、産業廃棄物処理事業計画書を提出、昭和63年1月9日には産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場）設置届出書を県に提出し、平成元年3月31日に収集運搬業及び処分業（最終処分）の許可を取得した。

平成元年11月30日、浸出液処理設備放流水のpHが産業廃棄物処理法第14条第4項に規定する産業廃棄物の処分の基準（以下「浸出液の基準」という。）に違反していたので、平成元年12月27日に浸出液の基準を遵守するよう、文書勧告による行政指導を行ったものの改善されなかった。

② 第2期（平成5年4月から平成9年9月）

【成豊（株）】

成豊（株）は、平成5年までほとんど事業活動を行っておらず、平成5年4月に再開してから、本格的に施設を稼働させた。

平成5年7月29日、県が許可品目外の廃棄物が埋め立てられていたことを確認したため、撤去するよう指示したが、許可品目外廃棄物は依然として処分場に埋め立てされていたので、同年8月18日に再度撤去を指示した。その後も県の指示に従うことはなかったため、平成6年3月7日に許可品目以外の廃棄物の撤去と適正な処分を行うよう、文書警告による行政指導を行った。

平成6年8月2日には、最終処分業及び収集運搬業の許可が更新された。

平成7年3月16日、最終処分場の構造が設置届出書と相違があるとして、県は、同年同月30日に改善計画書を提出するよう文書勧告による行政指導を行った。（5月に改善計画書提出）

平成9年5月9日、処分場南側場外に廃棄物が流出していたことに対して、飛散した廃棄物を撤去するよう指示したが、履行されなかったため、同年同月29日に維持管理基準不適合とし、行政指導として飛散廃棄物の撤去や防止策の作成を文書により指示した。（7月に防止策提出）

その後、平成9年7月25日に現地において簡易測量を実施した結果、処分場の処理能力を超える廃棄物が確認されたため、同年8月1日に維持管理基準不適合として文書警告による行政指導を行った。

県の監視により布団や紙くず等の一般廃棄物が搬入されていることが確認されたため、平成9年9月18日に許可を受けた安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物を搬入し、埋め立てしないよう、改善命令を発出した。

【（有）功進】

（有）功進は、平成9年1月31日に処分業（中間処理）の許可を取得した。さらに、同年5

月29日に規模未満自社安定型最終処分場（以下、「自社最終処分場」という。）設置届を県に提出し、同年6月15日に使用を開始した。

平成9年9月13日、自社最終処分場において火災が発生したため、同年9月18日に、(有)功進に対し、火災を発生させないよう万全の対策を講ずるよう、また同年10月3日まで廃棄物の搬入を行わないよう、改善命令を発出した。

③ 第3期（平成9年9月から平成10年11月）

【成豊（株）】

平成9年10月6日、最終処分場西側法面の一部が崩落し、施設外へ産業廃棄物が飛散流出するおそれがあるとして、同年同月9日に産業廃棄物の飛散流出を防止するために必要な措置を講ずるとともに、産業廃棄物処理施設の境界を明確にするよう、文書警告による行政指導を行った。

平成10年5月15日、設置届出書と廃棄物の埋立形状の違いがあったため、平成10年6月3日に廃棄物処理法第18条に基づき、届出書により届出を行った断面図及び数量計算書と現在の埋立形状との相違について、報告徴収を行った。しかし、報告がなされなかったことから、同年7月14日に再度現地に立ち入り測量を実施し、埋立面積が計画の7,941㎡に対して実測12,050㎡と大きく超過していることが判明した。

なお、平成10年7月7日には処分場の周囲に囲いを設置するよう改善命令を発出した。

さらに、平成10年9月9日には無許可で処理能力を変更したとして、成豊に対し、処分業及び収集運搬業の停止命令（30日間）を発出したものの、命令に違反したため、同年10月2日に告発した。

平成10年10月21日には処分場の処理能力を超えて埋め立てを行ったとして、廃棄物の埋立量を許可内容以下にするよう、改善命令を発出し、同年11月6日には成豊（株）に対し、産業廃棄物収集運搬業及び最終処分業の許可を取り消した。

【（有）功進】

平成9年10月6日、自社最終処分場の境界部分の土壁の一部が崩落したことから、同年同月9日に最終処分場の崩壊した土壁を修復すること、境界を明確にすること、周囲に囲いを設けることについて、文書警告による行政指導を行った。

平成9年11月20日、中間処理施設について、取扱う産業廃棄物に木くずと紙くずを追加する処分業の変更許可を行った。

平成10年2月3日、自社最終処分場に搬入している廃プラスチック類の最大径を15cm以下に破砕するよう、改善命令を発出した。

平成10年7月7日、自社最終処分場に搬入されている木くずの除去及び処分場の周囲への囲いの設置について改善命令を発出した。

④ 第4期（平成10年11月から平成11年9月）

【（有）功進】

平成11年2月2日及び9日、中間処理施設において処理前の産業廃棄物が敷地境界を越えて大量に保管されているとして、同年2月18日に中間処理施設が適正な状態になるまで新たな搬入を停止するよう警告したが、警告後も未処理廃棄物は増加していた。

平成11年4月21日には、中間処理施設において、保管基準違反が確認されたことから、改善命令を発出し、同年9月1日には産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可の全部を取り消した。

⑤ 第5期（平成11年9月～）

【成豊・功進】

平成16年度～平成17年度（平成16年12月～平成18年3月）に実施した安全性確認調査において、高濃度の硫化水素ガス・メタンガス（平成18年2月時点で硫化水素ガス5,000ppm）が認められたため、平成18年3月14日（株）シーマコーポレーション（旧 成豊（株））及び元代表者（朝岡隆之）に、措置命令を発出した。

しかしながら、（株）シーマコーポレーション及び元代表は、措置命令の着手期限である平成18年6月13日までにこれを履行せず、硫化水素濃度は最大5,000ppmと高濃度であり、敷地境界でも臭気が感じられたことから、県は、発生ガスを回収処理する行政代執行を緊急的に実施することとした。

なお、平成19年8月31日には（株）シーマコーポレーション及び元代表を措置命令違反で告発した。

本実施計画では、生活環境保全上の支障のおそれの原因物質を硫化水素ガス及びメタンガスとしているが、これらの因果関係となる不適正処理行為は、発生原因物質である許可品目以外の廃棄物（紙くず、木くず）が搬入されたことと考えられる。

当該物質が不適正処理された時期は、成豊（株）は平成9年9月以前から、また、（有）功進は平成10年2月以前からと推定される。

2 事案の主な経緯

本事案の主な経緯は表 I-11 のとおりである。

表 I-11 これまでの主な経緯

年月日	成豊（株）に関する事項	(有) 功進に関する事項
昭和 63 年 1 月 9 日	安定型最終処分場の設置を届出	
平成元年 3 月 31 日	処分業（最終処分）、収集運搬業の許可を取得	
平成 5 年 2 月 2 日	代表取締役役に山本泰凡が就任	
平成 6 年 2 月 23 日	代表取締役役に朝岡隆之が就任	
平成 6 年 8 月 2 日	処分業（最終処分）、収集運搬業の許可を更新	
平成 7 年 6 月 5 日		収集運搬業の許可を取得 (代表取締役 朝岡隆之)
平成 9 年 1 月 31 日		処分業（中間処理（破碎））の許可を取得
平成 9 年 5 月 30 日		規模未満自社安定型最終処分場設置届出
平成 9 年 9 月 18 日	改善命令（許可品目外廃棄物の搬入埋立）	改善命令（火災防止対策、10 月 3 日まで搬入禁止）
平成 9 年 11 月 20 日		収集運搬業、処分業の変更許可を取得
平成 10 年 2 月 3 日		改善命令（プラスチック類を 15cm 以下に破碎）
平成 10 年 7 月 7 日	改善命令（処分場の周囲に囲いの設置）	改善命令（安定型品目外の廃棄物を処分、処分場の周囲に囲いの設置）
平成 10 年 9 月 9 日	停止命令（無許可で処理能力を変更）	
平成 10 年 10 月 2 日	停止命令違反で告発	
平成 10 年 10 月 21 日	改善命令（処理能力を許可内容以内に）	
平成 10 年 11 月 6 日	処分業、収集運搬業の許可を取り消し	
平成 10 年 12 月 24 日		代表取締役役に荻野英機が就任
平成 11 年 4 月 21 日		改善命令（省令を超える高さ部分の改善）
平成 11 年 9 月 1 日		処分業、収集運搬業の許可を取り消し
平成 11 年 9 月 30 日	法人不起訴、代表取締役罰金 50 万円	
平成 13 年 7 月 3 日	(株) シーマコーポレーションに名称変更	
平成 14 年 2 月 5 日	代表取締役役に木崎末夫が就任	
平成 15 年 10 月 10 日		清算終了
平成 16 年 12 月 8 日	安全性確認調査に着手（平成 18 年 3 月まで）	
平成 18 年 3 月 14 日	(株) シーマコーポレーションほか措置命令	
平成 19 年 2 月 16 日	行政代執行に着手	
平成 19 年 7 月 10 日	硫化水素除去装置の試運転開始	
平成 19 年 8 月 31 日	(株) シーマコーポレーションほか措置命令違反で告発	
平成 19 年 10 月 1 日	清算終了	
平成 20 年 3 月 7 日	(株) シーマコーポレーションほか書類送検	
平成 20 年 4 月 1 日	硫化水素除去装置の本稼働	
平成 20 年 12 月 25 日	(株) シーマコーポレーションほか不起訴処分	
平成 21 年 12 月 10 日	地域グリーンニューディール基金による補充調査開始（平成 23 年 3 月末まで）	
平成 22 年 9 月 28 日	霧状酸化剤注入法適用性試験開始	

3 調査、措置命令及び行政代執行の経緯

(1) 安全性確認調査の概要

三重県では、県の総合計画である「県民しあわせプラン」の戦略計画において、重点プログラムの一つとして、「不法投棄のない安全な循環型社会実現プログラム」を掲げ、その一環として、過去の産業廃棄物不適正処理事案のうち、廃棄物からの有害物質の周辺への流出等、生活環境保全上の支障等が懸念された11事案について、平成16年度から平成18年度にかけて、安全性確認調査を実施した。

当該事案は11事案の1案件(2事案)として、平成16年12月から平成18年3月にかけて、以下の3項目について安全性確認調査を行った。(図I-4)

①測量調査

②地質調査[ボーリング10箇所(場内6、周辺4)、透水試験]

③理化学調査[廃棄物・土壌の溶出試験、水質調査、発生ガス調査]

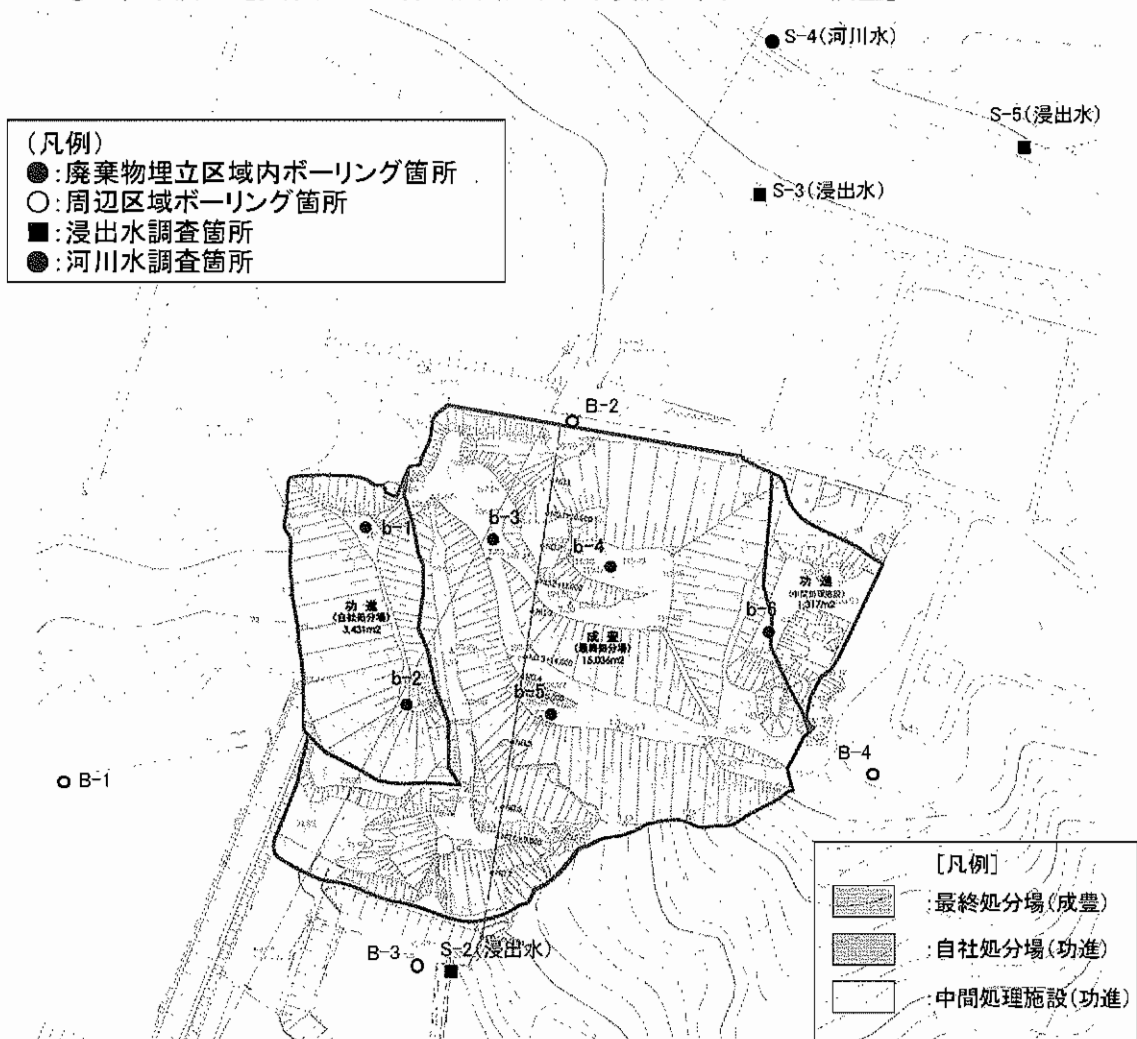


図 I - 4 安全性確認調査箇所図

また、生活環境保全上の支障又はそのおそれ（以下、「支障等」という。）の判断や、支障等がある場合、その除去対策等について検討し、報告を行うことを目的として、学識者で構成する「安全性確認調査専門会議」を設置し、調査結果等について審議した。

○ 安全性確認調査専門会議委員名簿

	氏名	職名等（平成17年度当時）
議長	花嶋正孝	福岡県リサイクル総合研究センター長
副議長	樋口壯太郎	福岡大学大学院工学研究科教授
委員	平田健正	和歌山大学システム工学部教授
〃	中村正秋	名古屋大学名誉教授
〃	本田裕	三重大学教育学部教授
〃	田中正明	四日市大学環境情報学部教授

○ 安全性確認調査専門会議の開催状況

	開催日	内容
準備会	平成17年11月21日	議長・副議長選出、概要説明、現地調査
第1回	平成18年1月9日	調査結果の中間報告
第2回	平成18年3月26日	調査結果の最終報告、発生ガス対策の検討
第3回	平成18年6月10日	対策工法案の報告

その内容は以下のとおりである。

ア 調査結果の概要

a 面積及び容量

測量調査及びボーリング調査結果に基づく当事案の廃棄物埋立区域面積及び容量は表1-2のとおりである。全体として面積約20,000m²に容量約34万m³の廃棄物が埋立又は放置されていると推定される。

表1-2 廃棄物埋立区域の面積と容積集計表

		面積 (m ²)		容量 (千 m ³)	
		許可	調査結果	許可	調査結果
成豊 (株)	最終処分場	7,942	15,036	81	277
(有) 功進	中間処理場	—	1,317	—	15
	自社処分場	(2,322)*	3,431	(20)*	48
合計		7,942	19,784	81	340

注) 自社安定型処分場 (3,000 m²未満) の場合、設置の時点 (平成9年5月) では、設置許可が必要でなかったため、括弧書きの数字で示した。

b 確認された廃棄物

ボーリングのコア観察の結果、廃プラスチック類、金属片、ガラス、コンクリート塊などが主体であり、木片、紙類等の混入していることが認められた。

それらの割合は、安定5品目が50～60%、木くず、紙くず等が10%、土砂（覆土を含む）が20～40%程度である。

c 廃棄物・土壌の溶出試験

廃棄物・土壌溶出試験の調査箇所数と検体数は、表I-3のとおりである。

表I-3 溶出試験の調査箇所数と検体数

区分	ボーリング箇所	検体数	
廃棄物埋立区域	6	廃棄物層	15
		土壌層	5
周辺区域	4	廃棄物層	1
		土壌層	13
合計	10	合計	34

廃棄物層では、調査項目のうち埋立判定基準が設定されている項目（21項目）中、鉛、セレン、ベンゼン及びダイオキシン類の4項目が検出されたが、全て判定基準を満足していた。

また、土壌層では、調査項目のうち土壌環境基準が設定されている項目（23項目）中、周辺区域で鉛、砒素、ふっ素及びダイオキシン類の4項目が、埋立区域内の底地土壌でほう素及びダイオキシン類の2項目が検出されたが、全て環境基準を満足していた。（表I-4）

表I-4 廃棄物・土壌溶出試験結果の概要（単位：mg/L、ダイオキシン類はpg·TEQ/g）

区分	検出項目	濃度範囲	環境基準	判定基準	
廃棄物層	鉛	<0.01～0.02	—	0.3	
	セレン	<0.01～0.053	—	0.3	
	ベンゼン	<0.01～0.02	—	0.1	
	ダイオキシン類	0.65～340	—	3,000	
土壌層	廃棄物埋立区域	ほう素	<0.1～0.3	1	—
		ダイオキシン類	0.028～0.61	1,000	—
	周辺区域	鉛	<0.01～0.01	0.01	—
		砒素	<0.005～0.007	0.01	—
		ふっ素	<0.5	0.8	—
		ダイオキシン類	0.025～20	1,000	—

注) ダイオキシン類は含有量試験

d 水質試験

水質試験の調査箇所数、検体数は、表1-5及び図I-5のとおりである。

表1-5 水質試験の調査箇所数と検体数

区 分		調査箇所数	検体数
廃棄物埋立区域	地下水（廃棄物層）（保有水）	5	5
	地下水（底地帯水層）（内山互層）	2	2
周辺区域	地下水	4	4
	浸出水	4	4
	河川水	1	1
合計		15	16

廃棄物埋立区域では、調査項目のうち、最終処分場の維持管理基準設定項目とダイオキシン類（計21項目）中、7項目が検出され、このうちベンゼン、ダイオキシン類等5項目が基準を超過していた。

また、廃棄物埋立区域の底地帯水層及び周辺区域では、調査項目のうち、地下水等の環境基準が設定されている項目（23項目）中、6項目が検出され、ほう素、1,2-ジクロロエタン及び硝酸・亜硝酸性窒素の3項目が基準を超過していた。（表1-6）

表1-6 水質調査結果の概要（単位：mg/L、ダイオキシン類はpg-TEQ/L）

区 分	検出項目	濃度範囲	環境基準	管理基準	基準超過地点数	
廃棄物埋立区域	地下水（保有水） （廃棄物層） b-1,b-2,b-3,b-4, b-6	カドミウム	<0.001~0.002	—	0.01	
		鉛	<0.005~0.007	—	0.01	
		ジクロロメタン	<0.002~ 0.035	—	0.02	1 (b-6)
		1,2-ジクロロエタン	<0.0004~ 0.0083	—	0.004	2 (b-4,b-6)
		シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004~ 0.062	—	0.04	1 (b-3)
		ベンゼン	<0.001~ 0.15	—	0.01	4 (b-2,b-3,b-4,b-6)
		ダイオキシン類	0.73~11	—	1	4 (b-1,b-3,b-4,b-6)
	地下水 （底地帯水層） b-2,b-5	ほう素	0.2~ 2.0	1	—	1 (b-5)
		ダイオキシン類	0.047~0.067	1	—	
		硝酸・亜硝酸性窒素	0.19~1.3	10	—	
周辺区域	地下水 B-1,B-2,B-3,B-4	ふっ素	<0.08~0.11	0.8	—	
		ほう素	<0.1~0.7	1	—	
	浸出水 S-1,S-2,S-3,S-5	1,2-ジクロロエタン	<0.0004~ 0.017	0.004	—	1 (b-3)
		シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004~0.005	0.04	—	
	河川水 S-4	ダイオキシン類	0.042~0.40	1	—	
	硝酸・亜硝酸性窒素	0.02~ 15	10	—	1 (S-2)	

- (凡例)
- 【廃棄物埋立区域】
- : 地下水 (廃棄物層) b-1、b-2 (浅)、b-3、b-4、b-6
 - : 地下水 (底地帯水層) b-2 (深)、b-5
- 【周辺区域】
- : 地下水 B-1、B-2、B-3、B-4
 - : 浸出水 S-2、S-3、S-5
 - : 河川水 S-4

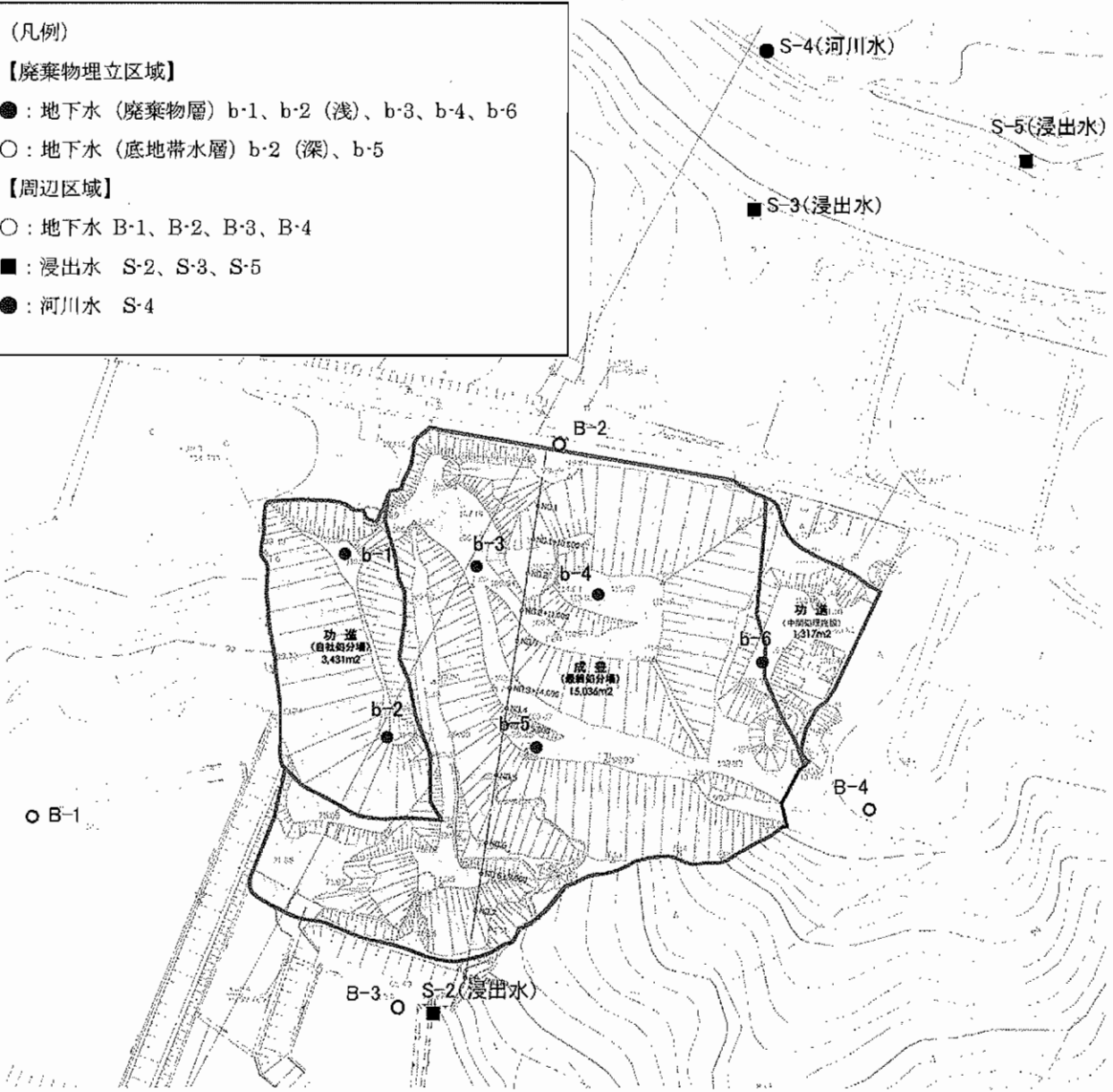
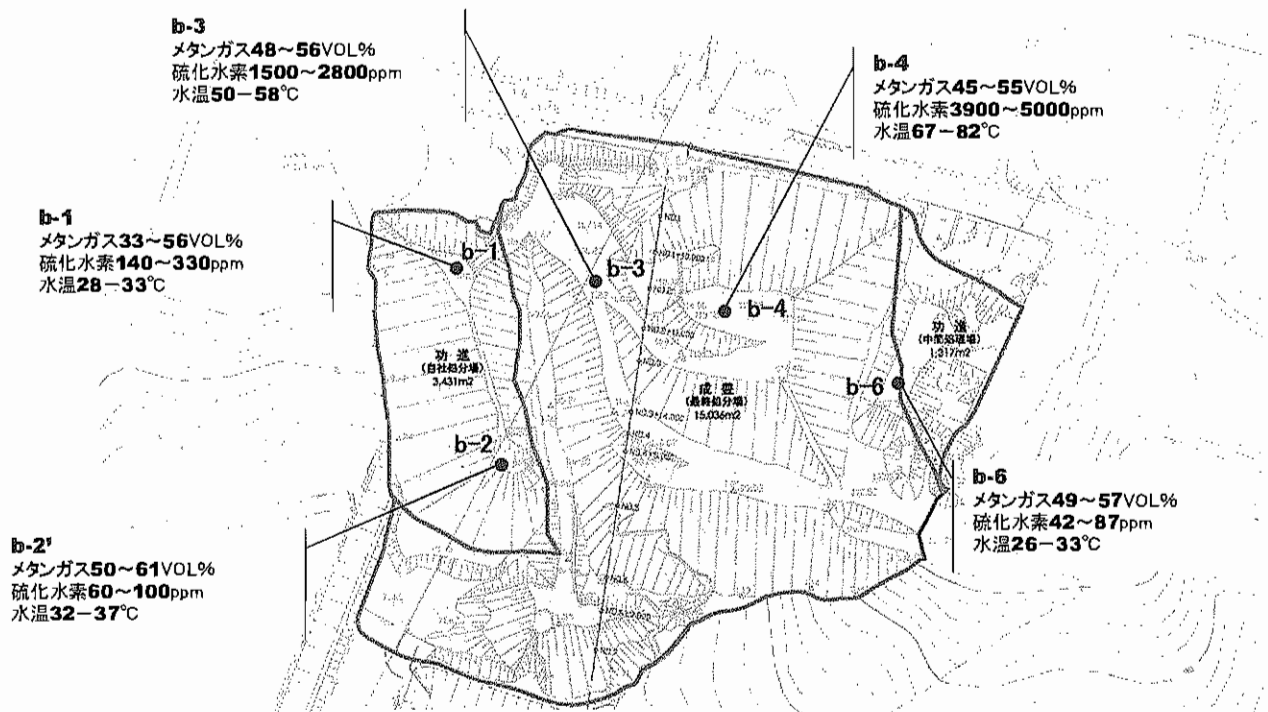


図 I - 5 水質調査箇所図

e 発生ガス調査

廃棄物埋立区域のボーリング孔5箇所における発生ガス濃度、廃棄物層の地下水温の調査結果によれば、メタンが33～61%検出されていることから、メタン発酵が進んでいると考えられる。また、硫化水素が42～5,000ppm 検出されていることから、硫酸塩還元反応が進行しているものと考えられる。(図I-6)

なお、廃棄物層の地下水温は、26～82℃であり、一部のボーリング孔ではかなり高温を示している。(表I-7)



図I-6 発生ガス調査結果

表I-7 発生ガス等調査結果の概要

項目	範囲	単位
硫化水素	42～5000	ppm
メタン	33～61	%
酸素	0.6～1.2	%
アンモニア	<0.5～6.6	ppm
二酸化炭素	27～46	%
一酸化炭素	<0.02	%
地下水温	26～82	℃

イ 生活環境保全上の支障等について

a 廃棄物・土壌について

ボーリング調査結果によれば、埋め立てられている廃棄物は、廃プラスチック類、金属片、ガラス、コンクリート塊など安定5品目が主体であるが、木片、紙類等の混入も確認されている。

廃棄物層の溶出試験結果では、ベンゼン等4項目が検出されているが、埋立判定基準を超えた項目はなく、有害物質を多量に含む廃棄物が大量に埋め立てられているような状況ではない。

また、土壌については、廃棄物埋立区域下部及び周辺区域ともに環境基準を超過して検出された項目はなく、現在のところ、土壌汚染による周辺的生活環境保全上の支障のおそれはないと考えられる。

b 水質について

本調査箇所における地下水については、次の4種類に区分できる。(図I-7)

- ① 廃棄物層中を流れる、又は廃棄物層中に滞留している地下水 (保有水)
- ② 旧地形の谷筋を流れる地下水
- ③ 在来地盤 (桜台砂層) 中を流れる地下水
- ④ 在来地盤 (内山互層) 中を流れる地下水

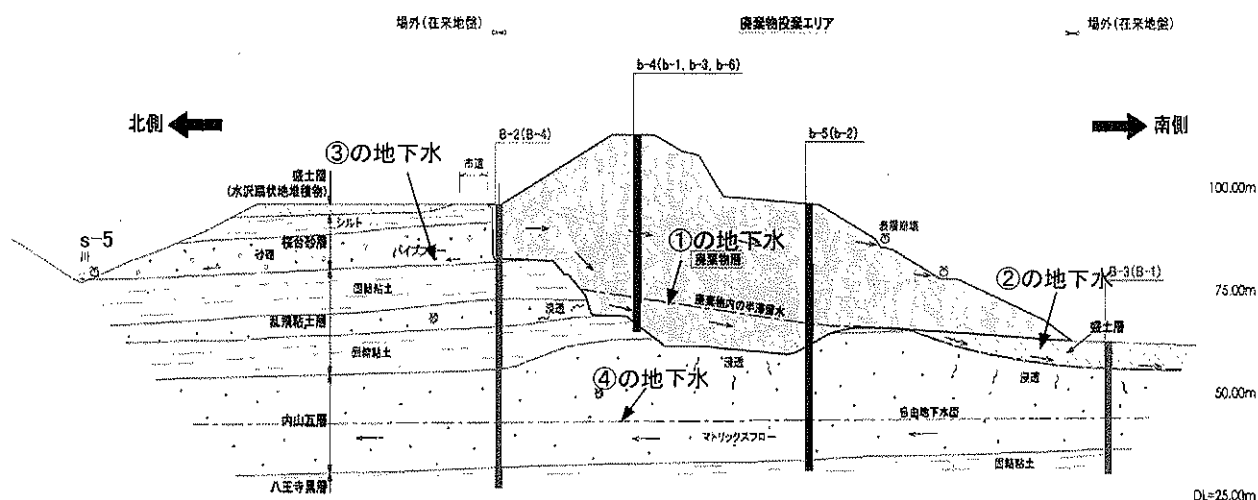


図 I - 7 模式断面図

まず、①の廃棄物層中の地下水については、廃棄物埋立区域内のb-4などで確認されており、ベンゼン等5項目が最終処分場の維持管理基準を超えて検出されている。

②の旧地形の谷筋を流れる地下水については、B-1などで確認されているが、ダイオキシン類の分析に必要な水量が確保できないほど水量は少なく、環境基準を超える有害物質は検出されていない。

③の桜台砂層中を流れる地下水については、廃棄物埋立区域内のb-6で確認されているが、場所によっては廃棄物層を浸している可能性があり、ベンゼン等4項目が維持管理基準を超えて検出されている。また、調査地北側のs-5の浸出水が、同層中をパイプフローの状態であって来た地

下水と考えられるが、環境基準を超える有害物質は検出されていない。

④の内山互層中を流れる地下水については、廃棄物埋立区域内のb-2及びb-5、並びに周辺のB-2及びB-3で確認されており、b-5でほう素が、またB-3で1,2-ジクロロエタンが環境基準を超えて検出されている。内山互層は、北東方向に緩やかに傾斜しており、水位観測の結果からも、この地下水は北東方向に流れていると考えられる。B-3で検出された1,2-ジクロロエタンは、下流側にあたるb-5、B-2では検出されていない。

なお、調査地北側を流れる鹿化川河川水からは、環境基準を超える有害物質は検出されていない。

これらのことから、地下水の汚染は、現在のところ廃棄物埋立区域内及びその直近に限られ、周辺の生活環境保全上の支障のおそれはないと考えられるが、今後も水質調査を継続し、状況を監視していく必要がある。

c 発生ガスについて

調査井中の発生ガス濃度の調査結果によると、最大5000ppm(b-4地点)と高濃度の硫化水素ガスが検出された。

硫化水素は、高濃度のガスを直接吸入すれば死亡に至ることもある毒性の強いガスであるが、当事案の現場は地形的に風通しも良く、大気中に放出されると希釈・拡散されるため、そのような重大な事故が発生するおそれはないと考えられる。

しかしながら、現状のまま放置した場合、廃棄物層中から硫化水素やメタンが流出し、周辺で硫化水素による悪臭などの被害が生じたり、メタンが空気と混合された状態で、何らかの火源があった場合、火災を引き起こすなど、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある。

(2) 措置命令の概要

安全性確認調査専門会議の調査報告において、硫化水素等の発生ガスについて、生活環境保全上の支障のおそれがあるとの意見が出されたことを踏まえ、県は、平成18年3月14日に法人1社及び元代表者個人1名に対して措置命令を発出した。

講ずべき措置の内容は、以下のとおりである。

a 着手期限

平成18年6月13日

b 履行期限

平成19年6月13日

c 講ずべき措置の内容

- ① 発生ガスの排除及び処理
- ② 雨水の浸透防止
- ③ 廃棄物の飛散及び流出の防止
- ④ 発生ガスの定期的濃度測定

(3) 行政代執行の概要

この措置命令に対し、着手期限(平成18年6月13日)を過ぎても原因者が着手しなかったこと、及び高濃度の硫化水素ガスやメタンガスが検出されていることから、県は、行政代執行による措置を講ずることとした。

行政代執行を実施するにあたり、三重県生活環境の保全に関する条例第95条第2項の規定に基づき、安全性確認調査専門会議に意見を聴いたところ、平成18年11月29日、「雨水浸透防止対策や廃棄物の飛散・防止対策等については、一部廃棄物の掘削を伴うことも考えられるため、高濃度の硫化水素等が発生している現状では悪臭の漏洩等のおそれもあり、実施を留保したことは妥当である」と考えるが、今後も継続的に調査を行い、ガスの発生状況を踏まえて、実施の時期、手法等について検討を進めていくことが望まれる」との意見をいただいた。

県では、この意見を踏まえ、恒久対策については実施を留保し、平成19年2月16日に緊急対策としてガス回収処理の行政代執行に着手し、平成20年4月1日から硫化水素ガス回収処理装置の本格稼働を開始した。

行政代執行の概要は図I-8及び以下のとおりである。

a 工事内容

①ガス抜き管の設置

新設・・・直径150mm、14本、深さ5m

既設（ボーリング孔利用）・・・直径50mm、5本、

深さ（b-1：33m, b-2：58m, b-3：38m, b-4：48m, b-6：28m）

②ガス回収管の敷設

幹線・・・VP管、直径40mm、延長581.2m

支線・・・VP管、直径25mm、延長64.5m

③硫化水素ガス回収装置の設置

処理量・・・6.1m³/h以上

処理能力（硫化水素濃度）・・・平均130ppm（処理前）、5ppm以下（処理後）

④立入防止フェンスの設置

高さ1.8m、延長383.2m

b 工事費用

58,203千円

c 維持管理費用

5,481千円/年間（平成20年度～平成24年度）

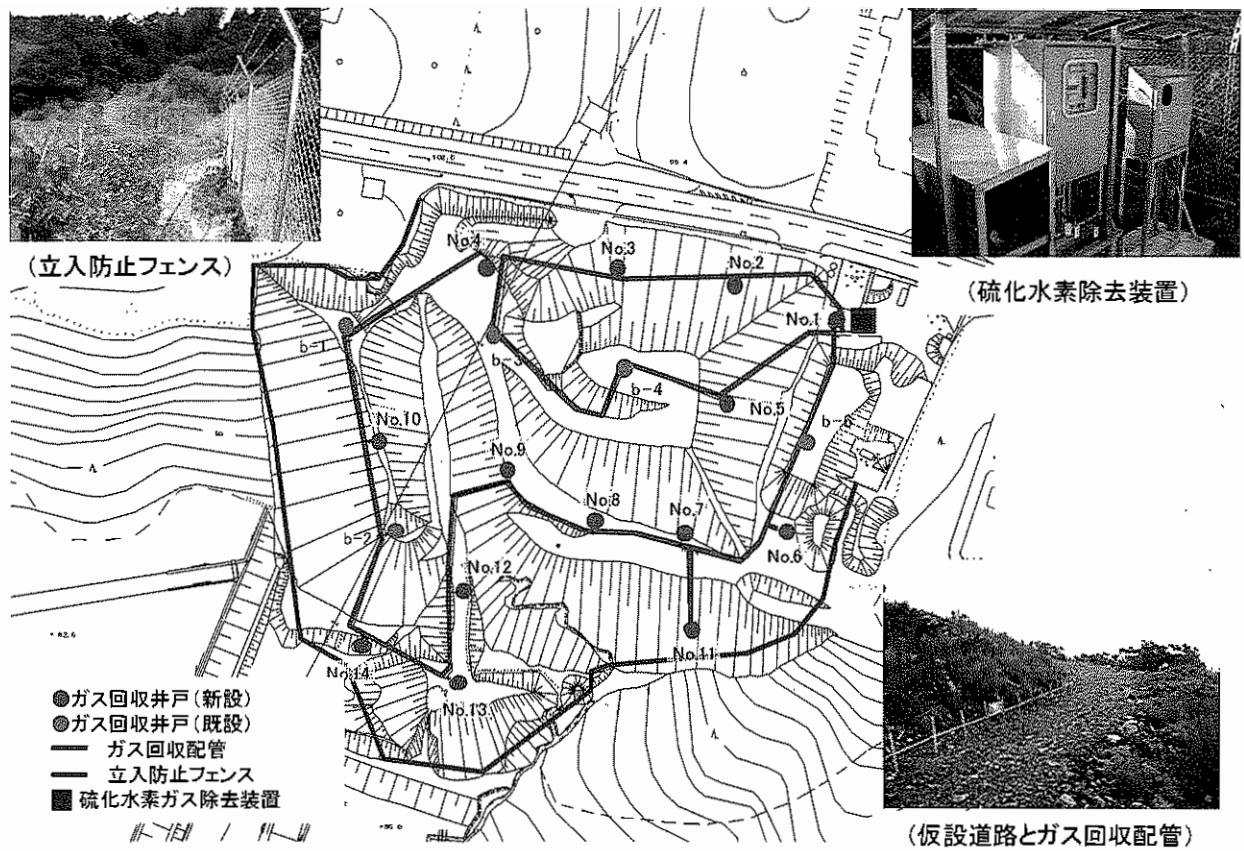


図 I - 8 行政代執行の概要図

(4) 補完的調査（グリーンニューディール基金活用調査）、モニタリング調査の概要

ア 補完的調査（グリーンニューディール基金活用調査）

行政代執行工事において留保した雨水浸透防止対策や廃棄物の飛散・流出防止対策等の実施時期、手法等の検討を行うにあたり、廃棄物内部に硫化水素ガスの発生原因物質がどれくらい含まれているかを把握するため、廃棄物の溶出試験と地下水調査を実施した。

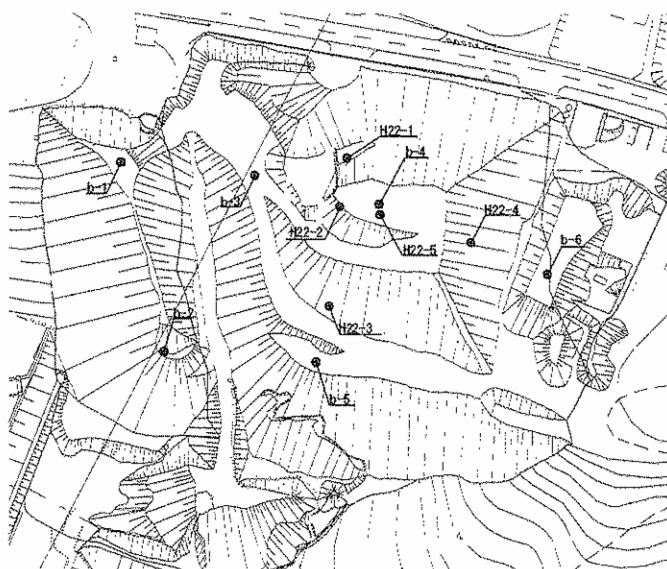


図 I - 9 ボーリング調査箇所図

- ①実施期間・・・平成21年12月～平成23年3月
- ②調査箇所・・・新規井戸5箇所（H22-1～H22-5、新規ボーリング井戸）
既存井戸6箇所（b-1～b-6）（図I-9）
- ③廃棄物の溶出試験結果

新規井戸のボーリングコアの溶出試験を実施した結果、有機物（TOC、BOD、COD）や硫酸イオンが高濃度に含まれている部分があった。（表I-8）

表 I - 8 新規深井戸の廃棄物の溶出試験の結果

井戸	試験深度 (m)	硫酸イオン (mg/L)	全硫黄 (mg/L)	カルシウム (mg/L)	TOC (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)
H22-1	32.6	200 ~ 1,700	59 ~ 510	37 ~ 620	6 ~ 130	2 ~ 230	10 ~ 180
H22-2	40.2	230 ~ 1,600	70 ~ 490	84 ~ 670	3 ~ 470	4 ~ 690	8 ~ 600
H22-3	46.0	19 ~ 1,200	11 ~ 350	54 ~ 400	11 ~ 260	10 ~ 480	16 ~ 130
H22-4	44.3	94 ~ 1,700	44 ~ 530	34 ~ 650	11 ~ 420	11 ~ 700	24 ~ 330
H22-5	45.8	70 ~ 1,500	36 ~ 460	44 ~ 850	13 ~ 890	5 ~ 1,700	16 ~ 270

※参考：石膏ボードの溶出試験（文献値） 硫酸イオン 1,500～2,000mg/L

□：有機物濃度（TOC200mg/L、BOD280mg/L、COD120mg/L以上） 硫酸イオン濃度 1,000mg/L以上

また、平成16～17年度に掘削した既存井戸の廃棄物についても参考に溶出試験を実施したところ、硫化水素ガスの発生原因物質である有機物（TOC、BOD、COD）や硫酸イオンが高濃

度に含まれている部分があった。

特に、硫化水素ガス濃度が高い井戸（b-4）で有機物（TOC、BOD、COD）の濃度が高いことが分かった。（表 I-9）

表 I-9 既存井戸の廃棄物の溶出試験の結果

井戸	試験深度 (m)	硫酸イオン (mg/L)	全硫黄 (mg/L)	カルシウム (mg/L)	TOC (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)
b-1	29.25	500 ~ 1,600	160 ~ 510	200 ~ 630	18 ~ 29	8 ~ 30	18 ~ 30
b-2	18.2	510 ~ 1,300	150 ~ 400	170 ~ 500	17 ~ 28	14 ~ 24	17 ~ 32
b-3	34.35	920 ~ 1,600	280 ~ 480	390 ~ 720	32 ~ 380	18 ~ 400	36 ~ 180
b-4	47.8	500 ~ 1,500	160 ~ 470	140 ~ 1,200	42 ~ 1,200	36 ~ 1,800	58 ~ 330
b-5	34.95	51 ~ 1,700	17 ~ 530	25 ~ 630	12 ~ 550	8 ~ 74	14 ~ 45
b-6	18.3	730 ~ 1,400	230 ~ 440	310 ~ 590	30 ~ 50	31 ~ 63	31 ~ 37

□ : 有機物濃度 (TOC200mg/L、BOD280mg/L、COD120mg/L以上) 硫酸イオン濃度 1,000mg/L以上

④地下水の水質調査結果

水質調査の結果、硫酸イオン濃度はそれほど高くなかったものの、硫化水素ガスの発生原因物質である有機物（TOC、BOD、COD）が比較的高い濃度で検出された。（図 I-10、表 I-10）



図 I - 10 水質調査箇所

表 I - 10 地下水の水質調査結果

調査地点		分析結果					
		硫酸イオン (mg/L)	全硫黄 (mg/L)	TOC (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	
新規観測井戸	H22-1	7月	0.2	64	230	59	310
		10月	< 0.1	9.4	230	47	260
		1月	1.0	10	200	97	270
	H22-2	7月	1.4	49	360	76	460
		10月	1.6	15	360	84	420
		1月	1.0	15	350	100	420
	H22-3	7月	0.5	9.2	180	64	260
		10月	—	—	—	—	—
		1月	—	—	—	—	—
	H22-4	7月	0.7	180	280	62	400
		10月	< 0.1	14	380	150	490
		1月	0.6	20	390	210	520
	H22-5	7月	11	110	300	140	370
		10月	88	49	360	150	430
		1月	210	90	300	220	450
既存井戸観測	b-3	4月	3.2	240	250	110	350
		7月	95	48	220	54	370
		10月	37	31	260	82	350
		1月	9.1	41	230	300	380
浸出水	S-2-1	4月	33	11	3.0	13	6.3
		7月	16	6.1	1.3	1.1	3.3
		10月	10	3.6	1.6	< 0.5	4.3
		1月	8.6	5.0	1.0	1.2	2.4

□ : 有機物濃度 TOC:200mg/L、BOD:280mg/L、COD:120mg/L 以上

以上の調査結果から、廃棄物層内部に硫化水素ガスの発生原因物質である有機物や硫酸イオンが高濃度に含まれている部分があることが判明したため、今後とも硫化水素が発生し続けることが予想される。

イ モニタリング調査

安全性確認調査より継続している発生ガスのモニタリングの概要については以下のとおりである。

①実施期間・・・平成17年10月～現在

②調査項目・・・大気質：硫化水素（9箇所）、メタン（5箇所）

水質：ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、

ふっ素、ほう素、硝酸・亜硝酸性窒素、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン

③調査頻度・・・年4回（5月、8月、11月、2月）

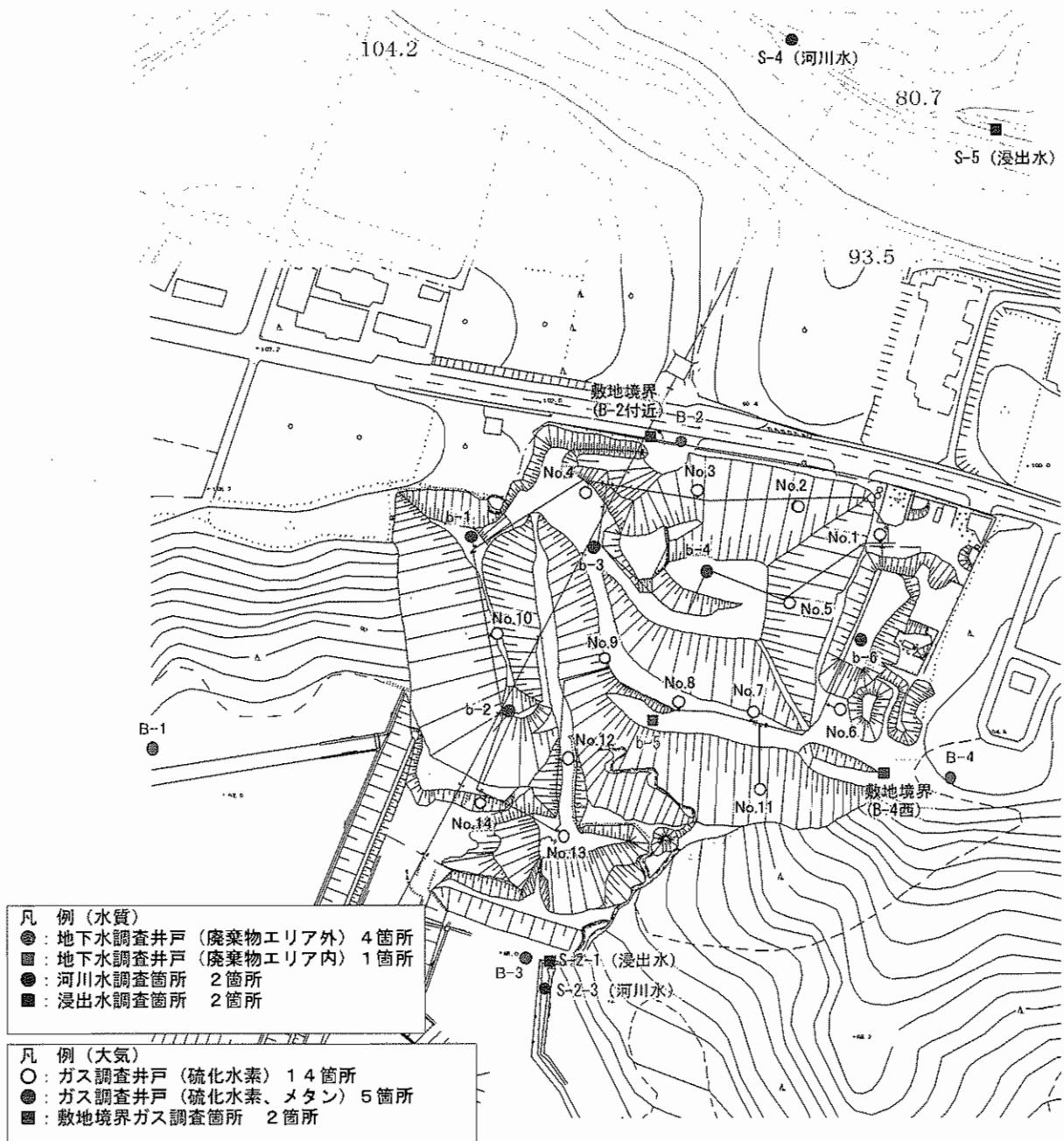


図 I - 11 モニタリング調査位置図

④発生ガスモニタリング結果

平成19年6月に最大32,000ppm (b-4) と高濃度の硫化水素ガスが検出されていたが、平成20年4月から行政代執行による硫化水素ガス等の回収処理装置の本格稼働を開始したことにより、現在は1,000ppm程度まで低下している。(表I-11)

表I-11 発生ガスモニタリングにおける測定値の推移

調査年月	硫化水素 (単位:ppm)					メタン (単位:%)				
	b-1	b-2'	b-3	b-4	b-6	b-1	b-2'	b-3	b-4	b-6
H17.10	330	100	2,700	3,900	87	33	50	48	45	49
H17.12	140	60	1,500	4,400	42	56	60	55	55	53
H18.2	250	77	2,800	5,000	79	44	61	56	53	57
H18.6	340	130	3,200	9,600	57	38	58	53	57	51
H18.8	290	100	2,800	13,000	61	35	56	55	52	47
H18.11	260	64	1,800	12,000	45	46	57	59	54	48
H19.2	290	110	2,100	12,000	66	50	52	58	59	56
H19.6	330	14	3,500	32,000	10	53	70	95	84	71
H19.8	240	12	4,900	10,000	13	37	64	64	60	64
H19.11	140	10	2,300	18,000	7.0	43	57	57	62	66
H20.2	160	84	480	7,500	17	40	57	59	65	65
H20.6	340	26	640	1,100	120	46	59	57	64	60
H20.8	200	55	740	1,800	240	32	48	38	52	56
H20.11	270	48	180	4,400	48	40	59	37	58	56
H21.2	220	73	620	6,100	42	35	60	61	58	52
H21.5	240	64	270	4,300	27	35	59	41	54	48
H21.8	390	76	2,600	2,600	74	34	57	56	53	56
H21.11	260	73	250	8,600	47	35	59	32	54	52
H22.2	160	48	55	5,100	26	38	62	41	61	52
H22.5	120	63	250	760	34	49	65	52	61	58
H22.8	280	65	190	1,000	48	28	65	33	56	60
H22.11	200	34	170	380	37	34	33	32	49	47
H23.2	130	39	200	910	35	32	54	64	57	58
H23.5	170	64	130	39	43	27	55	54	18	39
H23.8	300	80	120	130	56	26	63	51	17	37
H23.11	280	68	35	37	68	32	47	49	17	66

⑤水質モニタリング結果

調査項目のうち、環境基準を超過している項目に関するまとめは以下のとおりである。

- (1) ほう素については、廃棄物埋立区域の地下水(底地帯水層)において最大4.3mg/L(環境基準の4.3倍)が検出されているが、周辺区域の地下水では環境基準を満足している。
- (2) 1,4-ジオキサンについては、廃棄物埋立区域の地下水(底地帯水層)において最大0.086mg/L(環境基準の約1.7倍)が検出しているが、周辺区域の地下水では環境基準を満足している。
- (3) 塩化ビニルモノマーについては、周辺区域の地下水において最大0.0023mg/L(環境基準の約1.2倍)が検出されているが、廃棄物埋立区域の地下水(底地帯水層)では環境基準を満足している。
- (4) 硝酸・亜硝酸性窒素については、周辺区域の浸出水等において最大16mg/L(環境基準の1.6倍)が検出されているが、廃棄物埋立区域の地下水(底地帯水層)では環境基準を満足している。

(5) 霧状酸化剤注入による現場適用性試験の概要

補完的調査において、廃棄物層内部に硫化水素ガスの発生原因物質である有機物の安定化が進んでいないことが判明したため、今後とも硫化水素が発生し続けることが予想される。

このため、平成22年9月から、廃棄物の早期安定化技術の一つである霧状酸化剤注入法（薄い過酸化水素水を空気と混合して廃棄物中へ霧状に噴霧）の現場適用性試験を実施した。

現場適用性試験の内容は下記のとおりである。

ア 適用性試験の場所（図 I-12、図 I-13）

【注入井戸】 H22-5 、 【観測井戸】 b-4

イ 適用性試験の状況

- ①水の噴霧（試運転） 平成22年9月21日～24日
- ②0.1%過酸化水素水噴霧 平成22年9月28日～10月22日
- ③0.3%過酸化水素水噴霧 平成22年10月25日～平成23年2月3日
※20日間停止（12月20日～1月11日）
- ④0.5%過酸化水素水噴霧 平成23年2月7日～18日
- ⑤1%過酸化水素水噴霧 平成23年2月21日～8月26日
※17日間停止（3月18日～4月4日）
※14日間停止（4月25日～5月9日停止）
- ⑥3%過酸化水素水噴霧 平成23年8月29日～10月28日
※平成23年10月28日から停止

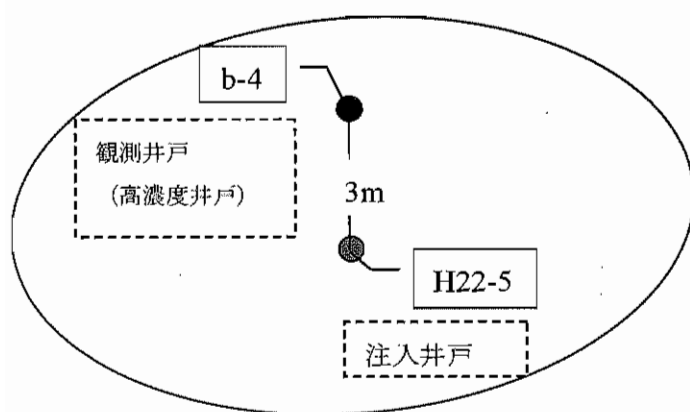


図 I-12 試験位置関係

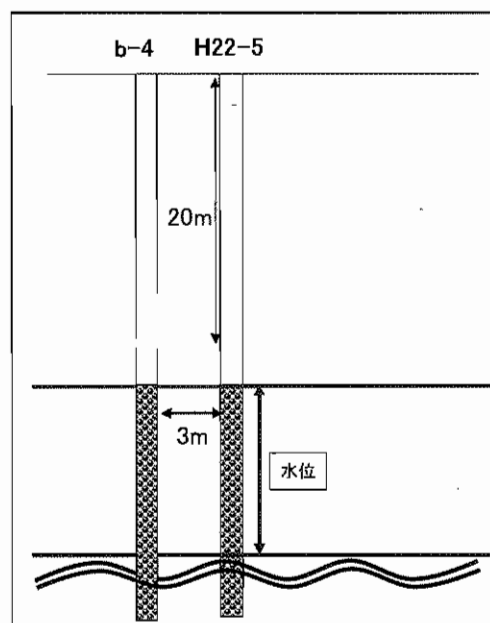


図 I-13 噴霧概要図

ウ 適用性試験の結果

注入井戸（H22-5）においては、過酸化水素水の濃度を3%にしてからは、注入を停止した後もそれほど濃度の上昇は見られなくなったことから、注入井戸では、霧状酸化剤注入による硫化水素ガスの低減効果が見られた。（図I-14）

また、観測井戸（b-4）においても、濃度を3%にしてからは噴霧を行っているときの硫化水素ガス濃度が低下する傾向が見られ、また、注入停止後の濃度上昇の幅も小さいなど、霧状酸化剤注入による効果が現れたと考えられる。（図I-15）

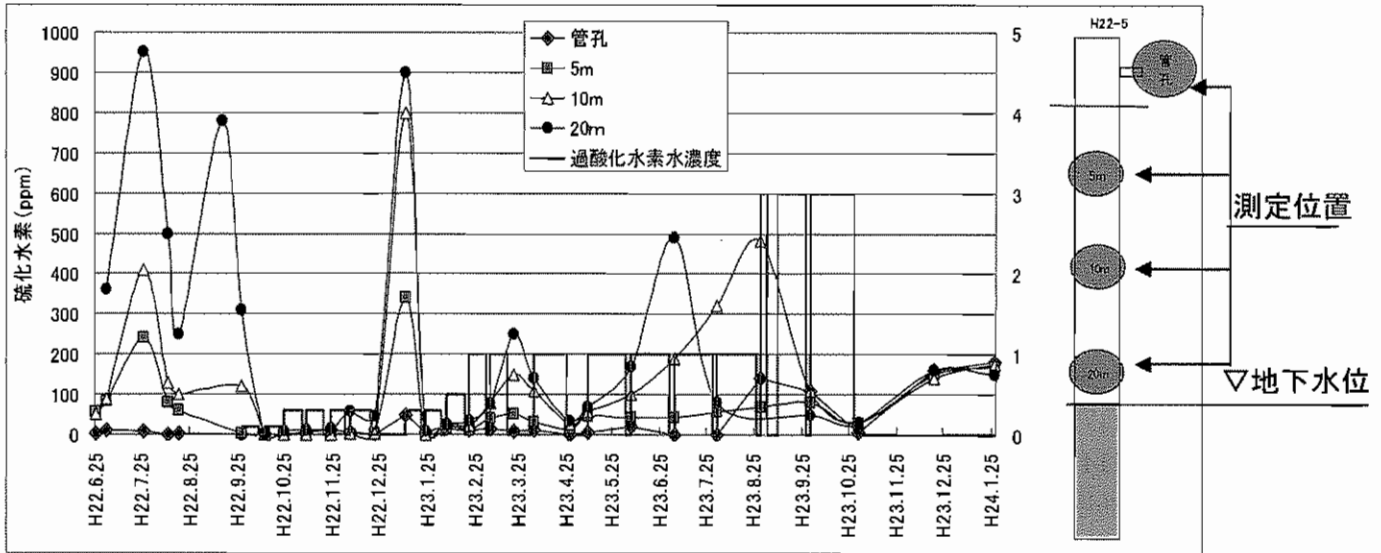


図 I - 14 注入井戸における硫化水素濃度の推移

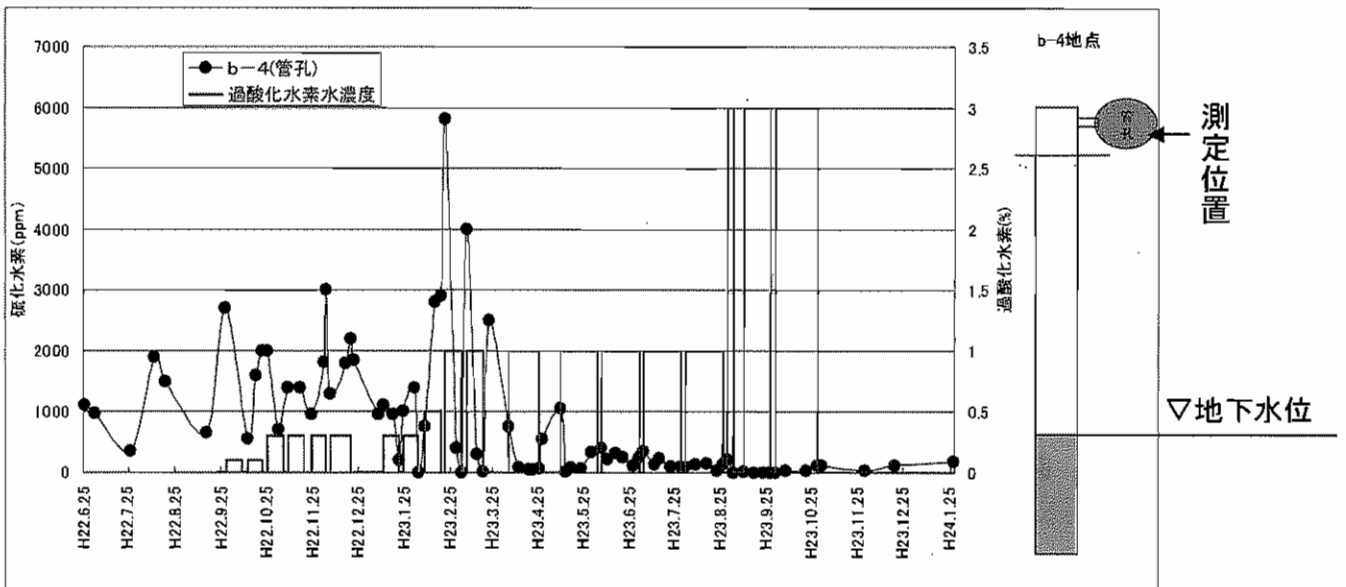


図 I - 15 観測井戸における硫化水素濃度の推移

4 特定産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障を除去する必要性

(1) 県が行った緊急対策

平成16年度から17年度に実施した安全性確認調査の結果、廃棄物層内部で高濃度の硫化水素ガス（最大5,000ppm）及びメタンガス（30～60%）が発生していることが判明し、これらの物質による悪臭や火災発生等の生活環境保全上の支障が生じるおそれがあった。

このため、原因者に対して措置命令を発出したものの、原因者による措置が見込めないこと及び継続して高濃度の硫化水素ガス等が発生していたことから、緊急対策として廃棄物層内部で発生したガスの回収処理等の行政代執行に着手した。

しかし、恒久対策として検討していた雨水浸透防止対策や廃棄物の飛散流出防止対策等については、一部廃棄物の掘削を伴うことも考えられるため、高濃度の硫化水素ガス等が発生している現状では周辺環境への影響等が懸念されたことから実施を留保した。

(2) 緊急対策着手後の状況

行政代執行に着手したことにより、最大32,000ppmで検出された硫化水素ガスは1,000ppmまで低downしたが、依然として致死濃度（1,000ppm）レベルで推移している。

また、廃棄物層内部には硫化水素ガスの原因物質である硫酸イオンや有機物が多く含まれている部分を確認されるとともに、原因の一つである雨水の浸透が防止されていないことから、このままガスの回収処理を行ったとしても継続して硫化水素ガスの発生が予想される。さらに、メタンガスについても、行政代執行着手後もほとんど濃度の低下は見られず、30～60%程度と高い濃度で推移している。

このため、三重県では廃棄物の早期安定化技術の一つである霧状酸化剤注入法の現場適用性試験を実施したところ、硫化水素ガス濃度の低下が確認されたことから、当該技術を活用することにより、掘削工事等を伴う恒久対策につなげることができると考えられた。

(3) 生活環境保全上の支障を除去する必要性

現地では覆土等がなされていないため、廃棄物の間隙から周辺へ硫化水素ガスやメタンガスの漏洩が懸念されるとともに、現場南側及び西側の法面は急勾配となっている部分があり、法面の崩落が起きた場合には、廃棄物層に滞留している硫化水素ガス等が漏洩し、以下のとおり生活環境保全上の支障のおそれがあることから支障の除去等を行う必要がある。

①有害ガス

有害ガスである硫化水素については、近隣に民家や事業所が存在し、周辺道路は通学路として利用されていることから低濃度であっても生活環境保全上の支障が発生するおそれがある。

②悪臭

硫化水素ガスが漏洩した場合には、周辺において悪臭による生活環境保全上の支障が発生するおそれがある。

③火災

メタンガスが漏洩し、空気と混合された状態で、何らかの火源があった場合、火災を引き起こすなど、生活環境保全上の支障が発生するおそれがある。

II 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向

1 四日市市内山町地内不適正処理事案に係る技術検討専門委員会における検討

県は、当該不適正処理事案に関し、支障の除去対策の技術的な調査及び検討を行うため、平成23年8月に学識経験者等で構成する「四日市市内山事案技術検討専門委員会（以下「技術検討専門委員会」という。）」を設置した。

- 技術検討専門委員会は計5回の開催を予定しており、これまで行ってきた調査結果に基づく当該事案の現状評価を行い、長期的な安全・安心確保の観点から支障のおそれを除去するため、技術的かつ経済的に合理的な対策等について検討を行う。

内山事案技術検討専門委員会 委員名簿

	氏名	職名等
委員長	樋口 壯太郎	福岡大学大学院工学研究科教授
委員	岡島 賢治	三重大学大学院生物資源学研究科講師
〃	田中 正明	四日市大学環境情報学部教授
〃	中村 正秋	名古屋大学名誉教授

内山事案技術検討専門委員会については、平成23年9月9日に第1回、平成23年11月17日に第2回委員会を開催し、支障除去対策やその実施方法等について検討を行った。

技術検討専門委員会の検討内容は、以下のとおりである。

(1) 不適正処理された廃棄物に起因する生活環境保全上の支障等

当該事案において実施された各種調査結果に係る不適正処理の現状及び現状評価に基づき、対策の前提となる「不適正処理された廃棄物に起因する生活環境保全上の支障又はそのおそれ」については次のとおりである。

平成19年2月にガスの回収処理に着手したが、高濃度の硫化水素ガス等が発生していることから、安全性確認調査専門会議の意見も踏まえ、当時、恒久対策として検討していた雨水浸透防止対策や飛散流出防止対策については留保した。

その後、ガスの回収処理を行うことにより、最大32,000ppmで検出された硫化水素ガスは1,000ppmまで低下したが、依然として致死濃度（1,000ppm）レベルで推移している。

また、廃棄物層内部には硫化水素ガスの原因物質である硫酸イオンや有機物が多く含まれているとともに、原因の一つである雨水の浸透が防止されていないことから、このままガスの回収処理を行ったとしても、継続して硫化水素ガスの発生が予想される。

その他、現地では、覆土等がなされていないため、廃棄物の間隙から周辺へ硫化水素ガスやメタンガスが漏洩することが懸念されるとともに、現場南側及び西側の法面は急勾配となっている部分があり、法面の崩落が起きた場合には、廃棄物層に滞留している硫化水素ガス等が漏洩し、①有害ガス②悪臭③火災発生による生活環境保全上の支障のおそれがある。

(2) 支障の除去等の方法

硫化水素ガスやメタンガスが周辺へ漏洩することで①有害ガス②悪臭③火災発生による生活環境

保全上の支障のおそれが生じることから、支障のおそれを除去等するため、これらのガスの発生を抑制するとともに漏洩を防止する必要がある。

また、このような対策を実施するにあたり、掘削等の作業に伴う硫化水素ガスによる周辺への影響を防止する対策を講じる必要がある。

ア 支障除去等の目標

不適正処理された廃棄物に起因する生活環境保全上の支障、又はそのおそれを除去するための対策の目標は、以下のとおりとする。

a 硫化水素ガスの発生抑制（第1段階：硫化水素ガス対策）

b 雨水浸透防止や掘削整形覆土等の実施による硫化水素ガス等の発生抑制

（第2段階：恒久対策）

→将来にわたる硫化水素の悪臭防止法に基づく敷地境界基準の達成、及び、メタンガスによる火災等のおそれの防止

イ 支障除去等対策の方向性

支障除去等の対策は、雨水浸透防止、掘削整形覆土等を実施するなどの抜本的な支障除去等（恒久対策）を行うことを最終目標とするが、現状では、恒久対策として廃棄物の掘削等の作業を行った場合、硫化水素ガスによる周辺環境への影響や作業に危険を伴うことなどが懸念される。

また、現地では、覆土等がなされていないため、廃棄物の間隙から周辺へ硫化水素ガスやメタンガスが漏洩することが懸念されるとともに、現場南側及び西側の法面は急勾配となっている部分があり、法面の崩落が起きた場合には、廃棄物層に滞留している硫化水素ガス等が漏洩し、①有害ガス②悪臭③火災発生による生活環境保全上の支障のおそれがあると判断される。

このため、第1段階として硫化水素ガスの発生を抑制し、第2段階で恒久的な対策を実施するなど段階的に対策を進める必要がある。

ウ 硫化水素ガス対策（第1段階）の実施

恒久対策に伴う掘削等の作業を行った場合、硫化水素ガスが周辺へ漏洩し、また、廃棄物の間隙から硫化水素ガスが周辺へ漏洩することにより、有害ガスや悪臭による生活環境保全上の支障のおそれが懸念される。

このことから、高濃度の硫化水素ガスが発生し、又は発生が予想される範囲において、硫化水素ガスの発生原因物質である有機物を分解するため、「霧状酸化剤注入による原位置浄化」等を早急に実施する。

なお、メタンガスについては、恒久対策として掘削等の作業を行うにあたり、一箇所に滞留しないような対策をとることで、恒久対策工事中に支障である火災が発生するおそれは排除できると考えられることから、第1段階の支障除去対策としては、硫化水素ガス対策に特化して実施する。

エ 恒久対策（第2段階）の実施

第1段階の硫化水素ガス対策後も、覆土等がなされていないため、廃棄物の間隙から周辺へ硫化水素ガスやメタンガスが漏洩することが懸念されるとともに、現場南側及び西側の法面は急勾配となっている部分があり、法面の崩落が起きた場合には、廃棄物層に滞留している硫化水素ガス等が

漏洩するおそれがあることから、生活環境保全上の支障のおそれを除去するため、雨水浸透防止対策や覆土整形対策等の恒久対策を実施する。

ガス対策を実施したのち、将来にわたって硫化水素ガス等による周辺環境への影響を防止し、周辺地域の安全安心を確保するため、必要な対策工を複数案選定し、支障除去の確実性、現場適用性、施工性、経済性等を比較検討し、本事案に最も適した対策案を検討していくこととする。

なお、恒久対策の工法としては、硫化水素ガスの発生を抑制するための雨水浸透防止や掘削整形覆土等の対策が考えられるが、現在、技術検討専門委員会で検討を行っているところである。

2 支障除去等の基本的な考え方

2.1 支障除去等の考え方

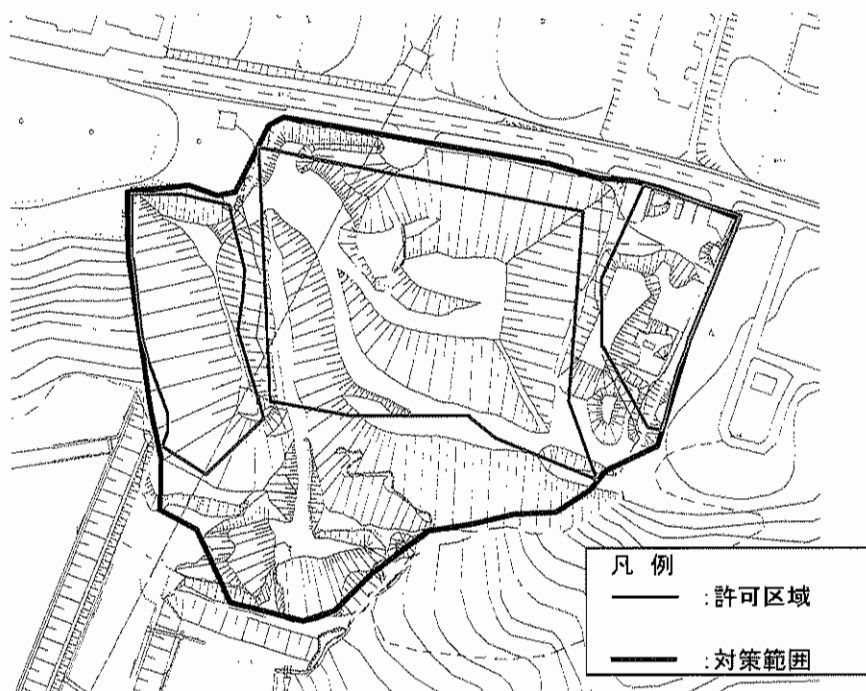
これまでの調査結果から、今後も継続して硫化水素ガス等の発生が予想されるため、将来にわたって周辺への影響を出さないよう、雨水の浸透防止や覆土整形等の支障の除去対策を実施する必要があるが、高濃度の硫化水素ガス等が発生している現状では、掘削を伴う工事を実施することは困難である。

また、現地では覆土等がなされていないため、廃棄物の間隙等から周辺へ硫化水素ガスが漏洩し、有害ガスや悪臭による生活環境保全上の支障のおそれがあることから、第1段階として早急に硫化水素ガス対策を講じる必要がある。

なお、メタンガスについては、恒久対策として掘削等の作業を行うにあたり、一箇所に滞留させない対策をとることで、恒久対策工事中に火災が発生するおそれは排除できると考えられることから、第1段階の支障除去対策としては、硫化水素ガス対策に特化して実施するものとする。

2.2 支障除去対策の実施範囲

第1段階の支障除去対策は、ガスの発生抑制、漏洩防止を目的としていることから、実施範囲は、恒久対策工の施工性を考慮し、廃棄物が埋設されている立入防止フェンス区域内に対する事業とする（約20,000㎡）。（図Ⅱ-1 対策工範囲のとおり）



図Ⅱ-1 対策工範囲

2. 3 生活環境保全上達成すべき目標

生活環境保全上の達成すべき目標は、発生ガスの排除・処理、雨水浸透防止、廃棄物の飛散流出防止等を実施し、将来にわたって生活環境保全上の支障（有害ガス、悪臭、火災）が発生しないこととするが、高濃度の硫化水素ガスが発生している現状では掘削整形等の作業を実施した場合、周辺環境への影響が懸念されることから、まず第1段階として硫化水素ガス対策を実施したのち、恒久対策を実施することとし、以下のとおり目標を設定した。

(1) 硫化水素ガス対策（第1段階）

第1段階の硫化水素ガス対策の目標としては、掘削整形工事等を行った場合等に敷地境界の硫化水素ガス濃度が悪臭防止法に基づく敷地境界基準（0.02ppm）を満足することとする。

なお、恒久対策工事の実施にあたっては、工事の安全性が確保できるレベルまで硫化水素ガスの発生を抑制する必要がある。

その目標達成状況は、表Ⅱ-1に示す指標で判断することとする。

表Ⅱ-1 目標達成にかかる判断指標

目 標	第1段階の硫化水素ガス対策の目標としては、掘削整形工事等を行った場合等に敷地境界の硫化水素ガス濃度が悪臭防止法に基づく敷地境界基準（0.02ppm）を満足することとする。	
判断指標	内 容	目指す状態
	井戸孔内から発生する硫化水素濃度	発生している硫化水素濃度により敷地境界基準（0.02ppm）を超えないレベル

(2) 恒久対策（第2段階）

恒久対策の目標としては、「将来にわたって悪臭防止法に基づく敷地境界基準である0.02ppmを超える硫化水素が観測されず、また、高濃度のメタンガス滞留による火災のおそれがない状態が保たれること」とする。「将来にわたって」とは、法面の崩壊のおそれがなく、廃棄物の間隙等から周辺へ漏洩して悪臭や火災発生等のおそれがない状態とする。

2. 4 支障除去等対策の検討

(1) 本実施計画に係る措置の工法検討

掘削整形工事等を行った場合等に敷地境界の硫化水素ガス濃度が悪臭防止法に基づく敷地境界基準（0.02ppm）を満足するレベルまで硫化水素ガスの発生を抑制するため、対策を実施する範囲を設定するとともに、技術的・経済的に合理的で効果の高い対策工法について比較検討を行った。

ア 対策範囲の設定

硫化水素ガスの高濃度発生範囲、廃棄物層内の高温（推測）範囲及び有機物の高濃度範囲の3つを合成し、第1段階の対策範囲として設定する。

対策範囲の設定基準は、以下のとおりとする。

a 硫化水素ガスの高濃度発生範囲の検討

ブルーム式より硫化水素ガス発生源からの距離と硫化水素濃度の関係を求め、硫化水素濃度が敷地境界において0.02ppmを超過する可能性のある地点を抽出する（図Ⅱ-2）。

<ブルーム式>

$$C(x,y,z) = \frac{Q}{2\pi\sigma_y\sigma_z u} \exp\left[-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right] \left\{ \exp\left[-\frac{(z-He)^2}{2\sigma_z^2}\right] + \exp\left[-\frac{(z+He)^2}{2\sigma_z^2}\right] \right\}$$

$C(x,y,z)$: 計算点(x,y,z)での対象物質の濃度 (mg 対象物質/m³ - 全気体)
 x,y,z : 対象物質発生源からの、計算点の風下方向、水平方向および鉛直方向距離 (m)
 Q : 対象物質発生流量 (m³/Ns)
 u : 大気風速 (m/s)
 He : 有効煙突高さ (m)

<主な条件>

ガス流量: 0.001m³N/s (60L/min)
 ※文献値¹⁾ 0.6~60L/minの最大値
 風速: 1.0m/s (弱風)
 天気: 本曇り
 有効煙突高: 1.0m
 高さ: 1.5m (人の身長程度)

1) 井上 雄三、「安定型最終処分場における高温度硫化水素発生機構の解明ならびにその環境汚染防止対策に関する研究」、国立環境研究所報告第188号 (2005)

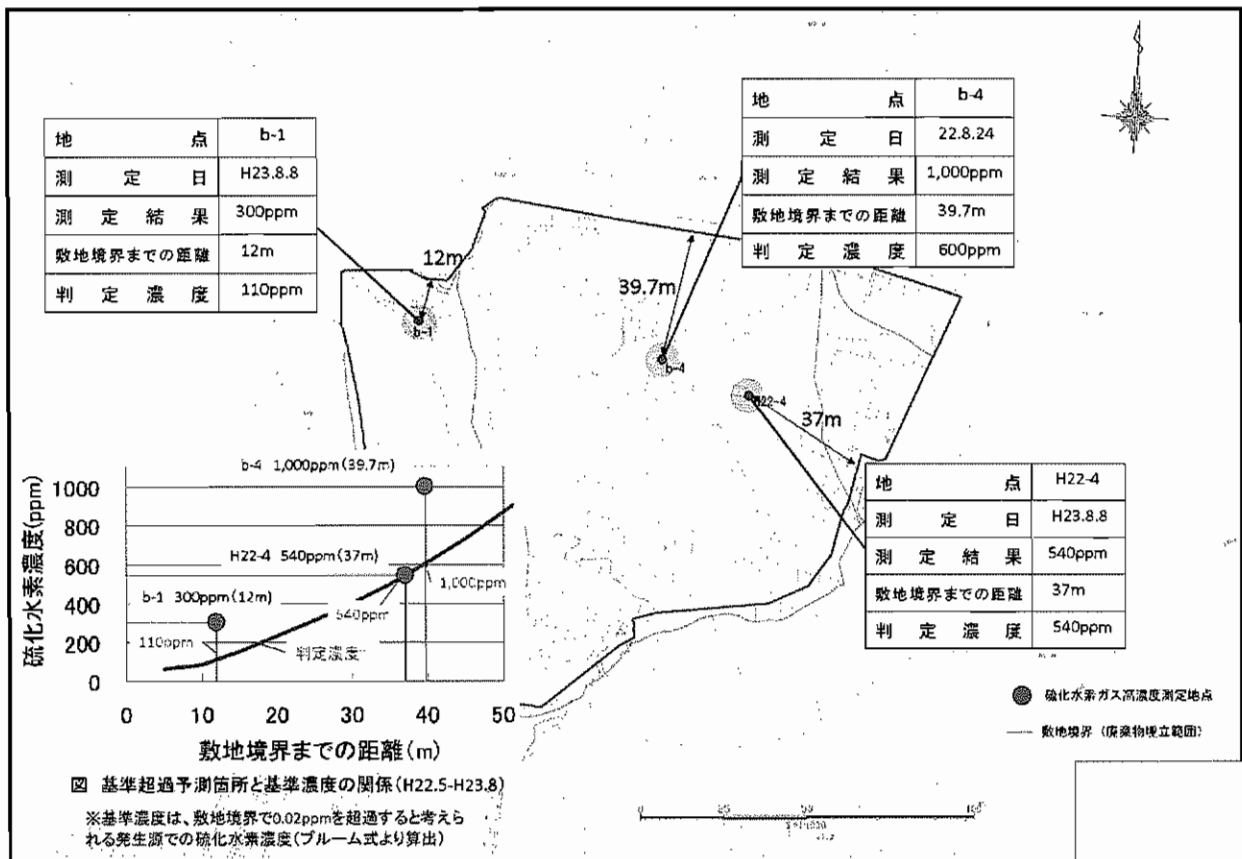
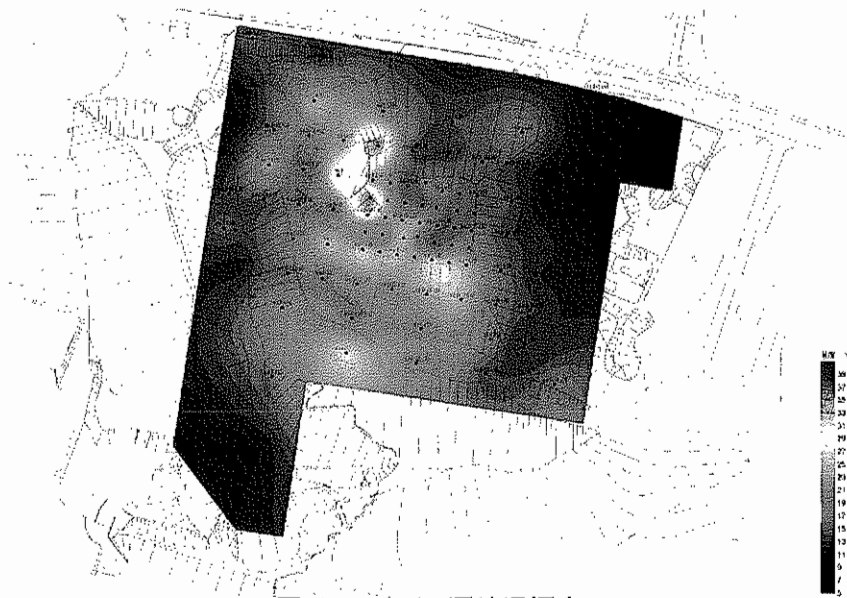


図 II - 2 硫化水素濃度による設定範囲

b 廃棄物層内の高温 (推測) 範囲から対策範囲の検討

平成21年度に1m深度地温探査を実施 (図 II - 3) し、温度分布解析により、廃棄物層内の高温の範囲を推測した (図 II - 4)。

有機物が豊富に存在して微生物活動が活発と考えられる高温 (推測) 範囲は、高濃度の硫化水素ガスが発生している可能性があることから対策範囲として設定する。



図Ⅱ-3 1m 深地温探査



図Ⅱ-4 廃棄物層内の高温（推測）範囲

c 有機物高濃度範囲から対策範囲の検討

① TOC濃度と硫化水素発生との関係

硫化水素の発生は、室内実験においては、TOC濃度が約200mg/L以上でなければ硫化水素の発生が起らないとの報告事例がある（表Ⅱ-2）。

表Ⅱ-2 模擬実験による硫化水素の発生²⁾

実験の内容	有機物濃度 (mg/L)	有機酸の蓄積 (mg/L)	硫酸塩濃度 (mg/L) 温度条件	硫酸塩還元反応の程度	文献
硫酸イオン添加 有機物はチップ、 段ボール	①チップ 1% : 88 TOC	なし	100~140 Temp: 30°C	2 *	徳江ら ³⁾
	②チップ 5% : 170 TOC	なし		13 *	
	③ダンボール1% : 231 TOC	200-1000		8 *	
	④ダンボール2% : 397 TOC	400→3000		10 *	
焼却灰溶出液を数 段階に希釈を行い 硫酸塩還元実験	溶出液希釈倍率 (1, 2, 10, 20, 0) のTOC(390, 195, 39, 20, 0)		約500, 250, 50, 25, 0 Temp: 35°C	TOCが195以上で硫化水素発生	宮脇ら ⁴⁾
	溶出液希釈倍率(1, 1.25, 1.4, 2.5, 5, 0)のTOC(510, 408, 306, 204, 102, 0)		約500, 400, 350, 125, 100, 0)	TOCが204以上で硫化水素発生	
石膏ボード	乳酸Na 1g + ブドウ糖2g + 酵母抽出物乾燥粉末1gを300mL → 6日目乳酸2mL添加		飽和濃度約1300mg/L Temp: 36°C	10日後 1600ppm	菊地
石膏	乳酸Na 3.5g + 酵母抽出物乾燥粉末1gを300mL → 3日目に1.5mL, 6日目に2mL乳酸添加(TOC 2730 mg/L)		飽和濃度約1300mg/L Temp: 36°C	5日後 6000ppm 10日後 9000ppm	

*注) 硫酸塩還元反応速度: (mg SO₄²⁻/L/日)

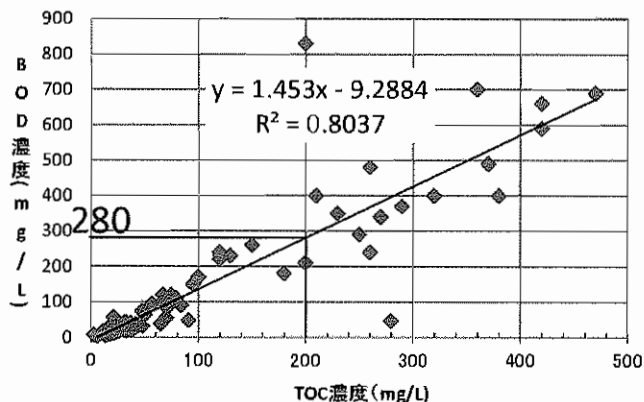
2) 井上雄三、「安定型最終処分場における高濃度硫化水素発生機構の解明ならびにその環境汚染防止対策に関する研究」、国立環境研究所報告第188号(2005)

3) 徳江敏夫ら、「安定型埋立地における硫酸塩還元による硫化物の生成について」、第4回廃棄物学会研究発表会講演論文集(1993)

4) 宮脇健太郎ら、「焼却灰中での硫酸塩還元細菌による硫化物生成とその環境因子」、第4回廃棄物学会研究発表会講演論文集(1993)

② TOC濃度とBOD濃度との関係

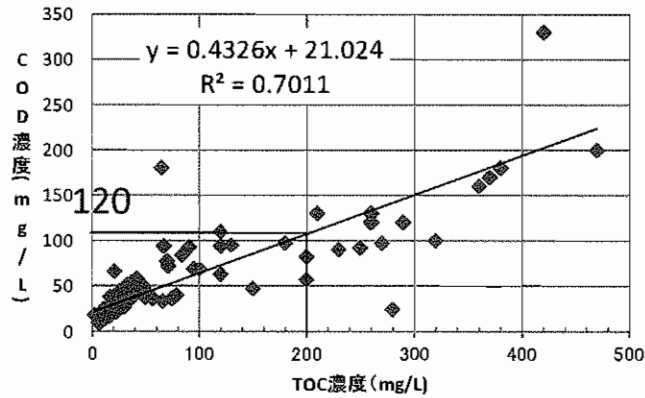
現場廃棄物の溶出試験結果におけるTOCとBOD濃度の相関式からTOC濃度が200mg/Lに相当するBOD濃度は、280mg/Lとなる（図Ⅱ-5）



図Ⅱ-5 BODとTOC濃度の関係

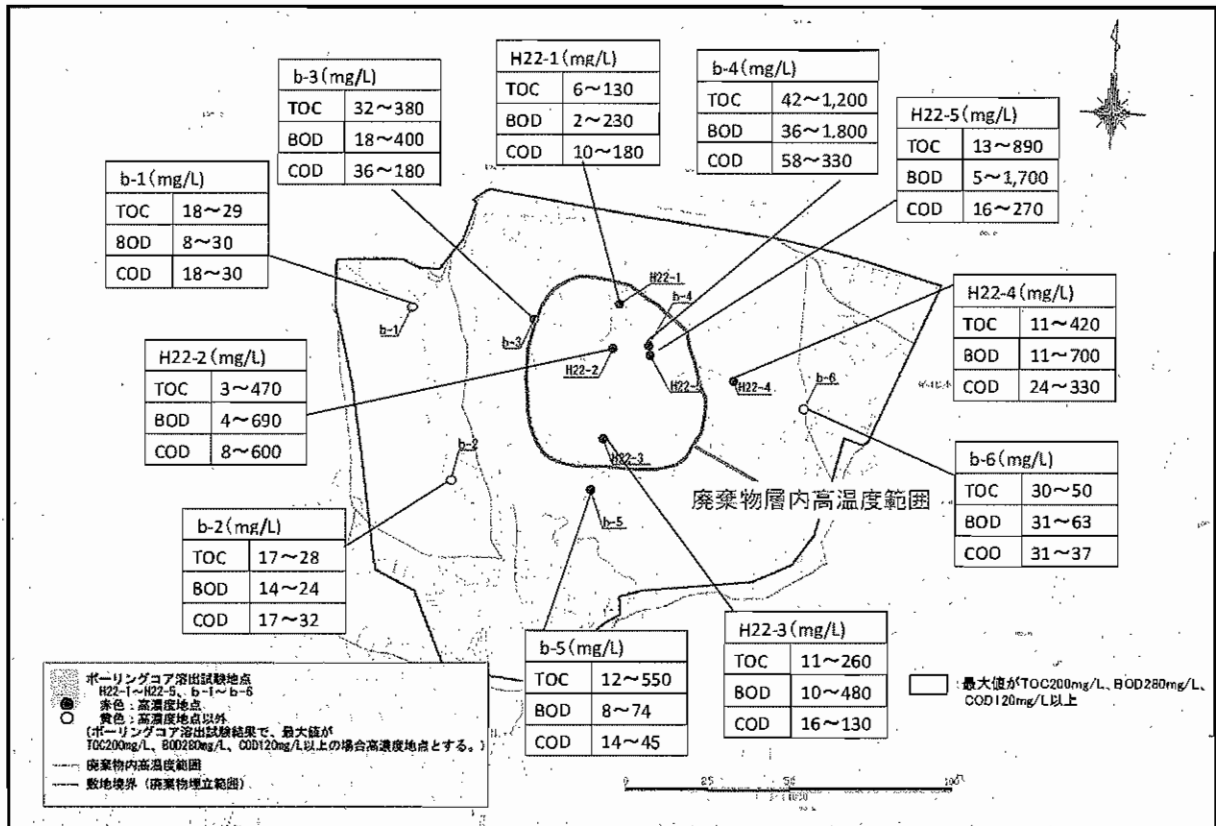
③ TOC濃度とCOD濃度との関係

現場廃棄物の溶出試験結果におけるTOCとCOD濃度の相関式からTOC濃度が200mg/Lに相当するCOD濃度は、120mg/Lとなる (図Ⅱ-6)



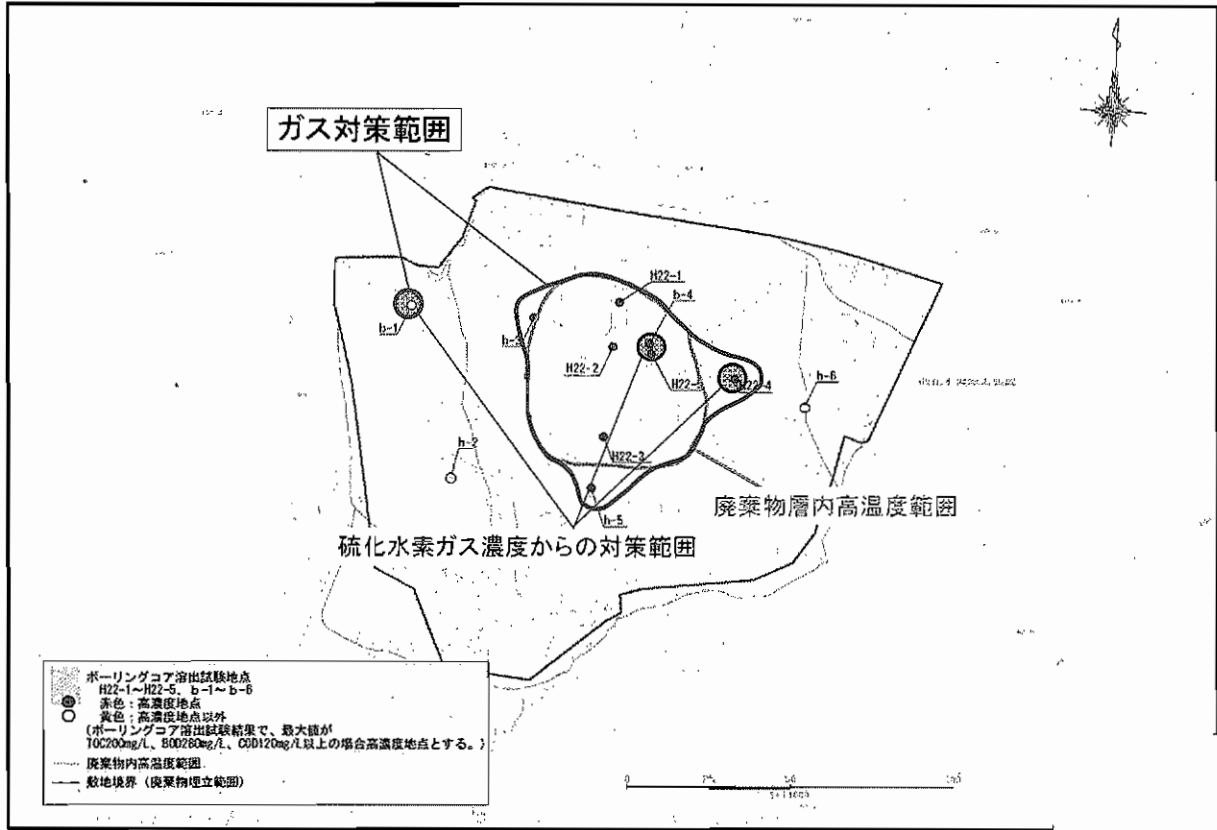
図Ⅱ-6 CODとTOC濃度の関係

既存ボーリングコアの溶出試験結果の最大値が上記①②③で算出したTOC、BOD、COD濃度以上となる地点を有機物高濃度地点とし、その地点を対策範囲に設定する。(図Ⅱ-7)



図Ⅱ-7 有機物の高濃度範囲から検討した対策範囲

以上より、ガス対策範囲は、「硫化水素ガスの高濃度発生範囲」、「廃棄物層内の高温（推測）範囲」及び「有機物高濃度範囲」の各分布図の合成範囲とする。（図Ⅱ－８）



図Ⅱ－８ 各分布図の合成範囲

イ 対策工法の選定

硫化水素ガスの発生原因物質である有機物を分解し、硫化水素ガス等の発生を抑制するための4つの工法について比較検討を行った。(表Ⅱ-3 対策工法比較選定表参照)

技術検討専門委員会の報告を参考に検討したところ、

薬液注入工法については、

- 液体を注入するため、水みちができ、効果が限定的になる。

強制的好気法(スメルウェル・バイオプスター)については、

- 好気性状態として有機物の分解を促進する技術であるが、ケミカルオキシデーションよりも分解が遅く、難分解性の有機物の分解が困難である。
- 好気性状態で、硫化水素ガスを発生させる嫌気性菌の働きは弱まるが、空気の注入を停止した場合には、すぐに嫌気性状態に戻る。
- 空気の注入及びガスの処理施設を設置することから、経済性に劣る。

一方、霧状酸化剤注入工法については、廃棄物中で霧状に噴霧することにより、微少な粒が廃棄物相互の間隙を通過するため、薬液注入工法に比べ効果が限定されない。

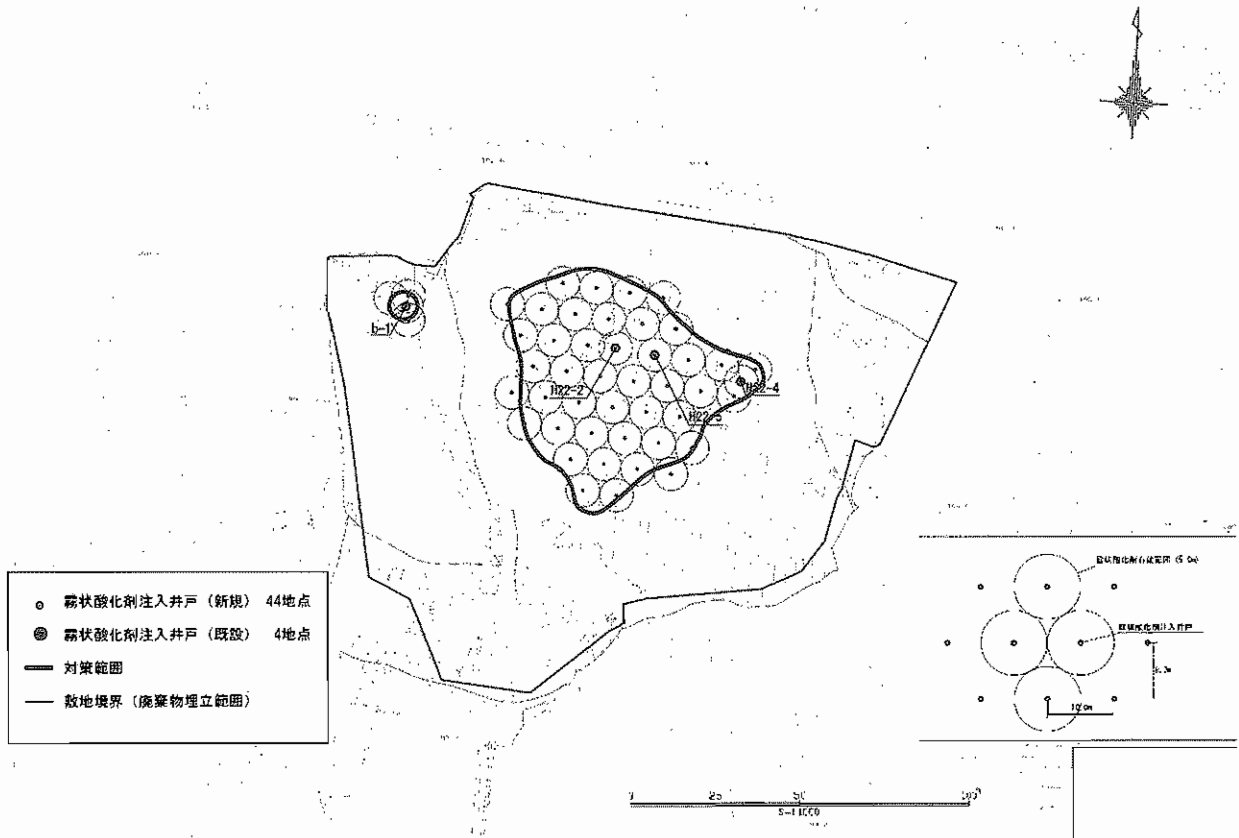
以上のことから、4案を総合的に評価し、第1案の霧状酸化剤注入工法が最適であると判断した。

表Ⅱ-3 対策工法比較選定表

工法種類	ケミカルオキシデーション		強制的好気法	
	第1案(霧状酸化剤注入)	第2案(薬液注入)	第3案(スメルウェル)	第4案(バイオプスター)
概要				
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 薄い過酸化水素水(またはオゾン)と空気を一緒に噴霧することによりできる微小な粒子(フォグ)を井戸から吹き込む 対応深度20m以上(当事案実績) 	<ul style="list-style-type: none"> 水に酸化剤(過酸化水素)を添加し、浅井戸から地中に注入する 	<ul style="list-style-type: none"> 2系列のブローア-空気制御装置にて、埋立地への空気の吹き込みと内部ガスの吸引を同時に行う 吸引されたガスはバイオフィルター等を通し放出する 対応深度3~5m 	<ul style="list-style-type: none"> 空気又は酸素を3~5気圧で間欠注入し、サクシオン管からガスを吸引し、バイオフィルター等で処理して放出する 対応深度10m
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 水含有時での効果あり 空気も同時に注入するため、廃棄物層内が好気化される 有機物の分解を促進させる 	<ul style="list-style-type: none"> 水含有時での効果あり 有機物の分解を化学的に促進させる 即効性あり 	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭安定化処理 海外実績多数あり 	<ul style="list-style-type: none"> 有機物安定化処理 高圧で注入するため、水含有時でも効果あり
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事での導入事例なし(実験の処分場での実験事例及び当該事案での実験試験結果あり) 地下水水質に留意する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 表層から注入した場合は、水みち周辺に効果が限定される 第1案に比べ薬液使用量が増える 地下水水質に留意する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 水分含有時の効果が弱い 有機物処理が不利 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧または純酸素を利用するので経済性にやや劣る 酸素供給を停止すると、嫌気状態になり硫化水素ガスが再発生するおそれがある
対策の確実性	<ul style="list-style-type: none"> 硫化水素等ガスの発生原因物質である有機物を低減することが可能である 化学的な有機物分解のため即効性がある 当事案で、硫化水素ガス濃度の低減効果確認済み 有効範囲 3~5m 	<ul style="list-style-type: none"> 硫化水素等ガスの発生原因物質である有機物を低減することが可能である 化学的な有機物分解のため即効性がある 表層から注入した場合は、水みち周辺に効果が限定される 有効範囲 1~2m(不飽和帯) 5~20m(飽和帯) ※透水係数と注入圧により異なる 	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭対策には効果はあるが、好気性分解のため、装置を停止すると硫化水素ガスが再度発生するおそれがある 対応深度が浅く、処理範囲が小さい 有効範囲 5~6m 	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭対策には効果はあるが、好気性分解のため、装置を停止すると硫化水素ガスが再度発生するおそれがある 有効範囲 4m
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤の投入を継続的に維持管理する必要がある 工期は短期間で終了する 	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤の投入を継続的に維持管理する必要がある 深層が高価である 周辺環境に考慮する必要がある 工期は短期間で終了する 	<ul style="list-style-type: none"> 設備を継続的に維持管理する必要がある 排ガス処理設備を定期的にメンテナンスする必要がある 工期が長期間になる 	<ul style="list-style-type: none"> 設備を継続的に維持管理する必要がある 排ガス処理設備を定期的にメンテナンスする必要がある 工期が長期間になる
経済性	<ul style="list-style-type: none"> 初期工事費 井戸設置費(L=21m*44地点) 57,000千円 霧状酸化剤注入設備 38,000千円 薬剤 3,300千円 施設運転・メンテナンス費用(3ヶ月) 3,700千円 合計 100,000千円 	<ul style="list-style-type: none"> 初期工事費 井戸設置費(L=21m*60地点) 74,000千円 薬液注入設備 48,000千円 薬剤 59,000千円 施設運転・メンテナンス費用(3ヶ月) 3,700千円 合計 184,700千円 	<ul style="list-style-type: none"> 初期工事費 井戸設置費(L=21m*44地点) 55,000千円 ガス処理設備 30,000千円 施設運転・メンテナンス費用(48ヶ月) 61,000千円 合計 146,000千円 	<ul style="list-style-type: none"> 初期工事費 井戸設置費(L=21m*44地点) 80,000千円 ガス処理設備 18,000千円 施設運転・メンテナンス費用(48ヶ月) 61,000千円 合計 157,000千円
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 発生原因物質である有機物を分解するとともに、廃棄物層内が好気化される。 	<ul style="list-style-type: none"> 即効性が期待でき、地下水中の有機物分解も期待できるが、水みち周辺に効果が限定されるおそれがある。 不飽和帯では下方向及び水みちに限定され有効範囲が狭くなるおそれがある。 周辺環境への影響が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物中の有機物分解の促進が遅いため、対策が長期間となることが懸念される。 対応深度が浅いため、対策範囲が限定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物中の有機物分解の促進が遅いため、対策が長期間となることが懸念される。

ウ 対策効果影響範囲

霧状酸化剤注入における対策効果影響範囲については、安定型最終処分場での適用事例において、過酸化水素水濃度が最大3%で水平・垂直方向で約5mの範囲で拡散することが報告されていることから、霧状酸化剤注入配置を（図Ⅱ-9）のとおり設定した。



図Ⅱ-9 霧状酸化剤注入箇所平面配置図

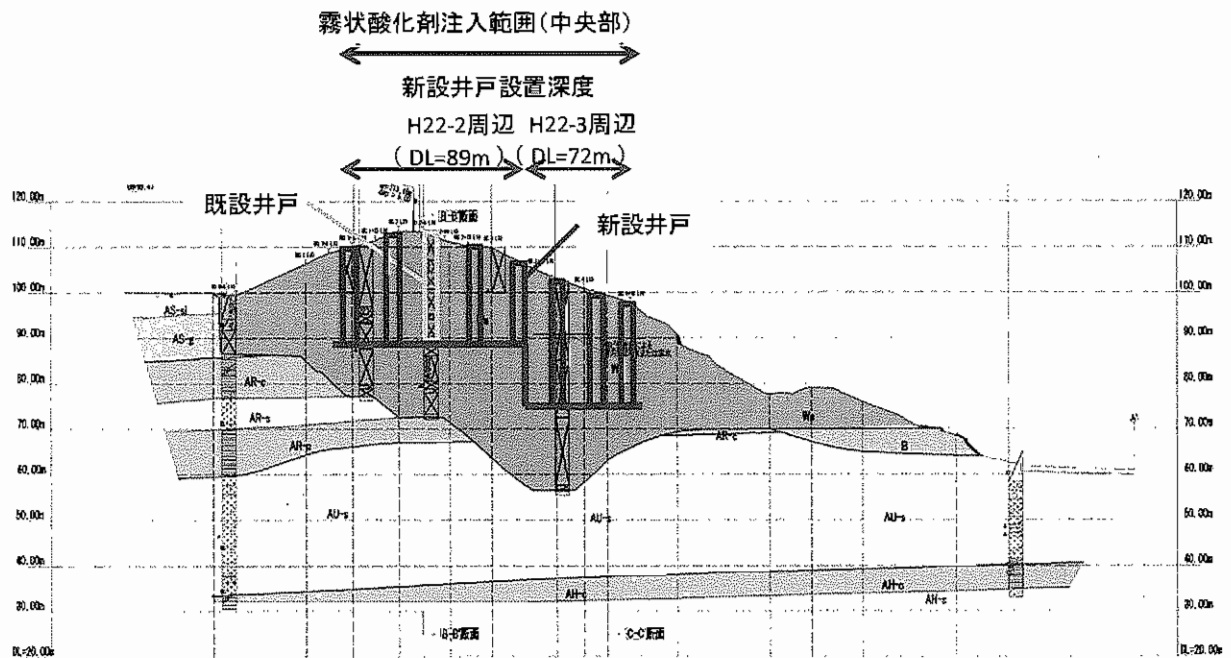
また、対策設定深度は、有機物（TOC, BOD, COD）が高濃度に含まれる地下水付近までの深度を対象とする。（表Ⅱ-4、図Ⅱ-10）

表Ⅱ-4 ボーリングコア溶出試験結果

調査地点	試験深度 (GL-m)	地下水位	分析結果			井戸深度	調査地点	試験深度 (GL-m)	地下水位	分析結果			井戸深度
			TOC (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)					TOC (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	
H22-1 GL=110.19m	0~5m	GL-21m付近	95	150	69	DL=89m	b-1 GL=110.02m	0~4m	GL-27m付近	24	15	29	DL=83m
	5~10m		130	230	95			4~8m		18	15	18	
	10~15m		70	54	77			8~12m		18	7.9	19	
	15~20m		33	41	51			12~16m		21	16	23	
	20~25m		65	37	180			16~20m		24	22	26	
	25~30m		15	9.3	27			20~24m		25	16	24	
30~32.6m	5.9	2.3	9.6	24~28m	29	30	30	28~29.25m	24	30	22		
H22-2 GL=113.21m	0~5m	GL-24m付近	15	7.1	24	DL=89m	b-3 GL=106.93m	4~8m	GL-20m付近	32	28	36	DL=89m
	5~10m		260	54	600			8~12m		71	83	72	
	10~15m		25	17	31			12~16m		380	400	180	
	15~20m		120	230	63			16~20m		180	180	97	
	20~25m		48	74	47			20~24m		33	22	42	
	25~30m		470	690	200			24~28m		48	31	50	
H22-3 GL=102.50m	0~5m	GL-31m付近	7.0	3.5	8.4	DL=72m	b-4 GL=115.16m	0~4m	GL-26m付近	420	590	330	DL=89m
	5~10m		21	12	26			4~8m		84	90	84	
	10~15m		75	120	36			8~12m		320	400	100	
	15~20m		33	17	36			12~16m		1200	1800	150	
	20~25m		36	22	45			16~20m		290	370	120	
	25~30m		11	10	16			20~24m		230	350	90	
30~35m	150	260	47	24~28m	370	490	170						
H22-4 GL=110.56m	0~5m	GL-22m付近	260	480	130	DL=88m	b-5 GL=98.17m	28~32m	GL-8m付近	250	290	92	DL=90m
	5~10m		57	94	36			32~36m		200	210	82	
	10~15m		37	40	54			36~40m		270	340	97	
	15~20m		21	56	66			40~44m		260	240	120	
	20~25m		67	120	94			44~47.8m		42	36	58	
	25~30m		210	400	130			0~4m		280	46	24	
30~35m	120	240	110	4~8m	550	74	45						
H22-5 GL=114.62m	0~5m	GL-25m付近	360	700	160	DL=89m	8~12m		35	26	42		
	5~10m		420	660	330		12~16m		43	32	45		
	10~15m		22	14	28		16~20m		38	24	43		
	15~20m		22	11	27		20~24m		16	8.6	16		
	20~25m		11	15	24		24~28m		31	20	31		
	25~30m		100	170	69		28~32m		22	9.1	23		
30~35m	66	99	33	32~34.95m	12	7.6	14						
35~40m	79	110	40										
40~45m	19	11	25										
45~45.8m	17	27	38										

GL: 調査井戸の地盤標高
DL: 対策井戸の掘削標高

地下水が浅、かつ、有機物高濃度深度 (TOC200mg/L以上、BOD280mg/L以上、COD120mg/L以上)
地下水が深、かつ、有機物高濃度深度
※1 b-1地点では高有機物深度が見られなかったが、硫化水素濃度が高濃度に発生しているため、地下水付近の深度を対策深度とする。



図Ⅱ－１０ 霧状酸化剤注入箇所設置深度断面図

(2) 恒久対策に係る工法検討

恒久対策の工法については、技術検討及び地域住民等とのリスクコミュニケーションを図りながら平成24年度内を目途に具体的な工法を決定することとする。

なお、工法の検討を踏まえ、事業全体の目標を達成するために速やかに恒久対策に係る具体的目標を設定することとし、必要に応じて本実施計画の変更を行う。

2. 5 支障除去等の実施方法

硫化水素ガス対策（第1段階）として以下のとおり実施する。

- ア 対策については、決定した対策範囲（硫化水素ガス等の高濃度発生箇所、廃棄物層内の高温推定範囲、有機物高濃度範囲）に選定した配置案に基づきボーリング孔を設置する。
- イ 孔口から、酸化剤（過酸化水素水）を霧状に噴霧する。
- ウ 1ヶ月間噴霧した後、1週間から1ヶ月間の霧状酸化剤注入休止期間を設け、その効果を確認するためのモニタリングを実施する。
- エ モニタリングの結果、目標基準を満足しない場合は、酸化剤の注入濃度を再検討し、噴霧を再開するものとする。
- オ モニタリングの結果、目標基準を満足し、かつ、敷地境界において悪臭防止法の敷地境界基準値の0.02ppmを超える硫化水素ガスが継続して観測されない状態となったら第1段階の硫化水素ガス対策工が完了したと判断するものとする。

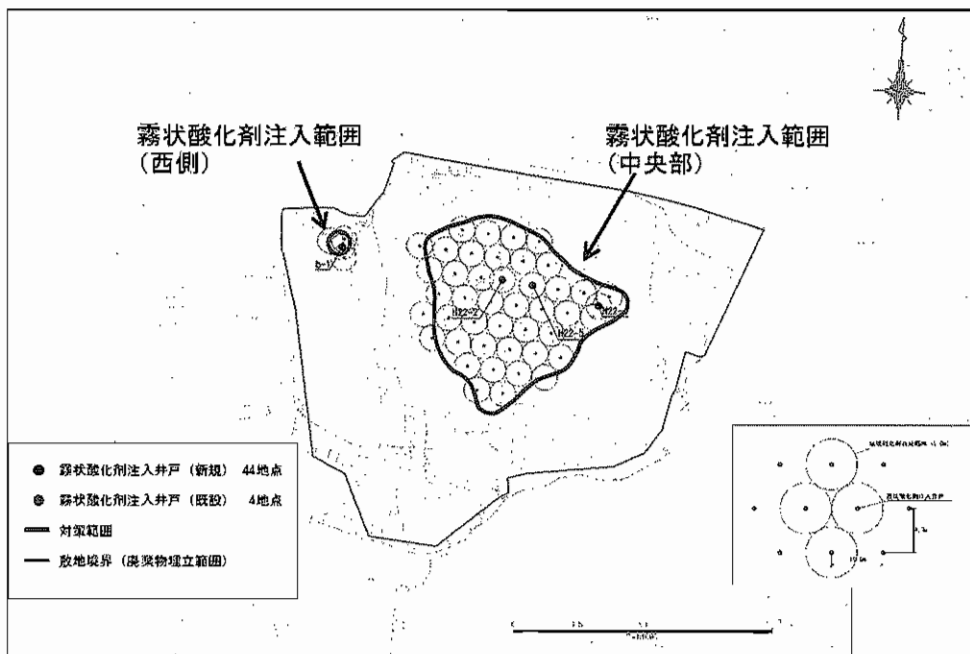
Ⅲ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の内容に関する事項

1 特定支障除去等事業の実施に関する計画

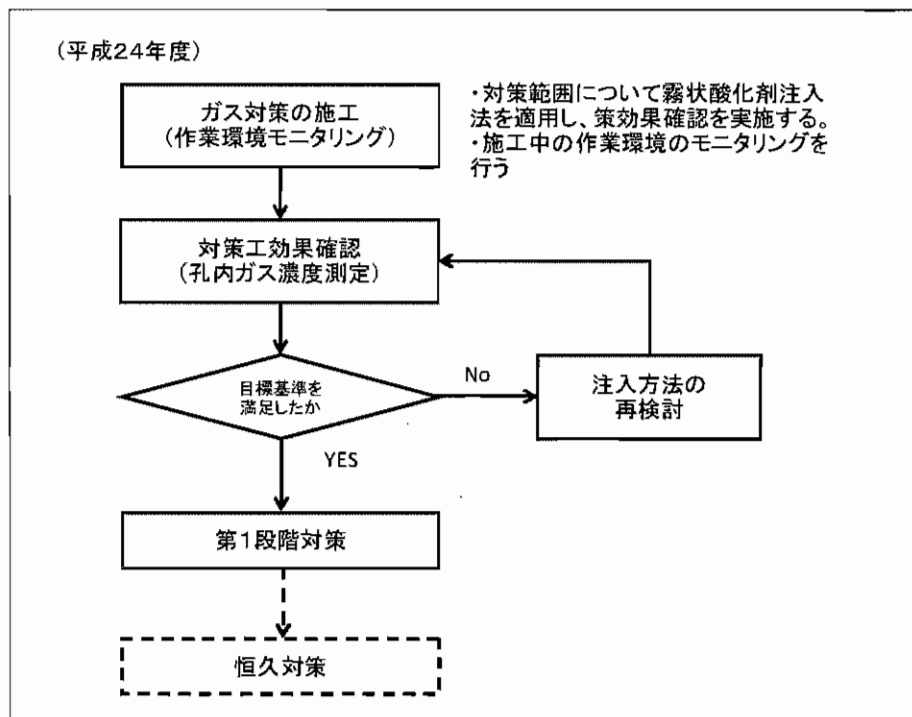
(1) 井戸の設置及び発生ガスの発生原因物質の抑制

雨水浸透防止対策や掘削整形覆土等の恒久対策の実施に向け、第1段階の対策範囲に井戸を設置し、霧状酸化剤注入による廃棄物中の有機物の分解を行って硫化水素ガスの発生抑制を図る。

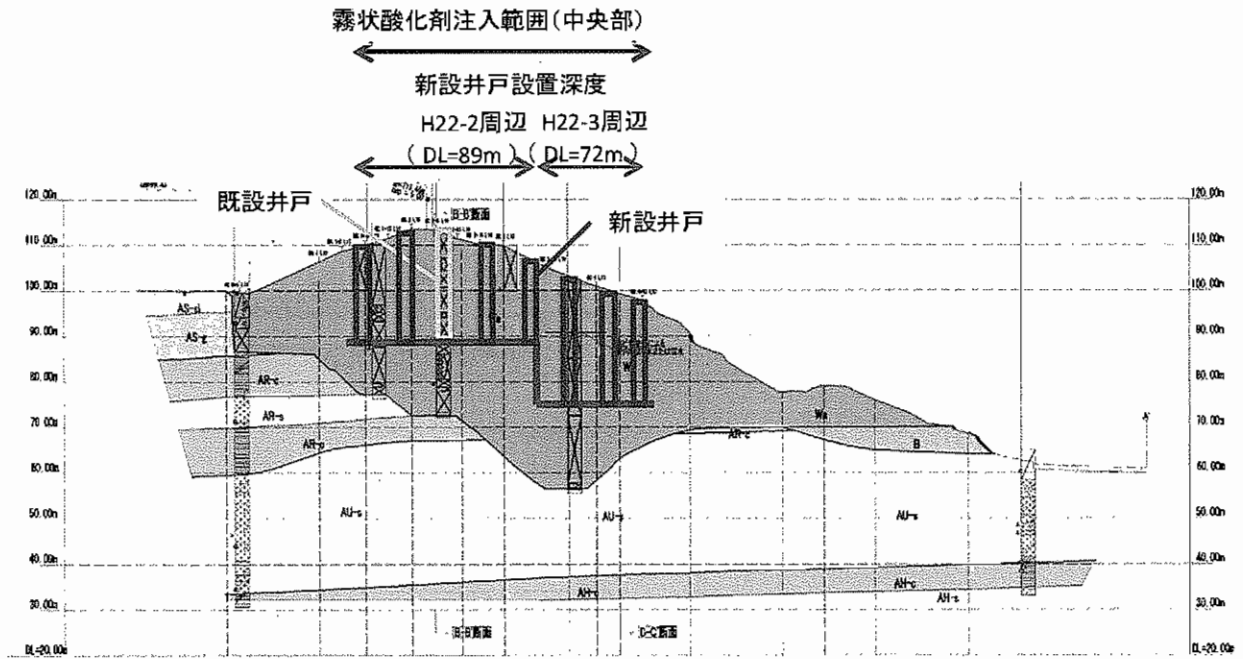
(図Ⅲ-1 対策工全体計画平面図、図Ⅲ-2 対策工計画フロー図、図Ⅲ-3 標準横断面図)



図Ⅲ-1 対策工全体計画平面図



図Ⅲ-2 対策工計画フロー図



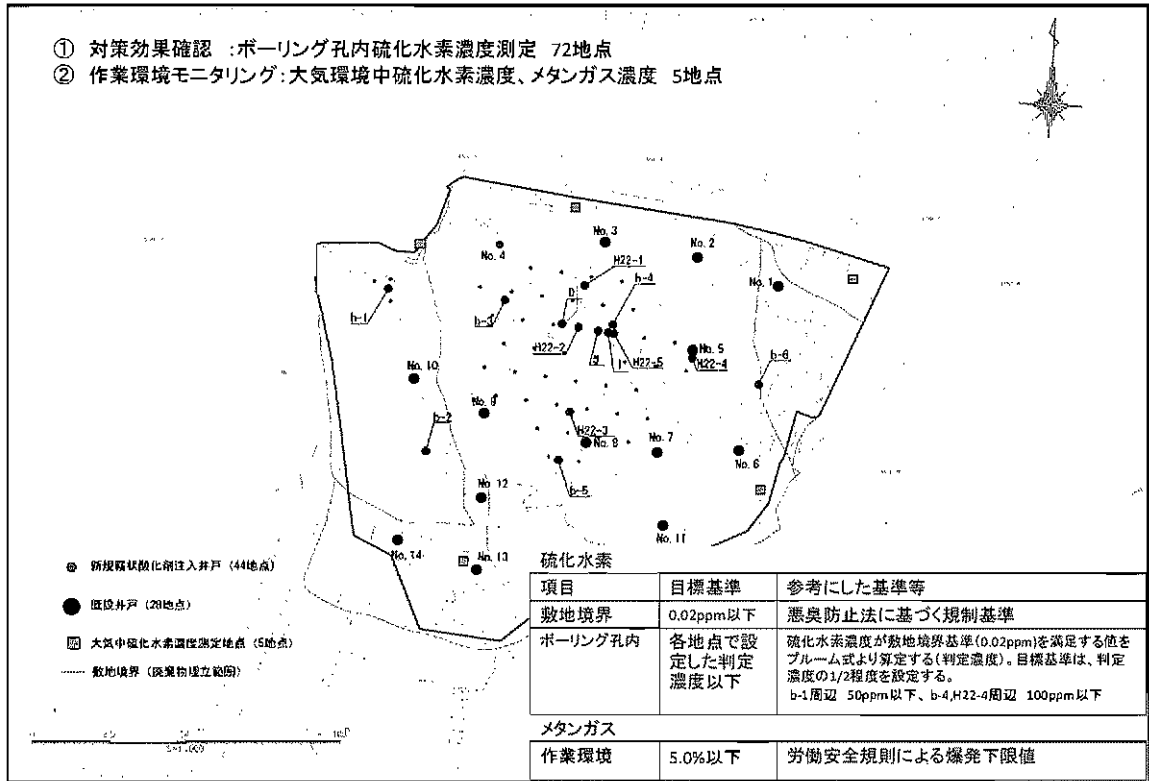
図Ⅲ－３ 標準横断面図

(2) 硫化水素ガス発生抑制の判断、及び対策工事中の周辺への影響を防止するためのモニタリング
 既存井戸や新たに設置した井戸を用いて霧状酸化剤注入法による硫化水素ガスの発生抑制効果を
 確認する。

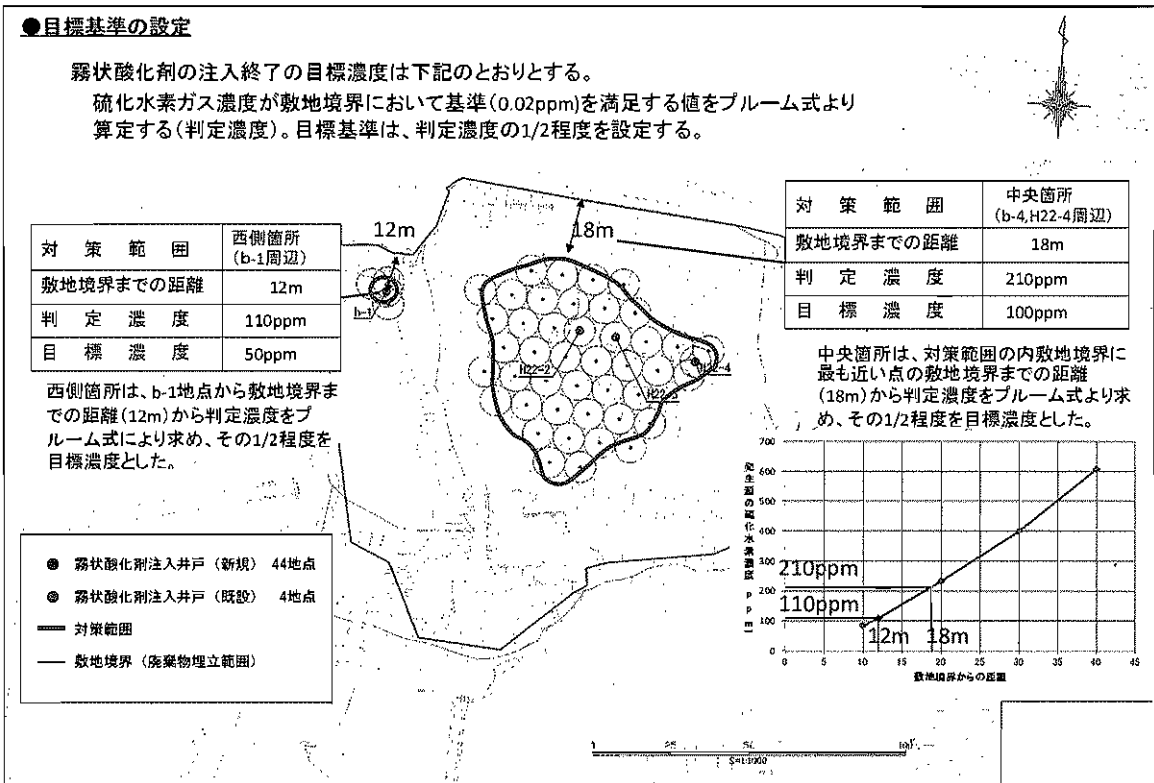
また、敷地境界で硫化水素ガスの調査を実施し、対策工事中に周辺への影響を未然に防止する。

(図Ⅲ－４)

対策の目標とする基準値は、硫化水素濃度が敷地境界における基準 (0.02ppm) を満足する値をプ
 ルーム式より算定した濃度の1/2程度とする。(図Ⅲ－５)



図Ⅲ-4 モニタリング計画平面図



図Ⅲ-5 目標基準値設定平面図

2 特定支障除去等事業の実施予定期間

特定支障除去等事業の実施スケジュールは、次のとおりである。（表Ⅲ－１）

- ① 対策の実施予定期間は、平成24年度の1年間とする。
- ② 対策工事は、段階的に進めるものとし、まず、決定した対策範囲の配置計画に基づきボーリング孔を設置する。設置期間は1ヶ月間とする。
- ③ 続いて、ガス対策として、ボーリング孔内に酸化剤を霧状に噴霧し、廃棄物層中の有機物の早期安定化により、ガスの発生抑止を図るとともに、継続的にモニタリングを行い第2段階の対策工事の時期を見極める。モニタリングの期間は、2ヶ月間とする。
- ④ モニタリングの方法については、1ヶ月間噴霧した後、1週間から1ヶ月間の霧状酸化剤注入休止期間を設け、その効果を確認する。
- ⑤ モニタリングにより目標基準を満足しない場合は、酸化剤の注入方法等を再検討し、噴霧を再開し、④により確認する。
- ⑥ モニタリングの結果、目標基準を満足し、かつ、敷地境界において悪臭防止法の敷地境界基準値の0.02ppmを超える硫化水素ガスが継続して観測されなかった場合、対策工が完了したと判断するものとする。

表Ⅲ－１ 特定支障除去対策実施のスケジュール

年 度	平成24年度
ガス抑制対策工	—
ボーリング工	—
霧状酸化剤注入装置設置	—
配管設置工	—
霧状酸化剤の注入	—
モニタリング	—

3 特定支障除去等事業に要する費用等

(1) 概算工事費

(単位：百万円)

項 目		細 目	費用	備 考
本 体 工 事 費	ガス対策	ボーリング工	57	
		霧状酸化剤注入装置設置工	31	
		配管設置工	4	
		霧状酸化剤注入工	7	
		計	99	
そ の 他 経 費	事務費		1	
		計	1	
合 計			100	

(2) 年度別工事費

(単位：千円)

		H24年度	H25年度	H26年度	計	備考
ガ ス 対 策	ボーリング工	57,000			57,000	
	霧状酸化剤注入装置設置工	31,000			31,000	
	配管設置工	4,000			4,000	
	霧状酸化剤注入工	7,000			7,000	
	計	99,000			99,000	
そ の 他 経 費	事務費	1,000			1,000	
	計	1,000			1,000	
合 計		100,000			100,000	

IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し、県が講じた措置及び講じようとする措置内容

1 県が講じた措置

(1) 処分を行った者への法的措置等

ア 措置命令の発出

平成16から17年度に実施した安全性確認調査の結果、廃棄物層内部で高濃度（5,000ppm）の硫化水素ガス及びメタンガスが発生していることが判明し、これらの物質による悪臭や火災の発生等、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあったことから、県は、(株)シーマコーポレーション（旧成豊（株））と朝岡隆之（当時の代表者）に対して廃棄物処理法第19条の5第1項第1号の「当該処分を行った者」に該当するとして、平成18年3月14日に措置命令を発出した。

措置命令の内容は以下のとおりである。

- ・ 命令発出日 : 平成18年3月14日
- ・ 命令の対象 : (株)シーマコーポレーション（旧成豊（株））
元代表 朝岡隆之
- ・ 命令の内容 : ①発生ガスの排除及び処理
②雨水の浸透防止
③廃棄物の飛散及び流出の防止
④発生ガスの定期的濃度測定（発生ガスの濃度が低下し、生活環境保全上の支障を生ずるおそれなくなるまで）
- ・ 着手期限 : 平成18年6月13日
- ・ 履行期限 : 平成19年6月13日

イ その他の行政処分等

【成豊（株）】

① 収集運搬及び処分業の停止命令（平成10年9月9日）

産業廃棄物処理施設の変更許可を受けることなく最終処分場の処理能力を変更し、廃棄物を埋立処分し、もって、廃棄物処理法第15条の2の4第1項に規定する産業廃棄物処理施設の変更許可申請義務に違反したとして、同法第14条の3で準用する同法第7条の3の規定に基づき平成10年9月16日から平成10年10月15日まで、事業の全部の停止を命じた。

② 停止命令違反で告発（平成10年10月2日）

成豊（株）を収集運搬業及び処分業の停止命令違反により、四日市南警察署に告発した。

③ 収集運搬業及び処分業の許可の取消処分（平成10年11月6日）

収集運搬業及び処分業の一時停止命令に従わなかったため、廃棄物処理法第14条の3で準用する同法第7条の3の規定により、その許可の全部を取り消した。

④ 書類送検（平成11年1月25日）

県警本部生活保安課と四日市南警察署は、成豊（株）を津地方検察庁四日市支部に書類送検した。平成11年10月4日に朝岡隆之（当時の代表者）に罰金50万円の判決を言い渡した。

⑤ 告発（平成19年8月31日）

措置命令違反で(株)シーマコーポレーション及び元代表者を告発した。

（平成20年12月25日不起訴処分）

【(有) 功進】

① 逮捕 (平成11年6月9日)

処分場拡張計画の同意取得に係る脅迫事案により、(有) 功進の関係者が四日市南警察署に逮捕された。平成11年8月11日に関係者に対し懲役1年執行猶予3年の判決が言い渡された。

② 収集運搬業及び処分業の許可の取消処分 (平成11年9月1日)

産業廃棄物保管基準違反にかかる改善命令に従わなかったこと、廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収に対し、その義務を怠ったこと、許可を受けることなく最終処分場を設置したことから、同法第14条の3で準用する同法第7条の3の規定により、収集運搬業及び処分業の許可の全部を取り消した。

(2) 行政代執行

① 行政代執行の状況

原因者に対して措置命令を発出したものの、着手期限である平成18年6月13日を過ぎても着手されず、また平成19年1月25日に資力・能力不足により措置命令の履行が困難である旨の上申書が被措置命令者から提出されるなどしたため、履行の見込みがないと判断して、平成19年2月16日に緊急対策としてガスの回収処理の行政代執行に着手した。

ガスの回収処理を実施したことにより、最大32,000ppmで検出された硫化水素は1,000ppmまで低下したものの、現在でも依然として致死濃度レベル(1,000ppm)で推移しているなど、抜本的な改善には至っておらず、生活環境保全の支障等は除去されていない。

② これまでの行政代執行に要した費用

平成22年度末までに県が行った行政代執行の費用の総額は、維持管理に必要な費用を含めて75,716,178円で、その内訳は表IV-1のとおりである。県は、その全額について、廃棄物処理法第19条第5項において準用する行政代執行法第5条の規定に基づき、朝岡隆之(当時の代表者)に対して費用求償を行っている。

表 IV-1 行政代執行費用 (単位:円)

年度	内 容	金 額	備 考
H19	緊急対策工事	58,203,600	
	・ガス抜き管の設置		
	・ガス回収管の敷設		
	・硫化水素処理装置の設置 ・立入防止フェンスの設置		
計		58,203,600	
H20	硫化水素施設点検・運転管理運転業務	6,155,100	
	汚泥等処理業務	159,600	
	活性炭購入費	148,046	
	硫化水素吸着剤購入費	132,300	
	光熱水費等	120873	ガスの吸引・処理装置電気料金
計		6,715,919	
H21	硫化水素施設点検・運転管理運転業務	5,441,100	
	汚泥等処理業務	89,250	
	活性炭購入費	80,324	
	硫化水素吸着剤購入費	270,480	
	光熱水費等	273738	ガスの吸引・処理装置電気料金
計		6,154,892	
H22	硫化水素施設点検・運転管理運転業務	4,290,300	霧状酸化剤注入試験費用控除
	汚泥等処理業務	121,800	
	活性炭購入費	101,586	
	通信運搬費	81948	
	光熱水費	36133	ガスの吸引・処理装置電気料金
計		4,631,767	
合計		75,706,178	

③ 行政代執行に要した費用の徴収

ア 原因者に対する徴収

費用の求償については、措置命令を発出した(株)シーマコーポレーション(事業者)及び朝岡隆之(当時の代表者)に求償する必要があるが、事業者については、平成19年10月3日に清算結了登記を行い、法人は消滅している。

当時の代表者については、粘り強く納付を要請し、平成21年2月から分納させている。平成22年度末時点の納付金額は、130,000円となっている。

また、今後予定される行政代執行に要した費用の求償についても、引き続き当時の代表者に対し

てのみ行うこととする。

イ 排出事業者の責任追求

県は、平成18年5月から平成19年1月にかけて、アンケート調査（72社）、報告徴収（24社）、聴き取り調査（3社）を実施したが、排出事業者に不適正処理の事実は認められなかった。

また、県は、平成19年6月から8月にかけて、過去の「産業廃棄物処分実績報告書」から新たな排出事業者を把握し、平成23年7月に、報告徴収（107社）を実施した。

今のところ、排出事業者に不適正処理の事実は認められていないが、今後、排出事業者から提出された報告書を精査し、必要に応じて聴き取り調査を行い、違法性等が確認された場合には、措置命令を発出するなど厳しく対応していく。

2 今後講じようとする措置等

関係者に対しては、次のとおりの措置を講じてその責任を迫及する。

(1) 排出事業者への責任迫及（廃棄物処理法第19条の5及び第19条の6の対象者に対する措置命令）

今後、新たに排出事業者が判明した場合には、同法第18条に基づき報告徴収を行い、違法性等が確認された場合には、同様に措置命令を発出するなど責任を迫及する。

(2) 費用求償

今後、行政代執行による支障の除去等措置を講じることとしており、これまでの行政代執行に要した費用と併せ、金融機関等に対する原因者の資産調査を継続的に行い、徴収可能な資産の把握に努めるなど厳しく求償を行っていく。

また、排出事業者など、不適正処分に関与した者の調査を継続して行い、違法な行為等が確認できた場合は、措置命令の発出や公告に基づく費用求償を行うなど、徹底した責任迫及を行っていく。

V 県の対応状況の調査と不適正処分の再発防止策

1 四日市市内山町地内不適正処理事案の対応に関する調査検討委員会の設置

不適正処理事案において三重県が講じた措置における課題を明確にしたうえで、産業廃棄物の不適正処分の再発防止策の提案・提言を行うため、第三者である学識経験者5名で構成する「特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を開催し、本件事案を調査・検討した。

(1) 検討委員会委員名簿

	氏 名	職 名 等
委員長	田中 勝	鳥取環境大学 特任教授
委 員	北見 宏介	名城大学 准教授
〃	佐脇 敦子	弁護士
〃	西川 源誌	弁護士
〃	藤倉 まなみ	桜美林大学 教授

(2) 検討委員会開催状況

平成23年10月11日 第1回検討委員会（諮問・審議）
 平成23年11月 2日 第2回検討委員会（審議）
 平成23年12月26日 第3回検討委員会（審議）
 平成24年 1月16日 第4回検討委員会（審議）
 平成24年 2月14日 第5回検討委員会（審議）
 平成24年 2月29日 答申

(3) 主な検証事項

検証目的	不適正処理事案において三重県が講じた措置における課題を明確にしたうえで、産業廃棄物の不適正処分の再発防止策の提案・提言を行うことを目的とする。
対象期間	昭和62年5月21日～平成23年9月30日
検証の論点	<p>(1) 県が講じた措置における課題の明確化 廃棄物処理法、指導要綱に照らして、次のような観点から、本事案に関して県が行った措置等の課題を明らかにする。</p> <p>①行使すべき権限を行使していたか。 ②権限の行使が内容や時期において適切であったか。 ③地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対し適切に対応していたか。</p> <p>(2) 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討</p>

2 調査検討委員会による検証及び再発防止策の概要

平成24年2月、調査結果に基づく答申が調査検討委員会から出された。
その概要は以下のとおりである。

2.1 調査検討の方法

(1) 調査・検討の考え方

① 県が行った措置等における課題等の明確化

廃棄物処理法、三重県産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）に照らして、次のような観点から、対象事案に関して県が行った措置等の課題を明らかにした。

- 行使すべき権限を行使していたか。
- 権限の行使が内容や時期において適切であったか。
- 地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか。

② 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討

上記①の結果を踏まえ、今後の産業廃棄物の不適正処分の再発防止について検討した。

(2) 調査の方法（具体的な調査手法）

調査対象とした関係機関が保管している対象事案に係る公文書及び当時の関係者からの聴き取り調査により事実関係を把握した。

2.2 県の対応の問題点

対象事案に対する県の対応について、当該施設及び事業者に対する県の認識がどうであったか、法令上の指導監督権限の行使が妥当であったか、地域住民及び関係機関等との連携がとれていたか、県の組織体制が十分であったか、さらには、排出事業者及び土地所有者の責任追及が適切になされていたかという対象事案の論点について、次のとおり総合的な評価を行った。

(1) 施設及び事業者に対する県の認識

対象事案は、成豊（株）が昭和63年1月に産業廃棄物処理施設設置届を提出し、平成元年2月に産業廃棄物処理業の許可を受けて、産業廃棄物の埋立が始まった事案である。しかしながら、成豊（株）は、平成5年4月までは実質的に事業活動をしておらず、平成5年4月から本件施設が本格的に稼働することになる。本件施設は、安定型最終処分場であり、施設の構造としては、遮水シートや浸出水処理施設を備える必要がなく、法的にも届出のみで設置することができた。

当該最終処分場は、成豊（株）が平成5年4月に施設使用開始報告書を提出してから、本格的に稼働し、それに伴って、頻繁に改善を求められている。

県は、事業者が表面的には県の指示に応じる姿勢をみせるが、実質的な改善はなされていないとの認識をもっており、また、平成7年3月には、施設設置届と現状が相違していることを明確に認識していたのである。

県は、その都度、当該最終処分場で現認した違反事実につき指導を実施しているが、改善状況を的確に把握し、その履行状況に沿って適切な指示をしておらず、これにより、違反事実が積み重ねられていき、対象事案が形成されたものといえる。また、許可施設の形状（昭和63年提出の設置届添付図面に記載されている形状）すら把握せずに立人をしている職員もおり、およその確な指導を実施するための情報すら備えていなかった。さらに、職員によって、当該最終処分場

や事業者に対する認識に相違が認められるなど、職員の当該最終処分場や事業者に対する認識が甘かったといえる。

また、平成6年度から平成8年度は、そのほとんどが口頭指導であり、改善する意思がないと認識していたのであれば、明確かつ心理的強制力のある文書での勧告・警告・指示や、法的拘束力のある改善命令を検討すべきであったし、それが廃棄物処理法の予定するところである。

行政指導は、事業者の自主的かつ任意な履行を期待するものであり、事案の特性や事情も考慮しながら、迅速かつ柔軟な対応ができる有効な是正手段である。しかしながら、表面的にしか改善に応じない事業者には、法的拘束力のある行政処分を検討し、その実効性確保を図るべきであり、この点において、県は、事業者に対する認識が十分でなかった。

(2) 指導監督権限の行使の妥当性

県は、対象事案について、頻繁に行政指導を実施し事業者に改善を求めているが、法的効果のある行政処分と違って、行政指導は、事業者の任意の改善を期待するものであり、いたずらに行政指導を継続することは、事案の解決を遅らせるものである。このことは、「行政処分の指針について（通知）」（平成13年5月15日付け環廃産第260号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）でも指摘されているところである。

その一方で、行政指導は、法的効果こそないが、事案の特性や事情も斟酌しながら、迅速かつ柔軟な対応ができ、改善する意思のある事業者にとっては、有効な是正手段である。また、本件施設が稼働していたころは、全国的にみても、行政指導は違反を是正させる手段として一般的なものであった。

しかしながら、対象事案についても、頻繁な行政指導を実施し、事業者の改善を期待しているが、県は、その改善状況を的確に把握せず、また、履行状況に沿った適切な指示もしていない（許可施設の形状すら把握していない職員もおり、的確な指導を実施するための情報すら備えていなかった）。それができていれば、これほど大規模な不適正処理がなされることはなく、また、早期に改善命令や許可取消を検討できたはずである。

また、県は、平成7年3月から、施設設置届と現状との相違を認識していたにもかかわらず、当該最終処分場の改善状況を的確に把握しておらず、平成9年5月の現地測量では、大幅に施設設置届と現状が相違しており、職員もそのことを認識していたと認められる。

しかしながら、正確な測量を実施しなければ、改善命令はおろか行政指導すら実施できないとの認識であったことは、職員に法律の運用解釈力が欠如していたと言わざるを得ず、廃棄物処理法の予定する権限を適切に行使していたとは認められない。

(3) 地域住民及び関係機関等との連携

対象事案は地域住民から生活環境保全上の苦情要望がほとんどなく、出された苦情要望には概ね適切に対応していたと認められる。

従って、苦情要望を契機として事案を解決することは困難であったが、多数の苦情要望がある事案だけが生活環境保全上の支障を生じさせる事案であるとは限らない。

規制権限を適切に行使するには、個々の事案のリスクを正確に把握する必要があり、そのためには、日頃から地域住民や他法令所管の関係機関と連携することが重要であり、頻繁に指導を実施している施設であれば、現状を把握するため、近隣住民に積極的に聴き取りを実施すべきであ

ったと考えられる。

なお、対象事案については、平成10年から平成11年にかけて、成豊（株）の拡張計画、（有）功進の新施設設置計画があり、事業者による脅迫的な同意取得活動により、県に多数の苦情が寄せられており、その都度、対応していたが、地域住民の不安を解消するには至らず、きめ細やかな対応が必要であったと考えられる。

（４）県の組織体制

対象事案は、平成5年から平成11年にかけて産業廃棄物の不適正処理がなされたものであり、産業廃棄物の監視指導担当職員は、平成2年度に2名であったものが、平成6年度から平成8年度は4名（うち県警職員1名）、平成9年度は6名（うち県警職員3名）であり、平成10年度からは、産業廃棄物監視指導グループとして10名（うち県警職員5名）の人員となり、徐々にではあるが体制整備がなされてきている。

しかしながら、四日市保健所の管轄区域では、特定の懸案に多大な時間を費やし、多数の野焼きへの苦情要望に苦慮していたところでもある。

対象事案に関する公文書から、頻繁に監視指導を実施していることが認められるが、各事案を解決するために、専門的な能力を発揮できる人材を確保し、戦略的な産業廃棄物行政を展開する必要があったと考えられる。

（５）排出事業者及び土地所有者に対する責任追及

県は、平成18年5月から平成19年1月にかけて、アンケート調査（72社）、報告徴収（24社）、聴き取り調査（3社）を実施したが、排出事業者に不適正処理の事実は認められなかった。

また、県は、平成19年6月から8月にかけて、過去の「産業廃棄物処分実績報告書」から新たな排出事業者を把握し、平成23年7月に、報告徴収（107社）を実施したが、今のところ、排出事業者に不適正処理の事実は認められず、今後、県において、排出事業者から提出された報告書を精査し、必要に応じて聴き取り調査を実施していくこととなっている。

成豊（株）及び（有）功進が事業活動を終えて十数年経過してからでは的確に状況を把握することは困難であり、このような事案では、産業廃棄物の不適正処理が認められた時点で、排出事業者への聴き取り調査などを実施し、現状把握をすべきである。

今後、廃棄物処理法に基づき厳正に排出事業者の責任を追及していくことが望まれる。

なお、対象事案においては、（有）功進が中間処理施設及び自社処理施設を設置する目的で土地所有者と賃貸借契約を締結しており、また、当該土地所有者の敷地の一部には成豊（株）最終処分場及び（有）功進自社処理施設の容量超過分の産業廃棄物も埋め立てられている。

そのため、県は、平成11年度から平成13年度にかけて聴き取りを、平成17年度にはアンケート調査を実施している。しかしながら、当該土地所有者には成豊（株）又は（有）功進の不適正処理を知りながら土地を提供した事実もそれを黙認した事実も認められなかった。

2. 3 結論

対象事案は、成豊（株）が平成5年4月に最終処分場への産業廃棄物の埋立を再開し、（有）功進が平成9年1月に中間処理業（破碎）の許可を受け、平成9年8月に自社処理施設への産業廃棄物の埋立を開始してから、平成11年にかけて大幅な許可面積及び容量の超過と許可品目外産業廃棄物

(木くず・紙くず)の埋立という不適正処理がなされたものであり、施設が稼働しなくなって5年から6年を経過してから、生活環境保全上の支障のおそれが判明した事案である。

当時は、成豊(株)最終処分場及び(有)功進自社処理施設は許可を要しない施設であり、厳格な審査ができないなか、県は、三重県予備審査要領及び三重県産業廃棄物指導要綱を制定し、産業廃棄物を適正処理すべく努めてきたところであり、社会が許容するリスクレベルも徐々に厳しくなる過渡期でもあった。

また、都市部から近距離であり高速道路や幹線道路も整備されていることから、県外からの産業廃棄物が過剰に流入し、また、近隣に十分な産業廃棄物処理施設が確保されていないなどの本県の地域特性もあり、結果的には、複数の不適正処理事案において、生活環境保全上の支障又はそのおそれが生じている。

かかる事情を踏まえ、主要な論点について論点整理と評価を試み、その結果を踏まえ、総合的な視点からも評価を行った。

保管されている公文書や聴き取り調査から、それぞれの時期に対象事案に関わった職員は、様々な懸案を抱えながら、徐々に体制整備がなされるなかで、日々、各事案の対応に苦慮していたことが認められ、職員が真摯に課題解決に努力していたことは、窺い知れるところである。

しかしながら、頻繁に指導を実施しながら、改善状況を的確に把握しておらず、効果的な改善に繋がっていない。結果的には、許可面積及び容量の超過や許可品目外産業廃棄物(木くず・紙くず)の埋立を未然に防止し、また、改善させることができず、今もなお、地域住民に不安を与え続け、社会的にも批判されるような結果を招いているのも事実である。

このことから、対象事案の論点として考えられた個別対応の評価やそれを踏まえた総合的な評価としては、厳しい評価をせざるを得ない。

対象事案において、周辺地域の生活環境保全上の支障のおそれを生じさせた要因は、一義的には事業者の責任であることは言うまでもないが、指導監督権限を有し、産業廃棄物行政を担う県(組織)としての対応の不十分さも、その要因のひとつとなっていることは否定できない。

このことから、県としては、これまでの行政対応の課題を真摯に受け止め、二度とこのようなことが起きないようにするため、様々な再発防止策を検討し、それを効果的に実施していく責務がある。

なお、対象事案の調査検討に必要な公文書の一部が保管されていなかったが、施設使用前検査の業務報告などは対象事案にとって重要な公文書であることから、適切に保管すべきである。

2. 4 不適正処理の再発防止策

(1) 調査検討委員会からの再発防止についての提案・提言

県においては、これまでに、様々な再発防止対策を講じてきているが、委員会から、総合的な評価の結論を踏まえ、次のとおり、これからの再発防止について提案・提言する。

①法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成

～廃棄物処理法を的確に運用解釈するうえで必要な法務能力の確保～

廃棄物行政においては、産業廃棄物の適正処理を確保するため、都道府県知事に規制権限が認められており、廃棄物行政に携わる職員は、廃棄物処理法の趣旨に沿って、的確に規制権限を行使する必要がある。

しかしながら、廃棄物処理行政にとどまらず、規制権限の行使は、事業者の権利を制限し義務を

課するものであって、都道府県知事に認められた裁量権を逸脱・濫用すれば、その権限行使は違法となり、廃棄物行政への信頼が揺らぎ、また、事業者の権利を不当に侵害することになりかねない。

よって、廃棄物行政に携わる職員は、廃棄物処理法を適正に運用解釈し、適時的確に規制権限を行使し、不適正処理事案に対処していく必要がある。

そのためには、廃棄物処理法を運用解釈し個別事案に当てはめるための知識（技術）や共通ルールである行政法（行政作用法・行政救済法）を正確に理解し、各種判例動向を把握することが必要である。

このような基礎的な知識を備え、廃棄物処理法を正確に理解して、はじめて、適時的確に事案に対処できるのである。

対象事案では、保管されている公文書や聴き取り調査から、都道府県知事に規制権限の行使が認められているにもかかわらず、権限がないとの認識や、正確な測量が実施できなければ、事業者に改善命令や行政指導すら実施できないとの認識でいた職員がほとんどであり、また、行政処分の手続を正確に理解していない職員もいたことから、適時的確に改善命令や許可取消を検討できず、それにより、大規模な産業廃棄物の不適正処理に繋がったのである。

しかしながら、当初から、廃棄物処理法は都道府県知事に改善命令や許可取消などの規制権限を認めており、また、行政処分における事実認定の考え方が理解されていれば、正確な測量ができなくても、改善命令を発出できたはずである。

規制権限を逸脱・濫用することなく、適時的確な指導を実施するためには、このような法律の基礎的な知識を備えることが必要であるが、その都度、研修を実施するだけでは困難であり、中長期的な視点に立った人材育成計画の立案と実行が重要である。

② “経験知”を組織全体で共有するナレッジマネジメントの展開

効果的で実効性のある監視指導を実施するためには、専門的な知識や情報にとどまらず、職員の“経験”や“ノウハウ”を組織全体で共有して、これを引き継いでいくナレッジマネジメントが必要である。

そのためには、ア) 職員の“経験”、“ノウハウ”、専門的な知識及び情報（ナレッジ）を組織で共有する仕組み（体系的な監視指導システムの構築）とイ) 組織で共有したナレッジを的確に引き継ぐ仕組み（的確に情報を伝達できる引継システムの構築）の両方が必要である。

ア) 体系的な監視指導システムの構築～リスク認識と的確な現状把握～

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、各施設のリスクと現状を的確に把握する必要がある。そのためには、施設の形状や監視指導状況を時系列的に整理し、その施設の顕在的なリスクだけでなく、潜在的なリスクを認識することが重要である。的確なリスク認識と現状把握があつてはじめて、的確な指導を実施することができるのである。

それぞれの時期に対象事案に携わった職員は、各施設への立ち入りにおいて、法律に違反する事実が認められれば適宜指導を実施している。

しかしながら、保管されている公文書や聴き取り調査から、職員は、その改善状況を的確に把握しておらず、事業者の履行状況に沿った適切な指示をしていない（職員によっては、文書で警告することで解決したと認識し、主体的に改善状況を把握する意識が欠如していたものもいた。）。

また、許可施設の形状すら把握せずに立入をしている職員もおり、およそ、的確な指導を実施

するための情報すら備えていなかったと言わざるを得ない。

結果的に、対症療法的な指導を実施するにとどまったことが、大規模な産業廃棄物の不適正処理に繋がっている。

さらに、対象事案は、本件施設の設置当初から浸出液の基準の遵守を度々求められ、本件施設での事業活動再開後の平成6年3月には、BODが浸出液の基準を超過しているとして文書警告を受けている経緯があり、このことを認識していれば、一定程度の許可品目外産業廃棄物（木くず・紙くず）が埋め立てられている蓋然性を認識でき、よりの確な指導を実施できたと考えられる。

今後は、許可の概要（施設の形状）、これまで実施した指導経緯や事業者の改善状況を体系的に把握する監視指導システムを構築する必要がある。

そのためには、事業者毎に、許可の概要（施設の形状）、指導経緯と改善状況を記載した総括表（監視指導カルテ）を作成し、これに基づき指導を実施していくことも有効的な手段である。

イ) 的確に情報を伝達できる引継システムの構築

対象事案では、職員によって、施設又は事業者に対する認識が異なり、このことにより、的確なリスク認識と現状把握ができなかったと考えられる。

聴き取り調査から、前任者から後任者へ個々の施設又は事業者について、詳しく引き継ぎがなされていない事実が認められる（職員が対象事案を懸案と認識してからも、引継書には、ほとんど対象事案についての記載がない。）。

また、対象事案では、頻繁に行政指導を実施しているが、的確に改善状況を把握していない事実も認められる。

しかしながら、前任者から後任者に施設又は事業者に対する正確な情報を伝達することこそが、的確なリスク認識と現状把握に繋がるのであり、こうした正確な情報の確実な伝達により、産業廃棄物の不適正処理を早期に解決することができるのである。

そのためには、事業者に対する認識と施設の現状（指導経緯・改善状況）を正確に記載し、後任者に引き継ぎ、後任者は、これに加筆を加え、次の職員に引き継ぐようなシステムを構築しておく必要がある、このシステム構築には、IT技術の利活用も検討すべきである。

③措置命令事案の自律的検証と効果的なPDCAサイクルの実施

県は、複数の不適正処理事案において、生活環境保全上の支障又はそのおそれが生じているとして、措置命令を発出しており、すでに産廃特措法に基づく実施計画書を国に提出し、行政代執行を実施している事案もある。

対象事案は、産廃特措法に基づく実施計画書を提出するため、同法及び基本方針に基づき、当委員会において、県が講じた措置の課題を明確にするとともに、再発防止策の提案・提言を行うものであるが、生活環境保全上の支障又はそのおそれが生じている事案については、産廃特措法に拘わらず、自律的に当該事案を調査検討し、今後の廃棄物行政に活かし、効果的なPDCAサイクルを実施していくことが重要である。

措置命令発出事案は、生活環境保全上の支障又はそのおそれが生じているのであるから、原因者がこれを履行しなければ、行政代執行の実施を検討しなければならず、行政代執行に要する経費は、ほとんどの場合、すべて公費で賄うものであることからすれば、漫然と措置命令を発出し、行政代

執行を実施するのではなく、これまでの経緯を検討するなかで、次に活かすヒントを見出すことが重要である。

廃棄物処理法の法規制は徐々に厳しくなり、今後、対象事案と同様の事案が懸案となることは少ないと考えられるが、新たな懸案もでてきており、そこには、対象事案と共通する課題も認められるところである。

そうであるならば、これまでの不適正処理事案を検討し、効果的なPDCAサイクルを実施していくことがより一層求められる。

④厳格かつ適正な費用求償の実施

対象事案は、すでに緊急的な行政代執行を実施し、原因者に費用を求償しているが、原因者からは180,000円しか納付されていない。

産業廃棄物の不適正処理事案においては、措置命令を発出し、行政代執行を実施するときには、すでに原因者に資金がほとんどなく費用求償が困難な場合がほとんどであることも事実である。

しかしながら、産業廃棄物の不適正処理の責任は、一義的には原因者が負うべきものであることからすれば、厳格かつ適正に費用求償を実施してこそ、公金支出の正当性を担保できるのであり、また、事業者には産業廃棄物の不適正処理をする抑止力ともなりうるのである。

対象事案についても、国税徴収法に基づく財産調査を実施し、差押可能財産が認められれば、躊躇することなく差し押えるべきであったといえ、今後は、費用求償体制の充実や手続マニュアルの整備などを積極的に実施して、厳格かつ適正な費用求償に繋げていく必要がある。

(2) 効果的な再発防止策の実施について

当委員会は、短期的な視点・中長期的な視点の両方の視点から再発防止策を提案・提言しており、この提案・提言を効果的に実施するためには、段階的かつ継続的に取り組むことが必要である。

また、当委員会からの再発防止策の提案・提言を、一時的な取り組みで終わらせることなく継続的な取り組みとするためには、最初から完璧な再発防止策を実施することに固執することなく、最初は完璧なものでなくても、それを徐々に改善していくことが重要である。

なお、再発防止策の取り組みは人事異動があっても、引き継がれていくようシステム化することが必要不可欠であることは言うまでもない。

3 検証を踏まえた県の対応

調査検討委員会では、行使すべき権限（公権力）を行使していたか、その行使した権限の内容や時期が適切であったか、地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか、との視点から、県の行政対応に関して検証が行われた。

県としては、調査検討委員会の検証結果を重く受け止め、県が行った対応の問題点を整理したうえで再発防止策の検討を行った。

(1) 県が行った対応の問題点

四日市市内山事案においては、許可面積及び容量の超過や許可品目外産業廃棄物（木くず・紙くず）の埋立を未然に防止し、また、改善させることができず、今もなお、周辺住民に不安を与え続け、社会的にも批判されている事実から、これまでの県の対応については、調査検討委員会から次

の点について特に指摘されている。

- ①行政指導を実施するも、的確に改善状況を把握し、その履行状況に沿って適切な指示をしていないこと
 - ②施設設置届と現状との相違を認識しながら、施設の改善状況を的確に把握していないこと
 - ③正確な測量を実施しなければ行政指導を実施できないとの認識しかなく、法律の運用解釈力が欠如していたことにより、大規模な不適正処理に繋がった
- その他にも、対象事案を通じて、大規模な不適正処理に繋がった原因として、許可や監視指導の実施において「不適切」若しくは「不十分」と評価されており、廃棄物行政を担う県（組織）として、対応の不十分さが明らかとなった。

（２）再発防止策

特定産業廃棄物に関する調査検討委員会による検証及び前記「（１）県の対応の問題点」を踏まえ、次のとおりの再発防止策を講じるものとする。

なお、これらの再発防止策については、三重県四日市市大矢知・平津事案（平成21年1月答申）及び桑名市五反田事案（平成22年9月答申）に係る同委員会の検討結果を踏まえ、これまでも順次実施しているものもあるが、今後もさらなる充実、強化に努めるものとする。

①法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成

法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成については、「行政法を理解し、各種判例動向を把握するための研修の実施」や「中長期的な視点に立った人材育成計画の立案と実行」に取り組む必要がある。

これまでも廃棄物分野の勉強会として「不適正処理問題事例からみた必要な対応、廃棄物行政に携わる職員の心構え」をはじめ、不適正処理事案についての勉強会や現地研修を行ってきたところである。

今後は、毎年4月に、転入者を対象者とした『実務研修会』（座学研修・実地研修）を開催し、廃棄物処理法を解釈運用するうえで必要となる法律の基礎知識や監視指導に必要な技術の習得を行うこととする。

なお、実地研修を通じて、現実の課題における法解釈力が備えられるような仕組みとし、また、職員が実務研修会の講師となることにより、講師となる職員の人材育成にも繋げていく。

また、規制権限を逸脱・濫用することなく、適時的確な指導を実施するため、研修による基礎的な知識を備えるのみならず、中長期的な視点に立った人材育成計画についても検討を進めていく。

②経験知を組織全体で共有するナレッジマネジメントの展開

経験知を組織全体で共有するナレッジマネジメントの展開については、職員の経験、ノウハウ、専門的な知識及び情報（ナレッジ）を組織で共有する仕組み（体系的な産廃監視指導システムの構築）や的確に情報を伝達できる引き継ぐ仕組みが必要である。

- ・ 事業場毎に、許可の概要（施設の形状）、指導経緯と改善状況を記載した総括表（監視指導カルテ＝立入検査票）の作成等を実施していく。
- ・ 事業者に対する認識と施設の現状（指導経緯・改善状況）を正確に記載し、後任者に引き継ぎ、後任者はこれに加筆を加え、次に職員に引き継ぐようなシステムの構築等について検討をする。

- ・ 人事異動時だけでなく、地域班編成の変更時（臨時的応援体制を含む）に担当事案、特に重要度別に整理した懸案事項の引き継ぎを徹底する。その際には、日常業務におけるナレッジマネジメントシステムを有効に活用していく。

③措置命令事案の自立的検証と効果的なPDCAサイクルの実施

今後、新たに発生する懸案事項についても、産廃特措法の対象事案であるにかかわらず、これまでの不適正処理事案の検証結果（四日市市内山事案、四日市市大矢知・平津事案、桑名市五反田事案）を踏まえ、自立的に事案を調査検討し、効果的なPDCAサイクルを実施していく。

具体的には、新たな不適正処理事案に関して調査検討委員会で検討された視点を参考に自ら調査検討し、今後の廃棄物行政に活かしていく。

また、実際に措置命令を発令する事案における事務処理のあり方の検証を実施していく。

④厳格かつ適正な費用求償の実施

産業廃棄物の不適正処理の責任は、一義的には原因者が負うべきものであり、厳格かつ適正に費用求償を実施してこそ、公金支出の正当性を担保できるのであり、また、事業者には産業廃棄物の不適正処理をする抑止力ともなりうる。

このことから、厳格かつ適正な費用求償に向け、費用求償体制の充実や手続マニュアルの整備などを積極的に実施していく。

（3）過去の調査検討委員会の検証結果を受けた対応状況

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会では、四日市市大矢知・平津事案及び桑名市五反田事案の調査検討が行われ、それぞれ平成21年1月及び平成22年9月に再発防止策等の提案・提言がなされた。これを受け、県では以下のとおり再発防止策の取組を行っている。

【提案・提言①】監視指導体制の維持、強化、そして「目的志向型組織」へ

昭和62年度に専任の産業廃棄物監視指導担当2名を配置して以来、時代とともに監視指導体制は充実してきている。

不法投棄や不適正処理等の発生を未然に防止していくためには、その組織体制を維持するとともに、悪質化・深刻化する事案に対応するために、現場最前線である地域機関の組織充実を含めた、更なる廃棄物行政全体にかかる組織体制強化の検討も必要である。

また、対象事案にかかる対応に関しては、違法状態等を確認した場合等に指導や命令等を実施してきているが、実施後の指導（事後対応）等が不十分で、実際の改善対策が進んでいない場合が見受けられる。指導や命令等を実施する真の目的は、違法状態の是正や改善対策の促進であるが、行政対応の「力点」を指導や命令等に至る経過（プロセス）に置いてしまいがちになり、真の目的達成のための、効果的で継続的な熱意のある行政対応に繋がっていないという実態もあった。

廃棄物処理法では、県は、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる責務があるとされており、その目的は、生活環境の保全を図ることである。廃棄物行政に限らず、行政は、その行動形態としてプロセス志向型組織になりがちであるが、対応の継続性が重要であることを十分念頭に置き、常に目的を明確化し、組織内で共有し、その目的達成のためのあらゆる方法を探り、自らの判断を絶えず見直すなど、「目的志向型組織」であり続ける必要がある。

<三重県の講じた再発防止策>

ア 機動的な監視指導体制の整備

平成23年度から、廃棄物監視・指導室を現場最前線である地域機関と深く連携して不適正処理事案に対応していく地域指導グループと広域的で悪質・深刻な事案に対応していく広域指導グループに組織再編し、各グループに副室長を配置することで、より機動的な組織とした。

また、室長のマネジメントのもと、それぞれのグループが有機的に連動し、産業廃棄物の不適正処理を未然に防止することを目的とする組織風土の醸成に取り組んでいる。

【提案・提言②】 感覚・感性を磨く（自己研鑽）

廃棄物行政に携わる職員には、専門的知識の習得とともに、不法投棄や不適正処理等に繋がる「兆し（シグナル）」を見逃さない感覚を持つことが求められる。

不法投棄や不適正処理等は、発見や対応が遅れば遅れるほど、後々の改善や是正に多大な「費用、時間、労力」を費やすことになってしまう。

これまでに組織体制は充実してきてはいるが、その職員数と対応時間には限界があり、何から何まで全てに対応するわけにはいかない現状のなか、いかに関係のない情報（ノイズ）に惑わされず、優先的に対応しなくてはいけない事象から発信される「兆し（シグナル）」を見落とさないための感覚・感性（センス）を絶えず磨き、持ち続けていかなければならない。

また、職員の自己研鑽には、廃棄物資源循環学会や全国都市清掃会議等の廃棄物に関する調査研究会へ参加するとともに、その機会を情報発信の場として活用することも有効である。

<三重県の講じた再発防止策>

ア 新任職員の自己研鑽と専門知識の共有

新しく産業廃棄物行政を担当することとなった本庁職員は、業務に必要な専門的知識を習得するため、各種研修会に参加し、必要に応じて地域機関の職員へ伝達研修を実施している。

【21年度以降に参加した研修会】

- ・日本環境衛生センター行政担当者研修
- ・基礎から分かる経営分析講座
- ・バーゼル法説明会
- ・暴力団排除対策のための講習会
- ・改正廃棄物処理法説明会 etc.

イ 自己研鑽としての研修会への積極的参加と情報発信

環境省や地方公共団体が実施している実践的な研修会（産業廃棄物対策研修、廃棄物・リサイクル基礎研修）や連絡会（廃棄物行政に関する連絡会）等に職員を積極的に派遣するとともに、県内の事例などを積極的に発表することに努めている。

【実績】平成21年度	研修会 21回、連絡会議 8回
平成22年度	研修会 18回、連絡会議 12回
平成23年度（1月まで）	研修会 14回、連絡会議 6回

【提案・提言③】人材育成と組織力向上

職員の知識、感覚、意識等の向上のためには、一過性の教育機会の提供だけではなく、中長期的な人材育成計画の立案と実行が必要である。

廃棄物処理法等に関する知識習得だけではなく、他の関係法令等に関する知識の学習、OJT (On the Job Training: 職場において職務をとおして行われる人材育成活動のことであり、職場のさまざまな機会をとらえて、仕事に必要な知識等を計画的に指導すること) 等を活用した実践的研修や知識伝達を進めるとともに、様々な廃棄物の課題に対して、一丸となって対応していくための「組織力」を更に強めていくための、学びあい・支えあう風土づくりを進め、学習し続ける組織であることが重要である。

<三重県の講じた再発防止策>

ア ショートミーティングと県民相談簿による“経験知”の共有

平成23年度から、地域指導グループ(各地域班)と広域指導グループが参加して、毎朝、ショートミーティングを実施している。また、県民からの通報・相談に関しては県民相談簿を作成している。これらは、各職員の情報を組織全体で共有し、個々の職員が直接かかわっていない事案の対応方法や判断基準を知り、室員全員の問題意識、危機意識を醸成する機会(OJT)になっている。

また、職員の“経験知”を組織全体で共有する取り組みは、自らの事案に的確に対応できるだけでなく、将来起こりうる事案を予測する(考える)ための“ノウハウ”を学ぶ貴重な機会ともなっている。

なお、ショートミーティングでは、常に「県民の安全と安心につなげること！」を原点にして、様々な廃棄物の課題に向けての仕事の方向性を確認することとしている。

イ 検討会・勉強会の開催による専門的知識の習得と共有

廃棄物処理施設の定期検査や建設混合廃棄物の取扱いなどの個別課題については、具体的な事例についての勉強会や現地研修を行うなど、より実践的な研修を行うことに努めている。

さらに、測量や放射線の測定方法など、実際の業務に有用な知識についても模擬的な測量・測定を行う研修会を開催している。

○分野勉強会の開催状況

年度	日付	内容
19	第1回 (平成19年4月13日)	不適正処理問題事例からみた必要な対応、廃棄物行政に携わる職員の心構え
	第2回 (平成19年7月4日)	1. 告発上の留意事項 2. 条例改正について 3. ○○市魚さい処理工場の問題点について
	第3回 (平成19年12月25日)	1. 最近の地方行財政制度の動きについて 2. 行政代執行の実例と課題 3. PCB 廃棄物不適正処理事案について
20	第1回 (平成20年7月4日)	1. 費用求償の課題（講師）廃棄物適正処理室 2. 行政対応の検証と今後の再発防止に向けて
	第2回 (平成20年8月22日)	1. 許認可事務及び行政処分 2. マニフェスト制度
	第3回 (平成20年10月17日)	1. 桑名市五反田事案、四日市市内山事案現地視察 2. 現地視察を踏まえた討論
	第4回 (平成21年1月14日)	1. 開発許可制度について 2. 『伝達研修』北九州環境技術創造道場
	第5回 (平成21年2月10日)	1. 政策解説「産業廃棄物条例はこうやってできた！」 2. 施策説明「平成21年度 ゴミ行政のポイント！」 3. パネルディスカッション
21	第1回 (平成21年8月26日)	1. 優良性評価制度について 2. 市町における一般廃棄物処理の実態について 3. 行政代執行について 4. 監視指導の留意点について
22	第1回 (平成22年8月20日)	1. 災害廃棄物の処理について 2. 廃棄物処理法の改正について 3. 産業廃棄物に係る判例について

○法制度（法律・条例）に関する勉強会の開催状況

年度	日付	内容
21	平成21年9月30日	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例について
22	平成23年3月2日	廃棄物処理法及び条例の改正内容について

○個別課題に関する勉強会の開催状況

年度	日付	内容
21	平成21年4月	重要事案検討会
	平成22年3月	汚泥・残土の勉強会
22	平成22年4月	重要事案検討会
23	平成23年4月	重要事案検討会
	平成23年8月	測量勉強会
	平成23年10月	篩い下勉強会（2回）
	平成23年11月～12月	定期検査勉強会（焼却炉・最終処分場）（2回）

ウ 学びあい・支えあう風土づくり（学習し続ける組織）

廃棄物処理施設の定期検査や建設混合廃棄物の取扱いなど重要事案では、地域指導グループ全体で実施したり、通常2名で対応するところを4名以上で対応するなど、より多くの職員が参加し、その着眼点や指導方法などを職員が相互に確認することで、「個人力」での対応から「組織力」での対応への「変化」を目指している。

【提案・提言④】多様な主体との連携

時代の変遷とともに、県としての監視指導体制は充実してきたが、不法投棄等が完全になっていないということも事実である。

早期発見、早期対応のために、県は、多様な主体との連携を図り、様々な施策や事業を進めていく必要がある。

ア) 県民（地域住民）との連携

地域住民からの声（情報）に耳を傾け、その情報を尊重し、最大限に活かす努力が求められる。そのためには、関係する地域住民との対話の機会を積極的に設ける等して、より一層地域住民へ情報提供を行うとともに、地域住民から幅広い情報の収集に努める必要がある。

そのことにより、「現場にいちばん近い」地域住民自らの監視の目も光ることとなり、行政と地域住民との連携による不法投棄等の早期発見に繋がっていくことが期待できる。

イ) 基礎自治体である市町との連携

様々な廃棄物問題の解決のためには、廃棄物行政を一緒に担う市町と県が、相互に情報を提供し合い、相互に話し合い、意見交換等を行うことができる強いパートナーシップを形成する必要がある。

ウ) 各関係機関、関係団体等との連携

さらに、関係他法令等を所管する県や国の関係機関や廃棄物に関わる各種団体等とも連携を密にし、各施策を進めていく必要がある。

＜三重県の講じた再発防止策＞

ア 県民（地域住民）との連携

◆県民からの不適正処理情報への迅速かつ的確な対応

廃棄物ダイヤル110番及び廃棄物ファックス110番を継続するとともに、一般電話による通報について、早期に現場を確認し、結果を通報者に連絡するなど迅速かつ的確な「相手の立場に立った対応」を実施するようにしている。

また、県民からの通報や相談は、県民相談簿にその処理状況を記録し、廃棄物監視・指導室に備えておくことで、通報者に誰でも的確に対応できるようにするなど、県民からの不法投棄をはじめ不適正処理情報を積極的に受け入れ、それを活かす活動を行っている。

◆地域住民の不法投棄パトロールへの支援

平成23年度から、住民団体の不法投棄パトロールをサポートするため、市町から推薦のあった団体に、腕章、車両用ステッカーの啓発資材の配布を行い、「現場にいちばん近い」地域住民自らの自主的な活動の活性化・定着化を目指している（平成23年度は3団体）。

イ 基礎自治体である市町との連携

平成15年度から実施している県内市町との産業廃棄物の立入検査協定を継続して実施しており、毎年4月に市町職員を立入検査員に任命している。これにより、市町職員に産業廃棄物に関する立入検査を実施できる権限を認めている。

また、立入検査協定を締結していない市を含め、県の地域機関は市町と廃棄物に関する情報を相互に交換するとともに、個別事案では、必要に応じて共同での立入検査や立会を行うなどの対応を行っている。

さらに、この協定の実効性を確保するため、立入検査権限が付与された市町職員を対象とした講習会を継続して実施している。

【実績】三重県市町不法投棄等防止対策講習会

平成21年度	平成21年10月13日開催	参加者	45名
平成22年度	平成22年12月15日開催	参加者	38名
平成23年度	平成24年1月19日開催	参加者	37名

ウ 各関係機関、関係団体との連携

◆業界団体との情報交換

社団法人三重県産業廃棄物協会との情報交換を定期的に行い、産業廃棄物に関する法令等については、必要に応じて機関誌に掲載を依頼するなどして、事業者には法制度を周知している。

◆更なる情報提供協定の締結と講習会の実施による知識の普及

平成16年度から実施している10森林組合との不法投棄等の情報提供協定に加え、平成22年3月には、県内を巡回することが多い企業2社とも協定を締結し、より幅広い情報提供の仕組みづくりに取り組んでいる。

なお、県が実施する産業廃棄物の講習会に、協定を締結した団体やその職員の参加を促し、

産業廃棄物に関する知識の普及を図っている。

◆民間警備会社による監視パトロールの実施

平成21年度には、民間警備会社の“ノウハウ”を活かし、休日・平日夜間の監視を強化するため、平成22年1月から3月に民間警備会社に休日・平日夜間の巡回監視を委託し、不法投棄・不適正処理を早期に発見する取り組みを実施した。

平成23年度には、この結果を検証し、施設又は事業所の巡回監視に、より重点をおいた監視パトロールを実施している（平成23年7月～平成24年3月）。

◆他府県との連携

隣接府県や三県一市で産業廃棄物の積載車両の路上検査を実施するとともに、個別事案について、情報交換や指導方針に関する意見交換を行っている。

【提案・提言⑤】情報共有を一步進めた「情報交流」による情報把握と積極的な情報発信

様々な廃棄物の課題については、廃棄物処理法だけでは解決することができないことも多く、他の法令等を所管する関係機関との情報の連携（情報交流）が重要である。

また、県民の意識を高め、排出事業者や処理業者の意識向上のためには、県庁内部での情報把握や関係する行政組織全体としての情報共有だけではなく、不適正処理等に関係する様々な負の情報（行政処分や改善指導状況等）も含めた「わかりやすい（やさしい）情報」を、積極的に発信することが必要である。

<三重県の講じた再発防止策>

ア 行政処分や再資源化施設の公表

三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成21年4月施行）に基づき、行政処分の情報を三重県のホームページで公表しており、許可業者にとどまらず、排出事業者の産業廃棄物の適正処理にかかる意識を高め、産業廃棄物の不適正処理の抑止力にもなっている。

また、建設リサイクル法に基づく再資源化施設（がれき類又は木くずの破砕施設）の状況を県のホームページで紹介し、建設廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進している。

【産業廃棄物処理業者に関する処理業許可取消処分情報件数】

21年度：8件、22年度：11件、23年度（1月末）：5件

【掲載事業所数（23年度：がれき類（78事業所）、木くず（82事業所）】

イ 他法令所管部局・県警との情報の連携（情報交流）

不法投棄や不適正処理に関する情報については、これまでも警察や他法令所管部局との情報交換に努めてきたところであるが、事業者に指導を実施する場合も、必要に応じて、合同での立入調査を実施できるよう、警察や他法令所管部局と事前に調整し、より緊密な連携に努めている。

また、個々の不適正処理事案では、農地法や開発許可など他法令を所管する部局と調整しながら、事業者への指導を実施している。

ウ 「わかりやすい（やさしい）情報」の積極的な発信

地域住民からの生活環境保全上の支障等に関する懸念の声には、回覧板で利用できるような、

平易な表現でできるだけ分かりやすい資料を作成し、随時、提供している。地域の自治会長等を通じて、事案の現状や県の対応状況などを積極的に発信し、地域住民に広く周知できるよう努めている。

【提案・提言⑥】 守りだけではない、“攻めの” 廃棄物行政推進のための新たな施策展開

ア) 県独自の規制強化等による未然防止

廃棄物処理法の規制や基準等を補完するためには、三重県の地域特性等を勘案した県独自の条例による規制も有効である。三重県では、平成20年10月に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」(平成20年三重県条例第41号)を制定(平成21年4月1日施行)しているが、その的確な運用を行っていく必要がある。

イ) 監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる組織づくり

廃棄物行政を進めてきた数十年の知見(知恵)は貴重な財産である。それを集積・共有することにより、許認可や監視指導等にかかるマニュアル構築等を進めるとともに、そのノウハウについては、「集める」だけでなく、次代の廃棄物行政を担う職員に「繋げていく」組織づくりが求められる。

ウ) 現場の状況を的確に把握するための手段

現場の状況変化を捉え、後々に引き継いでいくためには定点での状況写真等を継続保存していくことも有効である。また、特に最終処分場については、現場で領域を明確に確認するため、物理的な境界確認の手段(杭等)のみならず、GPS(Global Positioning System: 全地球測位システム)等のシステム技術活用による把握確認方法も調査研究することが有効である。

エ) 全国の不適正処理事案関係自治体との連携

産業廃棄物の不法投棄等不適正処分に起因した生活環境保全上の支障等の除去を行政代執行により行う場合、各自治体は、技術的、財政的な側面のほか、住民等とのリスクコミュニケーション等総合的な検討を行うこととなるが、対策工法の選定や事業の円滑な実施において様々な課題を抱える状況となっている。

これからの再発防止を考え、そして行動し、国民や時勢に求められる廃棄物行政を推し進めていく糧とするためには、地域や事案の特性は違えども、全国の関係自治体が、こうした課題に関する相互の情報交換等を進め情報を共有し、個々の課題解決に繋げていくとともに、お互いに学び、知恵を共有する姿勢をもって、より一層の連携を深めていくことが大切である。

<三重県の講じた再発防止策>

ア 三重県条例による独自規制の実施

三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例で、産業廃棄物の適正処理を確保するため、「排出事業者による処分委託先の実地確認」、「産業廃棄物の保管場所に係る届出」及び「土地所有者等の責務」に関する規定を整備し、平成22年の廃棄物処理法の改正において当該規定が整備されるまで、法に先駆けて独自の規制を実施していた。

また、県外からの産業廃棄物の搬入についても、県がその発生工程などを事前に把握できるように条例の規定を整備し、不適正な処理が発生しないよう事前確認を実施している。

さらに、産業廃棄物処理業者の処理実績については実績報告書未提出者の氏名を、また、PC

B廃棄物については紛失や事故漏洩等に関する届出内容について公表を行うとともに、産業廃棄物多量排出事業者の適正管理計画及び実施状況報告については、平成11年度から廃棄物処理法で定められた年間1,000t以上の排出事業者に加え、500t以上の排出事業者に対して策定・報告の指導を行うことで、関係事業者の適正な処理を促進している。

【県内搬入届出件数（22年度：559件）】

【PCB廃棄物の紛失・事故届出件数（22年度：3件、23年度（1月末）：1件）】

【産業廃棄物処理実績報告書未提出者数（22年度：194件）】

【適正管理計画・実施状況報告件数（22年度：632件）】

イ PCB廃棄物の不適正処理の未然防止

PCB廃棄物の不適正な処理を未然に防止するため、平成20年度からPCB廃棄物専門員2名を配置し、地域機関と連携して県内の1,000を超えるPCB廃棄物保管事業者へ順次立入し、適正保管及び早期処分等について指導を実施している。

【PCB立入指導件数】

20年度：814件、21年度：662件

22年度：441件、23年度（1月末）：372件

ウ 多量排出事業者に対する指導の実施

年間500t以上の多量排出事業者に対しては、排出事業者責任に基づく適正な処理を推進するため、環境技術指導員2名による適正管理計画等の策定指導を実施している。

【適正管理計画策定企業訪問件数】

20年度：76件、21年度：49件、22年度：24件、23年度（1月末）：67件

エ 分かりやすい「産業廃棄物処理の手引き」への改訂

平成22年の廃棄物処理法の改正を受け、産業廃棄物にかかる基準等を簡潔にまとめた「産業廃棄物処理の手引き」を改訂し、産業廃棄物の処理に関わる事業者のみならず産業廃棄物行政を担当する県職員にも広く活用できるものとした。

オ 分かりやすい「許可申請の手引き」への改訂

産業廃棄物処理業者への許可申請の審査を担当する地域機関の職員が円滑かつ公平・公正な審査・指導が行えるよう許可基準のひとつである経理的基礎に関する審査の指針及び手順を定めたガイドラインを新たに作成するとともに、法改正やガイドラインを踏まえ、「産業廃棄物処理業の許可申請の手引き」を見直し、適正な許認可事務が行えるよう“ノウハウ”の共有化を図っている。

カ 定期検査マニュアルの作成

平成22年の廃棄物処理法の改正により、新たに設けられた廃棄物焼却施設及び最終処分場等の定期検査についても、職員が公正かつ厳格に検査が実施できるよう三重県廃棄物処理施設定期検査実施マニュアルを作成し、全職員が統一的に取り扱えるようにした。

キ 監視指導の標準化の実践

これまで、環境省の「行政処分の指針」を基本に監視指導を実施してきたが、平成23年度には、事業者への対応をより標準化するため、監視・指導のフローを室全体で検証・整理し、OJTで全職員に浸透させるとともに、この考え方にに基づき、監視・指導の実践を図っているところである。

また、建設混合廃棄物の取扱いなど特定の課題についても、職員により異なる指導とならないよう考え方を整理し、室内会議において組織全体での共有を図っているところである。

今後は、異動時の教育訓練により、これらの考え方を引き継いでいく予定である。

ク 定点での各種写真の継続保存

◆スカイパトロールでの継続的な状況把握

スカイパトロールでは、不適正処理事案だけでなく、問題のない施設や事業所についても、継続的に状況写真を撮影し保存している。なお、当該施設や事業者で不適正処理が発生したときに、的確な監視指導が実施できるよう写真の撮影場所の選定に配慮している。

なお、これまで監視指導を実施していない地点について、過去の状況を把握する必要性が生じたときは、必要に応じて、国土地理院が撮影した航空写真により補完することとしている。

◆日常の監視指導による継続的な状況把握

日常の監視活動では、これまでも状況写真の継続保存に努めてきたが、監視日報の作成において、前回の立入時や過去の状況との比較できることをより重視して、監視箇所を撮影することとしている。

特に、改善指導中の事案では、定点における撮影を重視する意識付けがなされてきており、その結果、同一位置からの写真撮影が行われることが多くなってきているところである。

また、平成23年度に実施している、不法投棄・不適正処理の発見を図るための民間警備会社による巡回監視でも、定点から施設及び事業所を撮影することとしている。

ケ GPSシステムの技術活用による把握確認

近隣に人家がない山林での不法投棄や不適正処理事案等において、必要に応じて、カーナビゲーションシステムにおけるGPS機能を、現場位置の確認やその後の継続的な監視時の位置把握に活用している。

また、大規模最終処分場での分析試料の採取場所や測量ポイントの確認・把握にGPSを使用するなど、現場でのひとつのツールとしてGPS利用に努めている。

コ 全国の不適正処理事案関係自治体との連携

県では、産廃特措法に基づく実施計画書を提出した地方公共団体と定期的な会議を開催し、情報交換を積極的に行うとともに、共通の課題について議論を重ね、実務に役立てることとしている。また、このような会議を通じて、各自治体の担当者同士が日常的に情報を交換できるネットワークが形成されつつある。

【提案・提言⑦】 即時性を持った情報提供

地元住民への情報提供は適宜、適切に行われているが、広く県民への即時性を持った情報提供のため、ホームページの活用が望まれる。

＜三重県が講じた再発防止策＞

三重県では、産業廃棄物不適正処理事案のホームページを平成23年10月26日に立ち上げ、県内の各産業廃棄物不適正処理事案について、技術検討専門委員会の開催結果やモニタリング結果を掲載し、広く県民への情報提供を行っている。

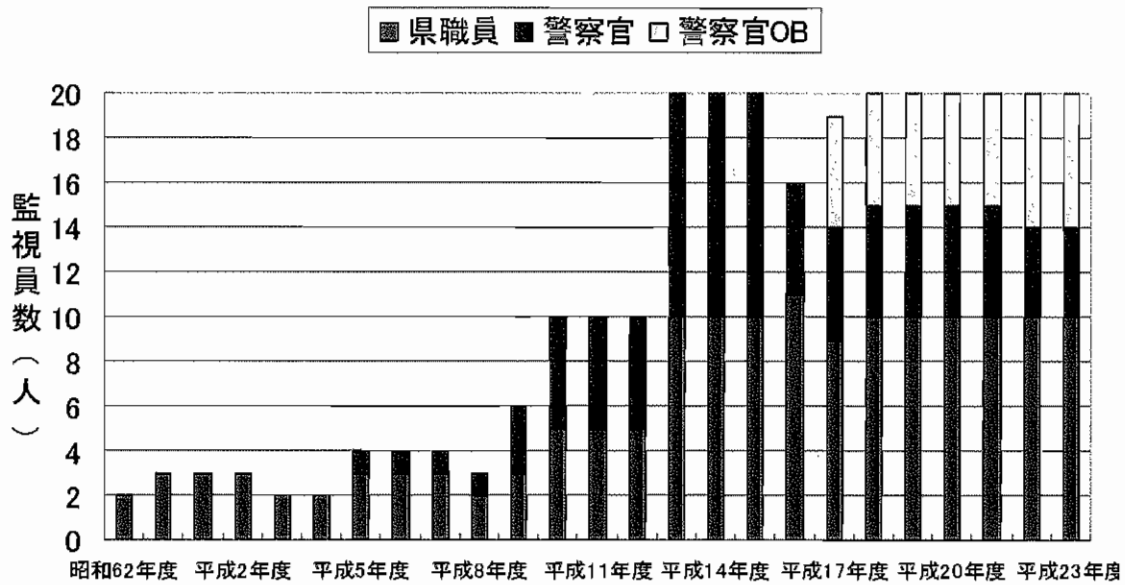
(4) その他

その他、県ではこれまでに次のような再発防止策を講じてきている。

①監視・指導体制の強化

昭和62年度に本庁内に専任の産業廃棄物監視担当2名を配置し、県内の産業廃棄物処理業者等の監視を開始して以降、監視・指導体制を年々強化し、平成23年度は警察官4名、警察官OB6名を含む20名体制で監視・指導を展開している。

[監視・指導体制の変遷]



[平成23年度上半期の実績（平成23年4月～9月）]

・監視・指導件数

	延べ監視数	指導数	指導内訳
件数	1,974	499	口頭指導 465 文書指導 34

・休日等監視活動日数：37回、早朝・深夜監視活動日数：11回

・主な指導等の内容

処理基準違反及び保管基準違反への警告、是正指導
不法投棄の撤去指導
野外焼却への警告

②様々な情報提供（情報収集）のツール

廃棄物の不法投棄等不適正処理事案の情報を少しでも早く把握することを目的として、廃棄物ダイヤル110番及び廃棄物ファックス110番を設置している。

廃棄物ダイヤル 110番：0120-53-8184（ごみはいやよ）
廃棄物ファックス110番：0120-53-3074（ごみ三重なし）

[平成23年度の実績（平成23年4月～12月）]

通報件数 廃棄物ダイヤル110番：35件（内訳は次のとおり）

	不法投棄	野外焼却	不適正処理	その他	計
件数	12	5	4	14	35

③他府県等と連携した産業廃棄物運搬車両路上検査の実施

県境付近では、岐阜県や滋賀県等との共同で、又は、三県一市（愛知、岐阜、三重、名古屋）でも産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況、搬入先等を確認するとともに、廃棄物の適正運搬、適正処理等について指導、啓発を実施している。

[平成23年度の実績（平成23年4月～10月）]（県内実施分）

- ・実施日：平成23年5月31日及び10月25日（各1ヶ所）
- ・場所：国道1号（亀山市内）、国道258号（いなべ市内）
- ・路上検査車両数：37台

④防災ヘリ等を活用したスカイパトロール等の実施

防災ヘリや県警ヘリによる上空からの監視、悪質な事案に対する重点的な監視、休日や早朝夜間の監視等を実施している。

[平成23年度上半期の実績（平成23年4月～9月）]

- ・スカイパトロールの実施回数：1回
- ・休日等監視活動日数：37回
- ・早朝・深夜監視活動日数：11回

⑤排出事業者等に対する指導や意識啓発等

事業者等の自主的な情報公開の促進、産業廃棄物処理に関する知識習得や情報収集のための産業廃棄物適正管理セミナーの開催している。

また、廃棄物処理法の改正情報や各種通知等を提供するため「三重産廃情報メール」を配信している。

[平成22～23年度の実績]

- ・ 自主情報公開事業者数：620事業所（平成23年3月末実績）
- ・ 産業廃棄物適正管理セミナー
22年度：2回 延べ437名、23年度：1回 260名

⑥監視カメラの運用、監視情報のデータベース化

不法投棄等の未然防止のため、監視カメラ通報システムの整備活用及び監視・指導情報のデータベース化を実施している。

⑦産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度

平成18年4月から「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」を導入し、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めてきたところであるが、規則第9条の3の規定による「優良産廃処理業者認定制度」が平成23年4月から実施され、旧制度における「遵法性」、「情報公開性」、「環境保全への取組」の3要件から、新制度においては「遵法性」、「事業の透明性」、「環境配慮の取組」、「電子マニフェスト」、「財務体質の健全性」の6要件を満たすことが必要となり、この6要件を満たす優良産廃処理業者については、許可証に優良マークが記載されるとともに、許可期間が5年から7年に延長されるインセンティブが付与されることとなった。

【旧制度実績（平成23年3月31日現在）】

許可区分	旧制度適合事業者		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	35	8	43
産業廃棄物処分業	0	3	3
特別管理産業廃棄物収集運搬業	21	5	26
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	0
合計	56	16	72

【新制度実績（平成24年1月31日現在）】

許可区分	新制度認定事業者		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	33	10	43
産業廃棄物処分業	0	6	6
特別管理産業廃棄物収集運搬業	19	7	26
特別管理産業廃棄物処分業	0	1	1
合計	52	24	76

⑧三重県産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議

平成19年6月12日、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止、発生のおそれ、発生又は事後処

理等に関して、関連する法令等を所管する各部が連携して必要な事項を協議し、不法投棄等に迅速かつ的確に対応するため、県庁内連絡会議を設置し、情報交換や情報共有等を実施している。

[平成23年度構成メンバー：関係法令等の所管担当室長等により構成]

環境森林部（理事、循環型社会構築分野総括室長、廃棄物対策室長、廃棄物監視・指導室長、廃棄物適正処理プロジェクト推進監、森林保全室長）、農水商工部（農地調整室長）、

県土整備部（建設業室長、流域維持管理室長）、総務部（法務・文書室長、税務政策室長）

<開催実績>

年 度	実施回数	テ ー マ
平成19年度	5回	・不法投棄等未然防止対策の推進 ・員弁川油流出事故（東員町筑紫地内） ・B社悪臭問題 等
平成20年度	1回	・員弁川油流出事故（東員町筑紫地内）
平成21年度	1回	・員弁川油流出事案（桑名市五反田地内） ・員弁川油流出事案（東員町筑紫地内）
平成22年度	1回	・桑名市源十郎新田地内 油滲出事案

⑨産業廃棄物の適正処理を進めるための県独自の条例の制定

産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的として、平成20年10月24日、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」を制定している。

また、改正廃棄物処理法との整合を図るため、平成23年4月1日、条例の一部を改正した。

- ・事業者の義務（保管場所の届出等）
- ・土地所有者等の義務（所有地等の使用方法等の確認等）
- ・産業廃棄物処理状況等の透明化（処理状況の報告、行政処分公表等）
- ・PCB 廃棄物の適正な管理（紛失時、事故時の措置等）

VI その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に際し、配慮すべき重要事項

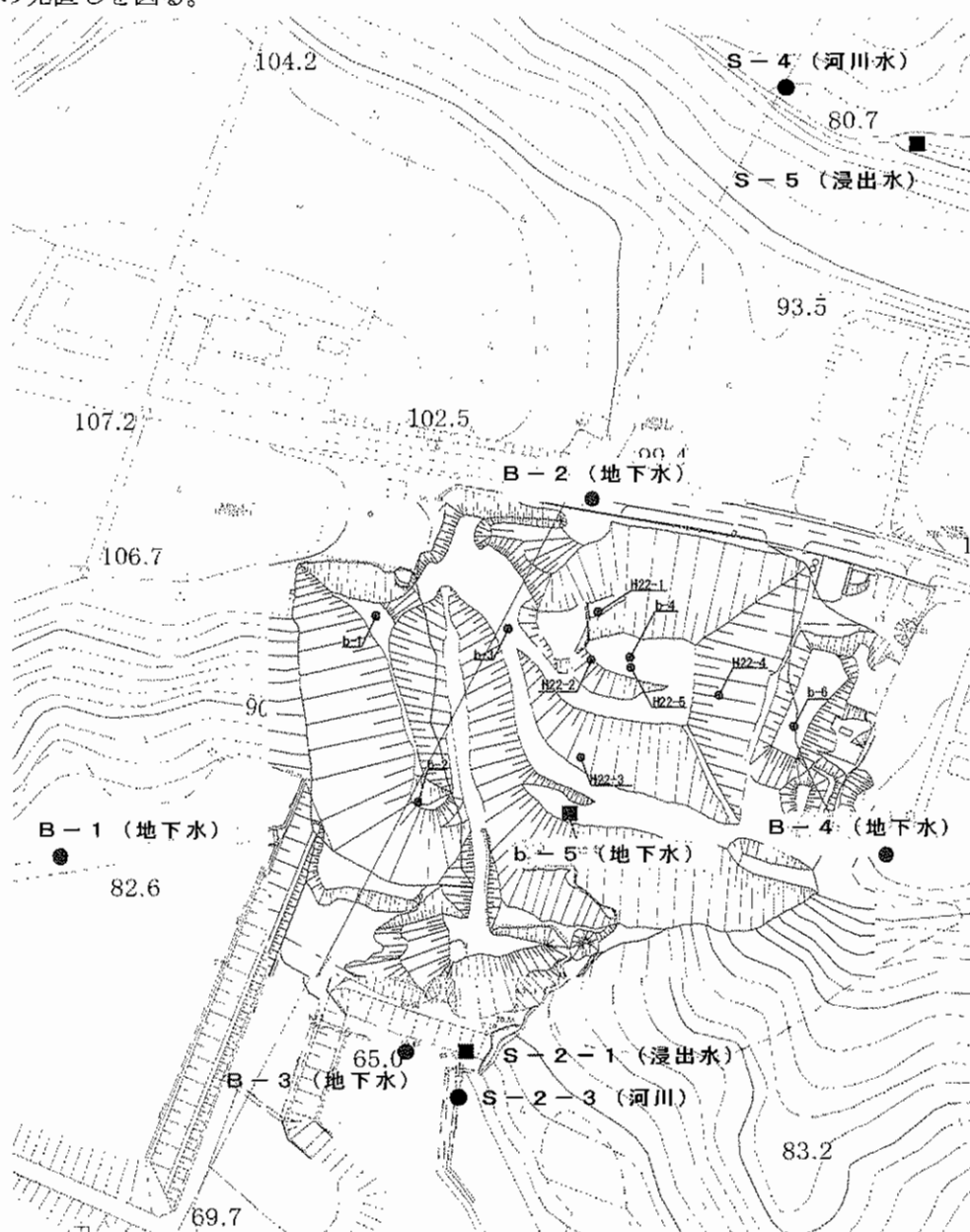
1 特定支障除去等の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項

(1) モニタリング実施計画

特定支障除去事業の実施にあたっては、事業実施に伴う周辺環境への影響及び対策効果を把握し、適切に対応するため、発生ガス及び水質調査等のモニタリングを行う。

モニタリング地点は図VI-1、モニタリング実施計画は表VI-1に示したとおりである。

モニタリング調査結果については、四日市市や関係自治会等に対し、ホームページや説明会等を通じて積極的に情報提供に努めるとともに、必要に応じ専門家に助言を求める等、適宜モニタリング調査内容の見直しを図る。



図VI-1 モニタリング地点

表VI-1 モニタリング実施計画

区分	項目	内容	頻度
対策 工 事 中	悪臭調査	敷地境界における悪臭防止法に準じた調査 (法に基づく調査又は検知管法)	週1回程度
	発生ガス調査	工事によりガスが発生した場合のみ実施(硫化水素、 メタン等)	随時
	河川水等調査	工事による河川水への影響確認(ふっ素、ほう素、 BOD、COD、TOC、硝酸・亜硝酸性窒素等)	月1回程度
対策 工 事 完 了 後	悪臭調査	敷地境界での悪臭確認	年4回
	発生ガス調査	モニタリング管内における発生ガス調査(硫化水素、 メタン等)	年4回
	河川水等調査	河川水への影響確認(ふっ素、ほう素、BOD、 COD、TOC、硝酸・亜硝酸性窒素等)	年4回

(2) 施工中の作業基準及び作業環境対策

対策井戸の設置時においては、硫化水素ガスやメタンガスが発生するなど、作業環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、下記の作業環境対策等を実施する。

- ①送風機を用いた換気による発生ガスの希釈と滞留防止
- ②硫化水素用防毒マスクの装着

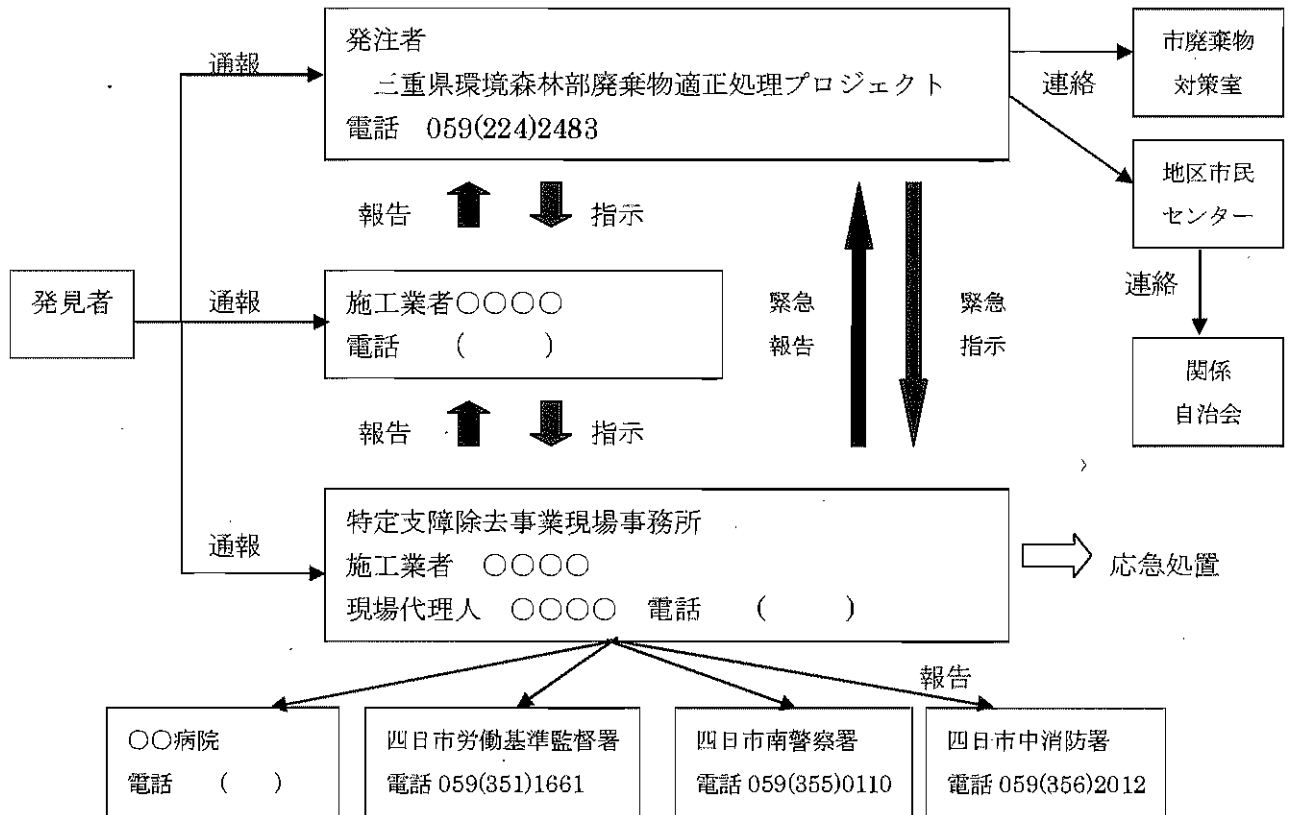
また、作業環境の管理については作業環境基準(表VI-2)を遵守し、ガス警報器等の測定機器により日常管理を行う。

表VI-2 現地作業環境基準

物質名	発生基準値	概要
硫化水素	5ppm	作業環境評価基準
メタンガス	5.0%以下	労働安全規則の爆発下限値
炭酸ガス	1.5%以下	労働安全衛生規則第585条
酸素	18%以上	同上

2 緊急時の連絡体制

特定支障除去等事業の実施にあたっては、事故及び不測の事態により環境への影響が生じた場合に備えて、被害の拡大防止など、迅速かつ的確な対応が図れるよう連絡体制表（図VI-2）を策定し県、市、消防、警察等の関係者に対する連絡体制を整備する。



図VI-2 連絡体制図

3 実施計画策定に当たって住民の意見等が反映される必要な措置

これまで関係自治会代表者に対し、行政代執行施設の運転管理状況及び定期モニタリングデータの報告（月1回）を行ってきた。

また、学識経験者等で構成する「四日市市内山事案技術検討専門委員会」を公開で実施し、委員会の内容をホームページに掲載する等積極的に情報公開を行うとともに、専門委員と住民との意見交換の場を設けることや現地見学会を開催する等、地元住民の意見を反映しやすい環境づくりに取り組んできた。

今後も関係者との情報共有を図るため、必要に応じて工事実施状況やモニタリングデータ等の情報提供や説明会、現地見学会を実施することとしている。

4 実施計画に対する三重県環境審議会の意見

三重県環境審議会からは、平成24年1月26日に次のような意見をいただいた。

四日市市内山町地内産業廃棄物不適正処理事案に係る特定支障除去等事業実施計画（案）については妥当である。

5 四日市市の意見

本実施計画策定にあたり、四日市市からは平成24年2月21日、次のような意見をいただいた。

第1段階の支障除去対策である硫化水素ガス対策（以下「ガス対策」という。）そのものについては、特段の意見はありませんが、次の要望を申し添えます。

- (1) ガス対策の実施にあたっては、周辺環境に十分に配慮するとともに、適宜、地元住民に状況報告等を行ってください。
- (2) 第2段階である恒久対策について、地元住民等の意見を十分に斟酌して早急に工法を決定し、ガス対策終了後、速やかに恒久対策に移行してください。なお、その際、学識経験者による評価を踏まえて対応してください。
- (3) ガス対策の効果を把握するためのモニタリング調査について、既往調査結果との比較が十分にできるよう計画してください。